

第十九回 参議院地方行政委員会會議録第四十八号

昭和二十九年六月一日(火曜日)午前十一時四十五分開会

出席者は左通り。

委員長 内村 清次君
理事 石村 幸作君
堀 末治君
小林 武治君

委員

伊能 芳雄君
伊能繁次郎君
木村 守江君
長谷山行毅君
館 哲二君
島村 軍次君
秋山 長造君
若木 勝蔵君
松澤 衆人君
笹森 順造君
加瀬 完君

衆議院議員

西村 直己君
藤尾 弘吉君

國務大臣

大藏大臣 小笠原三九郎君
厚生大臣 草葉 隆圓君
運輸大臣 石井光次郎君
國務大臣 塚田十一郎君
國務大臣 小坂善太郎君
國務大臣 木村篤太郎君

政府委員

法制局長官 佐藤 達夫君
法制局次長 林 修三君
人事院事務局長 佐藤 朝生君

国家公安委員長 青木 均一君

国家地方警察本部長官 齋藤 昇君

国家地方警察本部事務部長 柴田 達夫君

国家地方警察本部刑事部長 中川 董治君

自治庁次長 鈴木 俊一君

法務省刑事局長 井本 台吉君

法務省人權擁護局長 戸田 正直君

大蔵省主計局税関部長 北島 武雄君

海上保安庁次長 島居辰次郎君

常任委員 福永与一郎君

常任委員 伊藤 清君

大蔵省主計官 鳩山威一郎君

日本国有鉄道公安本部長 久留 義泰君

本日の會議に付した事件

○警察法案(内閣提出、衆議院送付)

○警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(内村清次君) それでは只今から地方行政委員会を開会いたします。

警察法案、警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を議題に供します。質疑を続行いたします。

○若木勝蔵君 私は小坂大臣に質問したいと思ひます。小坂大臣は今の現

行法の制定につきまして、どういふうにお考えになつておられたか、伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 現行警察法の提案理由を申し上げますときの私の言葉にもあるのでございませうが、非常にこの警察という力組織を、民主化したという意味においては偉大な貢獻をしたものだと思ひます。併しながらこれは占領下におきまする所産でございまして、当時の事情をも反映してございまして、非常に非能率、不経済という点が國民に財政的な迷惑を及ぼしておるといふ点がございまして、かたゞ、地域的に國警、自治警といふふうになつておりました。その間に連絡調整という、別個のものが連絡をするといふだけでありまして、それが、どうもそうした制度からする盲点の存在を否定し得ない結果を來たしている、こういうふうにお考えまして、この点は一いつ何とか改善をいたしたいと存じましたのが、この新しく御審議を頂いておきまする警察法の改正案を生んだ動機になつておる、かように御了解を願ひます。

○若木勝蔵君 現行法は民主的にできている点は大変いいと思ひ、そういうふうなお話がありましたが、現行法ができた当時の事情からいたしまして、もう少しその点詳しく御説明願ひたいと思ひます。

○國務大臣(斎藤昇君) 私から申し上げるまでもなく、当時といたしましては、日本の占領政策といたしまして軍隊の破壊と申しますか、壊滅、それから官僚組織、殊に警察制度の何と申しますか、完全な地方分権、それによつて日本の民主化を促進しよう、勿論これは大臣もいつか御説明になりましたように、確かに世界の平和が、米ソ手を握つて世界の平和を保ち、且つ世界の民主化を図つて行くという前提に基いた政策だと存じます。そういう前提から出発をいたしましたのでありまして、世界恒久の平和というものを前提にし、日本が再び世界平和の脅威にならないといふ占領政策の根本方針に基く一つの大きな政策の環としてとられた。その内容は今大臣がおつしやいました通りでありまして、法案自身につきましては、日本の警察法を如何に改めるかといふことが大きな問題と相成りまして、日本政府側におきまして、警察制度調査会というふうなものを設けて検討をいたしました。十分な結論を得ないまま、早急に改正を實施すべくGHQから強い指示がありました。当時の日本政府といたしましては、改正に関する意見書をGHQに出したのでございませう。その意見書に対する回答をいたしまして、警察法改正に関するいわゆるマツカーサー元帥の書簡というものが参りました。その書簡の趣旨に従つて一日も速かに警察法を改正するようにという指令が参つたのであります。マツカーサーの手紙は資料として提出をいたしておりますが、その中に引用されておりまする政府の意見、政府はどう

いう組織がよろしいと考えて出しましたか、これは門外不出になつております。今日その政府の出した案がどこにあるか、殆んど全然わからないといふ状況になつております。そこでGHQのほうでは警察法の原案を作られまして、これによつてやるようにということに相成りました。これについては政府としては意見を差映む余地なく、殆んどそのままに政府案として国会に提案し、そうしてそのままに議決をされたといふ状況でございませう。

○若木勝蔵君 そういたしますと、現行法の最も重要な点は、私は現行法に示された前文にあると思ひます。今回のこの改正案にはこの前文を抹殺してある。この前文に書かれてあるところの現行法の精神というものは私は全く憲法を警察といつた方面に具体化したもののように思ひます。この点については小坂大臣はどういふふうにお考えになつておりますか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 前文という形式をとりまする法文の書き方は、我が國の法律には非常にまあ少いのでありまして、極めて異例に屬すると思ひます。前文にありますが、これはやはり日本人の感覚によつて法律化する以上、法文の中へ書くといふほうがより適當であらうと思ひます。第一條にその目的を謳つておりますのでございませう。即ち「民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障し」云々と思ひます。飽くまで

も警察というものは個人の権利と自由を保護するものである、公共の秩序と安寧を維持するのである、而もそれは飽くまで民主的理念に立脚せねばなら

んというところで、前文にございますと同一の趣旨に基きまして、法第一条にその目的を掲げておる次第でございます。前文のある法律というものは現在は教育基本法、日本学術会議法、国立国会図書館法、憲法は勿論ございますけれども、日本の法律ではこの程度に相成つておると存じます。

○若木勝藏君　そうするというと、現行法に示されてあるところのこの前文の精神というものは、改正法のすべてに亘つてこれは漲つておると、こういうふうな考えですか。

○国務大臣（小坂善太郎君） さようで
す。

○若木勝藏君　そうすると、そこに問題があるのでございますが、一体前文にはこう書いてある。「国民のために人間の自由の理想を保障する日本国憲法の精神に従ひ、又、地方自治の真義を推進する観点から、国会は、秩序を維持し、法令の執行を強化し、個人と社会の責任の自覚を通じて人間の尊厳を最高度に確保し、個人の権利と自由を保護するために、国民に属する民主的權威の組織を確立する目的を以て、ここにこの警察法を制定する。」、こうある。私はこの現行法の精神が今回改正されたところの改正案に、今小坂大臣は全部これは漲つておるといふようなお話でありましたが、私の解釈する限りにおいては、全然そういうふうな方面は大臣の言うように考えられないのでございます。先ずこの前文に示されてあるところの地方自治の真義の精

神を推進するという、それがどこに一体条文なり或いはどの個所にこれが漲つておるといふふうに見られるか。その点の御説明を願います。

○國務大臣(小坂善太郎君) 憲法も新らしく制定され、又その憲法の下に諸種の法令が續々と作られました占領下のこの時代におきましては、特に日本國憲法の精神に従いということを謳うことは非常に奇異の感を當時としては持たなかつたのであります。併し現在私どもといたしましてみますれば、日本國憲法の精神に従うことは当然のこととございまして、あらゆる法案において日本國憲法に従いということをやわざわざ謳うこともなからうと、これは当然のことであらうと考えておるのであります。従つてこの法案にはそうした扱い方はいたしません、第一条にございます「民主的理念を基調とする」、この「民主的理念」ということにおきまして、只今仰せのごとき問題は包含されておるといふ考えでるのでございます。民主的理念とは、民主主義の立場に立ち民主主義を根本とする考え方であつて、憲法に定めております國民の權利に淵源し、國民の信託により、或いは國民のために行うべき基本的人權が保障されること、又地方自治の尊重という觀念はそこに含まれておる、包括されておるものである。即ち警察とは國民に代つて國民のためにその職務を行うものである。かういふこととでございますので、當然に地方自治の觀念というものは民主的理念といふところの中に包括されておると考えておるのであります。

○若木勝藏君　今の解釈で私は満足で
きません。それでだん／＼その点につ

いて具体的にいろいろ御質問申上げた
 と思うのであります。私としてはこ
 の大事なところの前文をこういうふう
 に抹消してしまふということは、これ
 はただ単に法文の技術的なものの上か
 ら考えるべきものではない。やはり今

や日本の法律においてはそういうものの必要を認めない、これは慣習だ、こんなことで片付けることができないもののように思う。若しこういうふうな前文というふうなものを外すという考えであつたならば、先ず私は憲法というものの改正から考えなければいけない、こういうふうに思うのであります。その改正なくして勝手にこういう前文を外して、そうして法律の体裁を整える、こんなことでは私は簡単に片付かない問題だと思ふのであります。

そこで先ず憲法の改正について、先般も私はここで首相にこの質問をしたのであります。併し改正するところの考えは持つておらない。私は改正するところの考えは持つておらないとして、あなたの所管であるところの労働関係から考えても、やはりスト規制法であるとか、そういうふうなもの、或いはその他の破防法であるとか、或いは教育二法案であるとか、いわゆる労働基本権、或いは基本人權、こういうものを憲法を越えて制約するところのもの、憲法がここに現われておる。憲法の改正は実質的に行なつておるんじゃないか、こういうことを質問したのでありますけれども、首相は私はそのようには考えないと極く簡単な答弁で終つておるのであります。あなたは國務大臣として、首相はああいふうに答弁しておるけれども、相当さういふ点については研究せられておると思う。あ

なたのほうにも憲法改正の何か研究会か調査会というようなものさえ行われておる。そういう点から憲法改正についてあなたはどのようなふうと考えておられるか、この点伺いたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 憲法は御承知のように國家の基本法でございまして、みだりにこれについて改正などを試みるべきものでない、という私どもは考えを持つております。この点につきましては總理も先般答へられた通りでございします。従つて政府としては今改正の意思を持たずと、そういうことを答弁されたが、その通りであります。只今お話の中に、この警察法は憲法の精神を變えるものではないかというふうなお話がございますが、これは全くそういう意圖を持つておりませんし、事實法文を御研究下さればそのようなことではないということが明瞭であらうと思ふのであります。只今私の所管に属します労働關係につきまして、エト規制法の話が出ましたが、あれは何か非常に二十八條の労働基本權を侵害するといふようなお説も行われておりますけれども、元來石炭の争奪の場合、保安要員の引揚はいかんとしう、これは炭鉱というものが保安を必要とすることはこれは明瞭なんです。一体争議といふものは、これは雇用關係の継続を前提として行われるものでありまして、争議が行われて、その後において帰るべき職場を失ふというふうなことは争議行為としてでも妥当でない。これはもう明瞭だと思ふのであります。そういうことをいけませんという解釈法規んでございまして、憲法にも十二條、十三條それ々々權利いふものは公共の福祉を擁護し、或

はこれを守るために、又これを損なうために用いらるべきものであつて、その濫用はいかんとすることが規定されておるのであります。我々は日本国憲法の趣旨に忠実である、飽くまで忠実であると考えておる次第でございます。

○若木勝藏君 新憲法ができて、その憲法の精神を汲んでできた当時の労働組合法というようなものから考えますれば、これは一大、私はあなたが何と答弁されても制約が加えられておる。明らかにこれは憲法の精神を越えておるもののように私は考えます。併し今既成法がどうこうというようなことをあなたと討論するわけではない。引例したに過ぎない。そのほか先ず地方財政委員会という独立機関になつた……地方財政というふうなものについてはこれは非常にあなたも御承知の通り重要なものである。これに対しては独立機関としての地方財政委員会というふうなものが国会にも或いは政府にも勸告権を持つておつたこの機関を廃止してしまつたというふうなことで、これらを総合的に考えてみますというところ、全く新憲法の精神というものは死んでしまつておる。こういうことが言える。

その他まあ例を挙げれば幾らも出て参りまするが、そういう方面は今のところ深く入り込むことを私は時間の関係上考えますので、そこでもう一点その憲法の研究会、そういうふうな方面のメンバーになつておられるか、この点を伺いたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 私はその
会には何ら關係を持つておりません
が、伝え聞くとところによりますと、こ

○若木勝藏君 關係をお持ちにならなくても、あなたも閣僚に列しておるようななかたであるし、相当党としても重要な地位にあるかただと思ふのであります。そういう点から考えまして、研究会が今というふうな経過を辿つておる、どういう研究をやつておられるか、そういう点を御存じでありましたら一つお願いしたいと思います。

○國務大臣(小坂善太郎君) 研究會の會長が任命せられまして、遽に一回です。何か私も余りよく存じませんが、月に何回か定例に會合を持ちまして、憲法の各條章について研究をいたしておる。始終學者を呼んだり、その方面の權威のおかたの意見を聞くということをしたしておると聞いております。

○若木勝藏君 それ以上内容について御存じなければ聞いてみたところで問題になりませんので、これはその程度にしておきます。

そこで先ほどの問題になつて参るの
でありますが、いわゆる現行法の前
文にあるところの精神が、この条章に
すべて現われておる。又第一条からして
よく現われておるというところの御答
弁でありましたが、それらにつきまし
て先ず第一に伺いたいのは、この前文
の民主的保障を確立するというふう
なことがどこに一体保障されておる
か。この点に私は改正案について疑問

○政府委員(斎藤昇君) 民主的保障の一着眼目としたしましては、中央、地方に公安委員会を設けるということが特典でございます。勿論中央の国会、地方においては都道府県会、この事実上の干渉を法律によつて受けるということも当然でございますが、特に警察法におきましては中央、地方に公安委員会を設けたという点でございます。

○若木勝藏君　そうすると、民主的保障をしてあるということは公安委員会を設けておるということに尽きるといふうなことになるわけですか。そういたしますと、その点について伺いたしたい。現行法におきましては、国家公安委員会も文都道府県の公安委員会も共にそれ／＼の人事権を持つておつた。そうなりますというと、我々が考えましても、成るほど公安委員会というふうなもの、これは設けておるところ

に民主的な保障を確保しておるといふふうに考えられますけれども、今回改正されたこの原案には人事権については殆んど現行法の精神が抜かれておる。そういう点につきましてどうお考えになりますか。

○政府委員(斎藤昇君) 現行法におきましては、都道府県の公安委員会は人事権、人事管理の権限は一切ございせんが、その他の公安委員は人事権の主体に相成っております。今度の改正法案におきましては、都道府県の公安委員会は人事権につきましては主体は持ちませんが、併しなから懲戒罷免の勧告権、或いは警察本部長が部下を任免する際に意見を聞かれるというよう

はないのであります。国家公安委員会にいたしましたも、都道府県公安委員会にいたしましたも、警察の管理は全面的の責任を持つて行うのであります、その場合に人事について必要と思えば懲戒、罷免の勧告もできるのであります。まして、他の行政機関に比べまして、やはりこの公安委員会というものは異例な民主的運営を保障する機関だと、かように確信をいたしておるのであります。

○若木勝蔵君　そうしますと、あななの今の御答弁で行きますというところ、まあ公安委員会は一つの人事権を持たなければいけません、罷免勧告の権利を持つていけるから、現行の場合と何ら変りなく民主的な保障がなされていると、こうい

いうふうな御答弁であつたように思います。あなたも長年警察関係の面でこの行政に当たられているかただと思うのので、旧来の、いわゆる戦前の警察制度において、まあ先般も公述人が全く涙を流さんばかりに当時の事情を公述しておつたごとく、如何に人事権というものがこの警察の民主的な保障ということに重大な使命を持つているものであるか、我々は一人の公述人のあいひ

間の體驗に徴しまして申上げるのでございませうが、現在の例えは国家地方警察の分野におきましては、都道府県の警察官はすべて国の官吏でございまして、そうして長官が隊長の人事につきましては誰にも諮らずにやれるという立場になっております。この面から申しますると、国家地方警察は人事の面におきましては、誰の容喙も受けることなしに勝手にやれるという、強い中央集権だと、かように批判されても止

むを得ない組織になつておるのであります。そうして都道府県の公安委員会には、人事については罷免警告その他の法律上の権限は一切ございません。にもかかわらず、それでも都道府県に公安委員会が存在するということが

は、警察連営に非常な民主的な保障を与えておるのでありまして、如何に人事権が一本になっておりまして、併し警察の仕事の面におきまして、公安委員会という民主的機関が都道府県に存在してゐる。又中央において国家公安委員会が長官を監督をしてゐる。この二つによりまして只今おつしやいますような官僚的な、或いは独断的な、そういうたゝん営というものは絶対にで

主的な保障になつてゐる。これは私の体験からも申上げられると思うのである。今度の制度はそれに加えて、更に人事については勅告、罷免の権限、行政運営一切の権限を都道府県公安委員会が持つと、こういうことに相成りますれば、この保障はむしろ国家地方警察の面におきましては非常に論化をされた、かように考えるのでございます。

○若木勝藏君　今の御答弁は私は甚だ

奇怪だと思ふのであります。確かに現行法を作つた当時においては、あなたもそれに対していろいろな先ず献策されたかだと思ふのであります。その当時においては公安委員会が現行法のような一つの権限を持つておつた。そ

ういうふうにならないければ警察の民衆的な保障というものは保たれないといふことをあなたは力説されたに違いない。それがです、今全国の公安委員のかたにいろいろ聞いて見ましても、今度は全く我々は案山子のようなものだ、こう言っているくらいであります。こういうふうなこの状態に置かれては、いわゆる都道府県の公安委員会においては全く人事権というものは、

本部長の人事権は持つておられない。こんなふうな警察の運営ということは、全く我々としては骨を抜かれてしまつたようなものだ、これは私はその通りだと思ふ。それを今のあなたの御答弁を聞いておりますと、あの当時よりもむしろ権限が強化されて来た、こんなふうな答へられている。甚だ私は奇怪だと思ふ。なぜそれだけ必要なものであつたらば、この現行法を作るときに、改正案のごとき考え方で以てやらなかつたか、この点を伺いたい。

○政府委員(斎藤昇君) 現在都道府県の公安委員会は、人事行政の面につきましては一切権限がないということは御承知の通りだと思ひます。今度の法案によりまして、都道府県公安委員会は受動的であるとは言へ、持つという点になりましては強化をされた点である、かように申上げたのでありまして、現行法を作りました際におきましては、政府の意見というものは一切取上げられなかつた、我々干渉する機会も全然なかつたのでございませう。

○若木勝蔵君 この点ですね。私は公安委員長がおいでになつてゐるはずでありますからして、公安委員長に伺いたいと思ひます。

○委員長(内村清次君) 今連絡中ですから、ちよつと保留して下さい。すぐ来ますから……

○若木勝蔵君 それでは公安委員長がおいでになるまでに、他の事項について更に伺いたいと思ふのであります。今度の場合においては、国家公安委員会の委員長が国務大臣を以て充てられてゐる。これは又極めて重要な問題

でございまして、公述人のいろいろな公述を承つても、又新聞或いはその他で学識経験者の発表を見ましても、誰一人としてこれに賛成する者はない。そう言つてもいいくらいであります。なぜ一体公安委員会の委員長に国務大臣を充てたのか。その先ず深い根拠を伺いたいと思ひます。この点について……

○国務大臣(小坂善太郎君) 極く常識的に考えましても、政府が治安の責任を負わなければならないと思ひます。やはり政府としては治安に対する全般的な考え方を持つてゐるのであります。又それに対しての責任も国会に對して負わなければならない、これは当然であると思ひます。併しそれを徹底させて参りますと、今度は政府の政治的な意図というものが治安関係に介入し過ぎるという問題が出て来るのであります。これは又非常によろしくない問題だと思ひます。そこで政府としての責任を明確にしつつ公安委員会という独立したところの身分保障のある見識ある委員によつて構成される機関によつてこれが運営される、政府の意見も聞きつつ運営される、又政府の意見をチェックしつつ運営される、こういう点で責任と民主的保障とを按配するということを私もは考えたのでございまして、この点につきましても、細かくは先ほど来しば、申上げておりますように、公安委員会の委員というものが奇数委員会でありまして、それ／＼独立した権限を持つてゐる。委員長は會議において採決するだけであるというよう

なことで以て、よい意味で政府の意見を交流させる、又逆に公安委員会の意見を政府に反映せしめる、こういう調和点を見出したものでございませうが、この調和点については私も苦心の作である、こう考へてゐる次第であります。

○若木勝蔵君 なか／＼お考へになつた苦心の作であるように私も考へる。そこで政府の警察に対するところの、国家的な治安に対するところの責任の明確化だということと言つてゐるのではありませんが、政府のそれに対する責任の明確化ということについて私はよく了解が行かないのであります。その点を一つどういふふうにお考へになつておりますか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 現在の国家行政組織上の関係を申上げますと、公安委員会というものがありません。総理の下にあるわけでありまして、総理は非常に多忙でありますし、関係するところが多いので、担当大臣といふものがある次第であります。そこで担当大臣の職能といふものはどういふものかと申しますと、予算の編成、執行、或いは法案の説明、こういうこととでありまして、法案でもございませうければ、殆んど国體自体にも御意見を伺ひに行き、或いは来てもらつて話を聞くといふことは、或いは不可能ではないでありまして、そういうことは別に権限の中にはないのであります。予算を作る際に意見はどうかと聞く、或いは法案があればそれについてどういふふうな国会に對して御説明をするかといふ必要上意見を聞く、こういう以外に何もありません。そうすると非常に政府が全般的な治安に對して責任を持つてゐると申しながら、これはなかなか政府の意見を反映させる方法がない

のであります。併し今申上げたように、政府の意見をすべて治安機構に指導的な意味で流して行くといふことを強くやり過ぎますと、これは政党的なものが強く治安行政に入り過ぎるというので、その間の調整というものはやはりこの法案にございませうな、国務大臣が委員長となるがよいではないかという程度のものが適當ではなからうか、こういう点に落着いた次第でございまして、現在では余りに無関係であり過ぎる、こういう感じを持つてゐるのであります。

○若木勝蔵君 その苦心の作の政府の責任を明確化することから、委員長を国務大臣にした、こういうふうな御説明でありましたが、それを更に突込んで考へて行つた場合に、あなたは先ほど表決権を持つてゐない、こういうふうな言われましては、これは可否同数の場合には当然採決するだけの権限を持つてゐるのですから、極めて私は大きな表決権といふものを持つてゐるやうに考へる。この点はあなたと見解を異にするのであります。そういうことで国務大臣が公安委員長になるということ、責任の明確化といふことにはなるかも知らんけれども、併し一方これによつて生じて来るところの弊害といふものは私は大きなものがあるやうに思ふ。何といつたつて採決権を持つてゐる。そうすると国務大臣でありますからして、政府の内閣の一員である。政府の意向によつて民主的であるべきところの公安委員会の運営が制約されてしまふといふことは、誰が考へてもそういうふうになるのであります。従つて先般も国会で大問題になつたいわゆる法務大臣の検

察庁に對する指揮権の発動、同じようなことがこれは常時繰返されて来るのじやないか。そうなりますといふと、あなたが非常に苦心の作だといふことを言われましては、その裏面に於けるところの弊害と言ひましようか、或いは政府の警察に對するところの考え方というものは千里も先を走つてゐるやうに私は考へる。この点どういふふうにお考へになりますか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私はあなたの御見解とは少し違ふので、御説明申上げたやうなことになるやうに、国家公安委員会がそれによつて警察業務全般を指揮するかと、そうではございませぬので、府県の公安委員会といふものが独自の権能を持つて活動する。国家公安委員会といふものは五条二項に掲げられておりました警察に關する諸制度の企画とか調査、或いは警察の予算、或いは三号、四号にございませうな国の公安に係るものについて、例えば大規模災害或いは騒乱といふやうなことに對する任務を遂行する。或いは六号から十号までにございませうな維持とか救済規程であるとか、通信規則であるとかいふやうな規則を制定する、或いは十一号、十二号にございませうな任用の基準とか、或いは他の警察消防とか郵政監察とかいふやうな特別な警察関係との連絡調整をやるとか、そういうふうな非常に限られた範囲内で活動するのでございませう。併しそうした点から見まして、私はその範圍においての国の責任といふものを、現在の形でありましたらどうも全うし得ないだらうと思ひまして、こういう制度が最もよろしか

ろうと思つてゐるのであります。通常法務大臣の指揮下にあるのでございませうが、これをお認めになつてゐる現行法の建前からいいますれば、この公安委員長が国務大臣であるといふことは、それよりも更に關係は薄いものであるといふことが言へると存じております。

○秋山長造君 ちよつと関連して……只今の御答弁で、現在の制度では政府の治安に対する考え方は全然反映する途がない、こゝおつしやるのですけれども、併しそういうことはないもので、例えば今國警担当大臣という制度がありまして、そうして警察關係の予算、法律、制度というようにことを受持つてやつておられる。この予算を握つてゐるということ、これは突に考えようによつては強大なる統制力になるわけなんです、現に地方自治体なんかにおきまして、町村議會なり或いは府縣議會なんか、町村長なり府縣知事に對して非常な發言權を持つてゐるというのとはつまり予算を握つておられるから、国会が政府に對して強い統制力を持つてゐるということも、やはり予算なり法律案なりの審議權を持つてゐるというところがもう最大の武器なんでありまして、そういう点から言へば、政府が國警担当大臣を置いて、担当大臣が警察關係の予算を握つてゐるというところは、これはもう何物にも勝るところの強いやはり統制力の源だと思ふ。その予算の編成なり或いは法律制度の面から、これは十分治安に對する政府の考え方というものを警察行政に反映して行くといふことはできるのではないかと、如何に考へるのですが、その点如何ですか。

○國務大臣(小坂善太郎君) その点になりまして、残念ながら見解の相違といふことにならざるを得ないと思ふのであります。私も治安といふのは常時動いて行く、而も非常に複雑な問題を處理する關係におきまして、内閣が責任をとるというところからいいますと、予算だけを握つておられるからとてやれる、或いは法案を新しく作る場合に、それも国会の説明役は担当大臣だからそれでいいのではないかと、こゝふうには言い切れないものがある、こゝ思つておりますのであります。

○秋山長造君 見解の相違とおつしやるけれども、見解の相違ではなくて、やはり私は國警がいろいろな治安維持のための活動をするにしても、やはり元は予算なんです、予算あつての活動なんですから、その元を握つておられることは、それを通じていろいろな面についての政府の發言權なり、或いは政府の希望なり意見なりといふものは十分反映し得るのだ、若し警察が政府の意圖と全然反するやうなことをやるということならば、政府のほうでこれは積極的にならざるを得ないといふ指揮權はないにしても、予算の面においては十分コントロールできるのではないかと、むしろそういう形でコントロールをやつて行かれたほうが、やはり現行警察法の建前から申しまして、又憲法の建前から申しまして、本當に警察の政治的中立性を保障するゆゑにはないか。あえて制度の上でも公安委員會といふものをすつかり性格の違つたものにして、そうして國務大臣をわざわざ公安委員長というやうな形にされなくても十分やつて行ける。それで

特に大臣なり長官の繰返しお話されるところは、公安委員長にしたところ、で、公安委員長に何の權限もあるのじやない、一口に言へば床の置物みたいなもので、ただ政府の考え方を公安委員會に反映するといふか、連絡調整ぐらいの役目に過ぎないのだと言つて、その説明のときには至極公安委員長たる國務大臣の權限なり役割なりといふものを、そうそんなに取立てて言うほどのものじやないのだといふやうなことを、極めて何でもないといふ説明をなさるのであれば、それだつたらあなたの言つておられる予算なり或いは法律制度にしても、法案を国会で説明するだけだといひまして、やはり法律案を作るときには當然あなたが干渉されるわけですから、その機会にやはりあなたとしての積極的な意見は十分盛り込める機会があるわけですから、今のやうな方がいろいろいいのじやないか、そういうふうには私は思ふのですが、どうですか。

○國務大臣(小坂善太郎君) のちほど又あなたの御質疑の時間にこの問題はゆつくり御論議を願ひたいと思ひますが、私もやはり予算の作成とか、法律の説明とかいふ際の主体でございまして、例えば内閣が予算を編成するのであります、その予算編成が積上げられております過程においては、担当大臣といふものは全然無關係、事實上無關係であらうと思ひます。結局公安委員會が主体でございまして、公安委員會でやつて参りますれば、担当大臣はそのまゝ閣議において取次いで行く、予算が編成されたのちにおきまして大臣ができました、これは予算が国会を通過したのちにおきましては、何らこれに關係するところは実はないので、そこで私がさつき治安のやうな動く問題は、やはり常時に何らかの自分の意思を映させる、或いは取入れてもらへる、それに対する保障はないにしても、何か自分の意見を常時述べ得るだけの場所が必要である、こゝいうことを申し上げておるわけにございませう。なお法案の作成等の状況その他につきまして、實際問題から見て、國警長官が過去の經驗を話して頂くと、この問題に非常に役立つと思ひますから、國警長官から補足して御説明申し上げます。

○政府委員(斎藤昇君) これも私の過去の經驗でございませうが、成るほど若木委員のおつしやいますやうに、担当大臣としても或る程度意圖の連絡が十分できるではないかとおつしやいますのは、その通りでございませうが、併しなから實際問題といたしましては、やはり常時國家公安委員會の運営の中に入つて、そうして警察の實際、實際の運営といふものを見てもらつてゐるのと、ただ外部において連絡者という形におられるのは非常に相違を來すのでございませう。政府においていろいろ施策をなさねばなりません場合においても、絶えず日本の治安の現状といふものと考へ合せなければならぬ施策が非常に多いと私は思ふのであります、併し閣議において、ただ連絡者として担当大臣として、こゝいうやうな状況のようだから、こゝ政策はなればならぬといふ發言、或いは政府としてはこゝいうやうな治安の維持をやつてもらいたい、警察のあり方は民主的にこゝいうやうにあつてもらいたい、国会においてはこゝいうやうに政府が答弁を

しておる、その答弁の通りやつてもらいたいといふもの、これはやはり責任者としての立場において、發言を述べるといふのは、實際問題としては非常に相違を來すと思ふのであります。私もその關係から申しまして、何か國家公安委員會、或いは警察といふやうなものが政府と全く獨立のやうな立場にある、政府との關係といふものは、こゝに本當に制度の上では正しい意味において、離れた關係にあるといふ立場にありませうことは、實際問題といたしまして相當不便等が警察の側からあるものでありまして、このために民主的な運営、民主的な管理といふものが損われないといふことであるならば、この制度が一番望ましい。そうして果して然らば中立性をこれによつて失うか、こゝ考へますと、大臣からたび／＼お答えになつておられますやうに、この五人の委員、任期の保障された、国会で承認を与えられた五人の委員がおられるといふことによつて、政治的にこれが左右される、中立性を失うといふやうな運営にならないと、かやうな確信をしてゐるのでございませう。

○秋山長造君 その点は實際問題は便宜なり都合の問題ですが、先般來の小坂大臣なり齋藤長官の御答弁では、國務大臣を國家公安委員長にされたけれども、これはその点に重點はないので、大した問題じやないのだ、連絡に過ぎないのだといふやうな御説明だつたのですが、今の齋藤長官のお話によると、單なる連絡では困るので、やはり常時警察の内部に入つて指図をしてもらわなければどうもよく行かないの

だというふうなお話で、その点も非常におかしいと思う。それからもう一つは、今日までの御説明では、国家公安委員長は國務大臣にすればいい、併しそのために国家公安委員会の自主性が損われるとか、或いは国家公安委員会が政府の下に立つというようなことは絶対にない、飽くまで国家公安委員会は実質的に独立した政治的中立の立場を堅持する機関であるというふうなお話だったが、今の齋藤長官のお話によると、政府と独立した機関では困るので、飽くまで政府の下に立つものでなければ実際の運営上都合が悪いのだというふうなことが、そのときそのときでそういう別々なことを言わずに、もう少し一貫したことを言つて頂きたいと思う。その点は如何ですか。

○政府委員(斎藤昇君) 私の申し上げましたのは全く独立をして、そして政府とは運営において全然無関係だということなあり方は政府の治安責任という面から困ります。又実際の運営という面からも困ります。そこで形の上では公安委員長を國務大臣にいたしまして、そこで政府のほうで政府と国家公安委員会というものが制度の上で密接な繋がりを持つ、このことが望ましい、かように申し上げておるのであります。

○若木勝蔵君 先ほどの長官の御答弁は、私は長官は語るに落ちているのではないかと思う。いわゆる今度の改正法案では民主的な保障は確実にやつておるのだ、こういうことであつたのであります。先ほどの御答弁を伺つておりますと、国家公安委員会に國務大臣が入つてゐる場合と、それからただ現在のように外から連絡するという場

合とにおいて非常に違つて来るのだ、こういうふうな御答弁があつたのであります。これは今度の改正法と現行法の根本的な違いであるということとをみずから語つておられるのじやないかと、私はそう思う。警察に對するところの考え方が全く變つた、こういうことを私は実証しておられるのじやないかと思つてあります。現行法においてはとにかくまあ国家公安委員会のうちに國務大臣が入つておらん、今度は入つておる、なぜ入らなければならんかということが、政府の警察に對する考え方はいわゆる中央集權化して行くというふうな形をとる、政府は絶対に警察権を握つて行かなければならんという考え方からそういうふうに変つたのだ、こう私はあなたの御答弁から解釈するのであります。そうすると、民主的に保障しておるのだ、保障しておるのだと言ひながら、事實上においてそれを否定しておる、こういうことにはなりませんか、こういう点についてはどうですか。

○政府委員(斎藤昇君) 私は警察の運営というものは政府の治安の責任というものと密接な関係を持つてやはり運営される必要がある。併し民主的な運営というものは損われるものじやない。民主的な運営は政府の意図如何にかかわらず、又政府というものと無関係に運営をしなければならぬという意味ではないかと思つてあります。正しい政治のあり方というものと警察の運営というものは私はこれは常に連絡の途が確保されているということが望ましい、かように申し上げたのであります。

○若木勝蔵君 そこでただ連絡機関として外にあるのでは駄目だ、公安委員会の中に入つてゐるのでなければ駄目だというふうな考え方は、これは今の公安委員長を國務大臣にするというふうなことは波及びして、その考え方は他に波及しておることに私は思ふ。即ち先ず公安委員会の委員長は國務大臣を以てこれを充てる、それから警視總監の任命は首相がこれをやる、それから都道府県の本部長、これは首相によつて任命されるところの警察庁長官が任命する、そしてその任命に對しては都道府県の公安委員会が関与をしない、ただ罷免の勧告権だけを持つてゐる、こういうふうな考へてみますと、これはただ単に國務大臣を充てたといふことばかりでなしに、あなたの警察に對するところの考え方が順次そういうふうなこれらに波及して變つて來てゐる。民主主義が民主主義だ、これが民主的な保障をしてゐるのだということとは全く偽裝であつて、實際は中央集權化しているというふうな私は考へる。この点は如何ですか。

○政府委員(斎藤昇君) 任免権の点もこれはやはり政府の警察に對する政治責任を明らかにするといふ見地から改正を加えたのでありまして、併しなから警察に對する政府の政治責任を完全に明確にいたすという面からだけから考へますと、公安委員会という制度はないほうが明確になることは申し上げるまでもないと思ひます。併しそれは警察の中立性というものが損われまゝすから、そこで公安委員会というものを設け、警察の管理については公安委員会が全面的に責任を持つ、中央地方において責任を持つ。その中立性確保の保障と政府の政治責任を明らかにす

るといふ点の調和を圖つたのがこの制度でございまして、ただ政府と離れた完全に独立した、そうして政治的中立といふことだけを目的としたすならばお説の通りでございしますが、それに政府の政治的な責任というものが政治的中立性と調和する限度において明らかになつたといふのがこの法案であります。人事権もさうな意味におきまして公安委員会の意見を聞いて任命し、公安委員会には懲戒罷免の勧告の権限を与えるということによりまして、政治的中立性と政治責任というものの調和を圖つたのでございします。

○若木勝蔵君 政府の政治的責任と民主的な方面の調和を圖つた、こうおつしやつておりますけれども、私は調和を破つてゐる様に考へられるのであります。一体あなたは恐らくこういうことを強調されてゐると思うのであります。行政のこの機関の任免権はどこに存在するかといふことは、これは行政上極めて重大なことなものであります。その行政を左右して行くところのものは任免権の所在にある、その任免権の所在を政府が握つてゐるということとは、これは殆んど民主的な保障という、民主的な方面といふことをこれを消してゐる。あなたは調和をしてゐると言ひけれども、私は消して、そうして政府の権限といふものを警察に對してこれを強化してゐる。どこに一体調和をお認めになりますか。私は逆に公安委員会に任免権を従來のごとく持たしておいて、それに対して政府が連絡をして來るというのならば、私は幾分その場合において調和を認める。それが逆になつてゐる場合においては、任免権の所在によつてこれは殆んど民主

的な立場を消してしまつてゐる、こういうふうな考へます。私はあなたの調和ではなくて調和をこわしてゐるのだというふうな考へますが、その点如何ですか。

○政府委員(斎藤昇君) この点は専らかつて公安委員会制度の価値といふものをどの程度御認識頂くかということに私はかかると思つてあります。成るほど人事権も大切でございします。併しながら事實上の指揮監督をする、指揮監督といふものも極めて大切でありまして、今日の特に第一線の警察の責任者である都道府県の公安委員会といふものは、この法律に規定された限度におきまして、指揮監督を受けるにいたしまして、この公安委員会が中央の指揮監督に従わなかつた場合にこれを強制的に従わしめる担保をすべきものは何もないのであります。この点はさういつた公安委員会制度を持たない場合に人事権を掌握してゐるというのとはこれは非常な相違でありまして、中央から指揮監督をせられる、それが法律の限度を逸脱してゐる、或いは都道府県の公安委員会が考へて都道府県の實際に合わないという判断をいたしました場合に、都道府県公安委員会は独立の判断で警察を指揮監督をすることはこれは当然であります。この場合に公安委員会に對する懲戒罷免の権限もなければ処分を取消す権限もないのであります。さうなわけでありまして、公安委員会制度といふものはこれは私は非常に大きな働きをなすものだ、かように考へますので、さうにお考え頂けますならば、ここらで丁度調和を圖つたい点ではないかと思つておるわけでございます。

○若木勝蔵君 先ほどの長官の御答弁は、私は長官は語るに落ちているのではないかと思う。いわゆる今度の改正法案では民主的な保障は確実にやつておるのだ、こういうことであつたのであります。先ほどの御答弁を伺つておりますと、国家公安委員会に國務大臣が入つてゐる場合と、それからただ現在のように外から連絡するという場

定の保障ということと随伴して、やはり治安の確保ということに行かなければならないと思います。両々相待つてということが一番妥当じゃないかと思ひます。

○若木勝藏君　そういう立場から考えますと、私は警察の本体は自治体警察にある、こういうようなことになるんじゃないかと思うのであります。これはどのようにお考えになりますか。

○國務大臣(小坂善太郎君)　警察権というものの本質をどういうものに理解するかということでございますが、その問題はそういうことでなからうかと思ふのであります。警察の職能という、権能というものは、本来国の統治権に基く作用であることは先般申上げましたが、この性質が国と地方の両者の

た見地に立ちましても、やはりでき得る限り国民の負担の少い、能率のよい、而も、この中立的で且つ民主的である機構を保持して行くことが必要である、こう思うのでありまして、私はもう政治的にはこの安い政府といえますか、チープ・ポリス・システムという思想を貫くということを政治的理想の一つにしておるのであります、その一つといたしまして、治安機構というものもでき得るだけ国民の負担の少いものによつて行うべきであります。チープ・ポリス・システムといえますか、そういうように考えます。

○若木勝藏君　そうしますと、根本どちらに置くかということになるわけであります。取締というような方面置くか、或いは民生の安定保障というような方面に置くか、これはあなたどちらのほうに考えますか。

○国務大臣(小坂善太郎君)　民生の

利害に關係を持つものでございまして、この権能を地方公共団体と国との間に如何に配分するかということは、国の行政の責任と、地方自治体の本質というものを統合的に勘案して法律で定めるべきものであると、こう思っております。これは国によりまして、警察のあり方というものはいろいろ違うので、御承知のようにアメリカのような国は、このフロンティア、移民が東から西にかけて移動する、その過程において村を作る。その村の自治をどうするかということで、カウンティ・ボロの警察というものができておる。それが大体洲という一つの統一体になりますと、そこに州警察というものができます。国という合衆国のものでして、国の警察というものができて来る。そうした自然発生的な経過をとつておる。併しアメリカにおきまする治安制度といふものは、国の警察も、州の警察

も、カウンティ・ボロの警察もやはりお互いその中に入つて自由に行動ができる。ヨーロッパ大陸系のはもう少しでなくて、やはり頭で考えた治安機構というものになつてゐる。併し、アメリカのように自然発生的なものにおきまして、やはり今申上げましたように、地方の自治体の中に国の警察が自由に入つて行つてやつてゐる。併し日本の場合にはその両者のいずれにも属さないものでありまして、現行制度におきましては、国警、自警というものは地方によつて分れてゐる。そうして、これは自警の領分、国警の領分というやうなことで、非常に本来のセクシヨナリズムが横切つてゐると思ひます。

が、その間の有機的な連絡を欠いておつて、一つの盲点を作つてゐる。有機的な関連を欠いておつてそれが盲点を作つてゐる。これが国民のために不測の、測らざる経費の不経済というやうに一般に認識せられてゐると思ふのであります。そこで私も、この警察という職能の本来持つ、国に關係ある分、地方に關係ある分の兩者を按配して、縦割りにして府県自治体警察、これは完全な自治体警察とは言へんと思ひますが、そうした府県自治体警察というものがよつて一本化しよう、こういう趣旨でありますことを御了解願ひたいと思ひます。

○秋山長造君 ちよつと関連して……警察の権能が国の統治権に基く作用であるということを再々おつしやつておりますが、そういったと、この地方の固有の事務としての警察権というものはお認めにならないわけですか、その点。

○國務大臣(小坂喜太郎君) 地方自治

体は、この地方公共団体の事務として例示しております例えは地方自治法第二條第三項第一号にございます。地方公共の秩序を維持し、住民の安全を保持するといふことの中には、地方公共団体の公共事務としての権能、即ち地方公共団体が公安に關係する条例を定めたり、或いは自警団を組織したり、防犯活動を行なつたり當然この地方公共団体が全く自主的に営んで然るべき権能があるのであります。このほか警察法に於いて警察の組織を維持するといふ場合には、更に委任事務としての権能が含まれてゐる、こういうふうな理解いたしてあります。新警察法案は、即ちこの警察組織としての市町村警察を廃止して、その地方公共団体の公共事務としての警察の権能を奪うものではない、こういうことでござい

○秋山長造君 その点はいいんですが、この国の統治権といふことになりまして、やはりこれは国の主権者だとか、或いは支配権だとかいう意味であるか、或いは、それをこの一方で言ひながら、他方においてこの地方の固有の事務としての警察権を認めるといふことになりまして、そこに矛盾があるのじやないかといふように考へるのですが、この警察権がすべて国の統治権だといふことになりまして、結局すべての権力はこの国のものであつて、それを地方に分けてやるのだ、こういう考へ方になりやせんか、その点如何ですか。

○國務大臣(小坂喜太郎君) 地方にはこの公安に關する公安条例を定めたり、或いは自警団を組織したり、防犯活動をしなすといふ、そうしたこの自主的に営んでよろしい機能があるわけでありまして、併しこの警察権といふものは国の統治権に基く作用でございまして、そうした警察組織としてのこの権能を地方に団体委任するといふ形になります。

○秋山長造君 ちよつと今の点よくわからなかつたのですが、そうするとこの自警団を組織したり、防犯活動を行なつたりするといふやうなことも、それが警察権である以上は本来国の統治権に基くものである、それを団体委任によつて地方の事務にしてゐるのだと、こういう考へ方ですか。

○政府委員(斎藤昇君) 大臣のお挙げになりましたように、地方公共団体が公安の維持を圖つたり、秩序の維持を圖るために、条例を設けたり、或いは自警団的な組織を作つたり、防犯活動をやつたり、そういうやうな事柄はこれは自治団体の固有の事務、いわゆる公共事務だ、かような考へをいたしてゐるのであります。警察法に於いては、この警察、そして警察官が権限を以て国民の自由や権利を法律によつて場合によれば拘束しながら秩序を維持する、こういう警察はこれは国の行政事務でありますから、これを法律によつて公共団体の行政事務として公共団体に委任してやる、そういう解釈をとつて、又本質はさうあるべきである、かように申しておられるのであります。地方公共団体の行政事務の中には本来の公共事務と行政事務がございまして、自治法の第二條第三項第一号に書かれておる「地方の公共の秩序を維持し、云々」という中には、本来の固有事務と、それから法律によつて与えられた行政事務、両方が

その一項の中に入つてゐる。さうして御説明を申上げておる次第でござい

○松澤兼人君 関連質問……小坂國務大臣は警察作用と申しますか、或いは警察権といふものは国の統治権である、或いは基く、こういうふうなまあ一括して言われるわけですか。併しなから我々はやはり地方自治法にある公安を維持するとか、或いは秩序を維持するとか、或いは防犯の活動を条例で定めるとか、或いは、やはり市町村な

り府県、と言つてもいいでしょうが、固有の事務である、こう考へる。ところが改正法の場合に、府県に対して団体委任をする、警察権の一部を団体委任をする。その警察権は統治権に基く、或いは統治権であるという理窟は成立つと思ふのです。併し現行法におきまして、市町村が持つてゐる固有の秩序維持の権限といふものは、自治法の建前と完全に一致するものであります。これをもしも統治権の作用であるといふことが言えるかどうか、それが一つであります。小坂國務大臣が、すべての警察権といふものが統治権であるといふことになりまして、現行法で言つてゐるところの市町村の秩序維持の責任といふものは、これをどういふふうに解釈するか。これを団体委任といふことが言えるかどうか、この点を一つはつきりとその區別をし、現行法の建前とそれから改正法の建前とは、明らかに警察権或いは警察作用の考へ方において、政府自身の考へ方が変化してゐる。で現在のまあ小坂國務大臣なり政府の考へ方を以ては現行警察権の作用といふものを明確に説明することはできない。警察権に対する考へ方

の相違といふものが、現行警察法と改正警察法の間においてはつきりと區別されてゐるのだ、変化されてゐるのだといふのであれば、又そこには了解の方法もあるわけでありまして、その点を一つ……

○政府委員(斎藤昇君) 現行の警察制度、現行の地方自治法、今度の改正の新らしい警察法、これに伴つて改正が行われるのであります。自治法との間に只今お尋ねの警察権と申しまするか、警察法に於いて警察の組織を維持し、警察法に於いて治安の責任に任ずるという言葉をめぐつて、考へ方が變つて来やしないかといふお尋ねだと存じます。これは變つておりました。現行の地方自治法におきまして、地方公共団体は秩序の維持、或いは住民の安寧を保持するといふ事務は、市町村の公共団体の事務の中には、公共団体の固有の事務として行われるものと、それから行政事務として国から委任されて行われる事務と両方ございまして、これは先ほども申上げておる。そこで固有の事務として行ふものは、先ほど大臣もおつしやいましたように、公安条例を作つたり、或いは防犯的な活動をやつたり、いわゆるその秩序を維持するために強権を以て、国から与えられたいわゆる警察官の職務執行法とか、或いは刑事訴訟法とか、ああいうやうなやり方で秩序を維持するといふ、いわゆる警察法に於いて警察作用といふものは、これは国から与えられた国の公共事務としてやるところの作用でありますからこそ、今の府県といふ公共団体にも自治法の二條の一号があるわけであり

ますが、これは本来の公共事務を法律に

よつて奪われておるものじやございせん。現行法において又五千以下の町村は警察法に於いて警察を持ちませんが、これも法律によつて、現在の警察法によつて公共団体から警察権を奪つたものではございせん。今度の法律によりまして、現行法においては五千以上の町村に対して警察法に於いて警察の機能というものを委任をいたしておりますが、これは全面的に府県に委任をするのであります。さような意味から考えまして、法律上の基本的な考え方といたしましては、現行法も改正法も何ら變つてはいないのでござい

ます。○松澤兼人君 只今国警長官の説明によりまして、国から団体委任をしたというものは、これは行政権でありまして、恐らくこれは統治権に基く権力的なものじやないと思ひます。ただ小坂国務大臣が統治権だと言つてゐるその警察権を従来は警察法に基いて団体委任をしたのだ、そういうふうにおつしやつてゐるのだらうと思ふのであります。そうしますと、例えば五千以上の小さな地方公共団体で警察を維持する責任を放棄する、こういう場合にはむしろ下からその責任を国の方に、国家地方警察に委任するか、放棄して引取つてもらいたいという意思が下から出ているのじやないか。そういう観点から見れば、本来貧弱なまゝ町村で持つてゐた警察権なり、或いは又は警察組織なりというものは、本来市町村の固有の仕事である、財政上その他の都合によつてこれを維持することができなくなつたから、どうか国家地方警察のほうで取つてくれという、むしろ下から自発的な意思によつて国家地方警

察に自分が持つてゐる固有の権限を返した、引き取つてくれというふうな形において自分の固有の権限を放棄したと見ることが当然なものでないか。そうすると、警察権というものが上からだん／＼と下へ行くという形のものでなく、現在の地方自治法なり、或いは現在の警察法から言へば、それは市町村の固有の事務である、これを統治権の作用であるというふうなことは、いささかこれは余り大過ぎる考へ方で、むしろ當らない考へ方じやないかという疑問を持つのであります。小坂国務大臣どうですか。

○政府委員(斎藤昇君) 現行法におきまして、五千以上の町村は警察を廃止をするというものは、住民の意思によつて廃止をするという考へ方でありまして、これは先ほども申しましたように、五千以上の町村には警察を維持、警察の責任に任する責任を現行の警察法において与えておるのでございまして、併し／＼な状況から、この責任を放棄をしたいという場合には、住民の意思によつて放棄をするというのを認めるのも適當であらうというので、その途が開いてある、こういうふうに政府としては解釈、或いは觀念をいたしておるのでございまして。○松澤兼人君 国務大臣どうですか。小坂さん。

○国務大臣(小坂善太郎君) 今言つた通りであります。○若木勝蔵君 先ほどの小坂大臣の答弁から推して行きますと、どうしても警察の本体は、やはりそれが都道府県自治体警察であらうと或いは一般の自治体警察であらうと、自治体警察に基本があることは認めておられる。ところが今もいろいろ質疑応答がありまして、通じ、そういう基本的な自治体警察というものを認めながら、この警察に對する考へ方はどこまでも国家的でありまして、国家的を先にしたし、そして、そうして地方的固有の事務を制約して行く、こういう点は私は政府の考へ方としてはそうでないといへないところであらうと思ふのであります。そこでこの問題はだん／＼推して行くと、憲法第九十二条の地方自治の本旨というふうな問題にも触れて来る。いわゆる地方権に對して違反して來るところの疑いがある、こう思ふのであります。そういう点も考へられるのであります。更に又現行法では自治体警察というもののについては住民の意思によつて存廃を決定し得ることになつております。それらも今度は省略してしまつて、そうして改正案では國の方針を、國のいわゆる警察に對するところの強化を／＼進めてゐる。そんなところで根本的な考へ方と實際に現われて來てゐるところの改正においては非常な食い違ひがある。それを避ける／＼の理由をいたしまして、府県警察は自治体警察である、こういうことを言われてゐる。私は何遍も返してこれを讀み考へて見ましたが、この府県警察というものは自治体警察であることと考へられない。先ず第一名称においても都道府県自治体警察とは言つてゐない、都道府県警察である。明らかにこれは今度の政府の警察一般に關するいわゆる國警の地方組織の現われの一つである。こういうふうな考へられるのであります。先ずこの都道府県警察というものは自治体警察であるかないか。若しあるとすればどう

いう点であるか、この点を小坂大臣から説明願ひたい。○国務大臣(小坂善太郎君) 自治体警察であるとして考へておるのでございしますが、それは都道府県公安委員会というものが府県知事によつて任命された委員を以て構成され、府県の同意を得て委任される、こういう性格を持つてゐるのであります。この府県公安委員会が警察事務全般に亘つて、府県という自治体において権限を持つて警察活動を管理する、こういう点であります。なおその費用の点につきましても、府県議会の同意を得なければならぬのであります。そうした意味において府県住民の意思というものは常に警察活動に反映する。府県の警察というものは府県の住民の意思を体して、府県住民のための警察活動をする、こういうことになつておりますので、私も府県自治体警察である、かように考へております。

○若木勝蔵君 至極簡単に片付けておられるようであります。それで先ず先ほど來私が言つてゐるやうに、都道府県警察が自治体警察であるならば、なぜ一体本部長の任免というふうなものまで都道府県公安委員会から取上げたのであります。人事の任免権の所在というものは、行政を左右する根本だといふことは私が先ほど申し上げた通りであります。この重大な事項をなぜ一体取上げてゐるのか、この点。○国務大臣(小坂善太郎君) この点は衆議院におきまして御修正にあらずかりまして、私も非常に尊敬すべき御修正であると思つております。原案におきましては、都道府県公安委員会というものは、都道府県本部長の懲戒罷免の効

告権を持つてゐるのであります。これは人事権であると言へないかも知れませんが、広義の人事権である。人事権に類するものであると考へております。と申しますことは、都道府県の本部長は全然当該都道府県と無關係に、その住民の意思を反映してゐる民主的機関である公安委員会において不適格である、懲戒罷免をなすべきものである、こういう決議がありまして場合に

おきましては、これはとてもその職にいたたまるものではありせんし、又その下部機構も活動し得ないのであります。そういうことではありますから、實質上の罷免ということになるのであります。従ひまして人事権というものは、これはそのまま都道府県にあるといふことは言えないにいたしまして、それは程度において變らんものが都道府県に握られてゐる、こういうふうな考へてゐるのであります。なお警察というやうな治安全般の責任を持つて活動する中心人物といふものは、相當に達達な良識豊かなものでなければならぬと思ふのであります。こうしたやうな適格者を得ますことは、地方で選ぶよりも、又人事の交流というものを常に考へておられんといふ点、これは中央において非常に全国的見地に立つて選定するほうが、より一層適材を得られるであらうといふことを考へたに過ぎません。

○若木勝蔵君 今の御答弁によると、衆議院で以て修正されたことに對して敬意を表する、これは誠に何かしな話だと思ふのであります。根本的に考へて本部長の任免権は警察庁の長官にあ

るといふことを警察法全体から考へて行つたあなたのほうが、衆議院でその点を修正された、而もそれは現行法に近付いて来た、こういうことに対して敬意を払うということになつたら、根本が全く崩されてしまふ矛盾を生じて来ませんか。その点如何ようにお考へになるか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 政府といひましては、国会の御意思は常に敬意を払つておるのであります。その国会の御修正に対して敬意を払つてゐる、こういうことであります。

○若木勝蔵君 ところでないところに敬意を払つてゐるのであります。併し本質を刈取られてしまつて、それを単に国会で修正したのだから、国会の修正に対しては敬意を表するということでは、誠に詭弁であるように考へるのであります。

そこでその次に伺ひたいのは、本當に一体自治警察であるならば、警視以下、地方公務員を国家公務員の本部長がこれを任免するといふようなことは、これはどういふことになりま

か。

○国務大臣(小坂善太郎君) この警察職能といひますか、警察の持つ任務は国家的性格の強いものもあり、また、地方的な性格を持つてゐるものもあるといふことで、その両者を併せ含む警察職能から来る結果だと考へておられますが、そういう意味となお上級幹部と申しますものについては、先ほども本部長のところへ申上げたやうに、広く全国的見地に立つて適材を得る必要があろう、こういうことであります。

○若木勝蔵君 そういふところに首尾

一貫しないものがある。自治警察だと言ひながら、その組織において全くこれと違つたことをやつてゐる。一体これは公務員制度といふやうなものを破る点からも考へられるのであります。この点につきまして如何よう考へるか。人事院のかたも見えておるやうでありますから伺ひたい。

○政府委員(佐藤朝生君) お答えいたします。国家公務員が地方公務員を任命し、又地方公務員が地方公務員を任命するの原則だと思ひますが、今度の警察法案のように、警察の特殊の理由に基きまして、こういう制度になりましたこと考へましても、これは止むを得ないことだと、公務員制度において……(答弁にならん)と呼ぶ者なり。

○若木勝蔵君 なぜ止むを得ないのであるか、こういうことを認められるところの根拠がはつきりしなければ、ただ止むを得ないだから仕方がないといふことでは私は答弁にならないと思ふ。この点もう一度。

○政府委員(佐藤朝生君) お答えいたします。国家公務員法の五十五條では、一応只今申上げましたやうな原則になつておりますが、この警察法案の制定理由から申しまして、国家公務員が地方公務員を任命するといふことも、それは原則の例外としては認められるであらうと思ひます。いい例ではございませんが、ほかに厚生大臣が地方公務員たる民生委員を任命するやうな、(それとは違ふ)と呼ぶ者あり、国家公務員が地方公務員を任命する例も現在ではございます。

○若木勝蔵君 時間がありませんので、私はまあそのくらいにしておきま

して、次にそれでは自治警察であれば、自治警察のその費用といふものの全部が先ず自治体において賄われ、それを国が補助するといふならこれは筋が通るのでありますけれども、全然それと関係なしにこの三十七條を見ますと、国庫支弁によつてやるという面がある。これはどういふことになりま

すか。やはり自治警察といふ立場を守つてゐることになるのですか。

○政府委員(若藤昇君) 御承知のやうに、自治体に警察事務を委任いたしました以上は、費用は自治体で支弁するといふのが当然だと思ふのであります。従ひまして、本法案も原則として当該自治体の負担といふことに相成つておるのでございます。併しながら当該府県との利害関係が、薄くても、国として特に利害関係を強く持つといふものにつきます。国が支弁をするといふことが妥当ではないか。かやうに考へて、一部特別の経費については国庫支弁の途を考へたのでございま

す。これも警察事務における要するに特殊性から参つたものと御理解願ひたいと思ひます。

○若木勝蔵君 今のは妥当でなくて、いわゆるこの警察法を打ち建てて行くための便宜的な手段から出ているものと考えます。私は自治警察といふ本質を今聞いてゐる。これについて今塚田大臣がおいでになつておりますから、塚田大臣はこれをどういふように考へますか。

○国務大臣(塚田十一郎君) 私は関係の大臣やそれから人事院からお答え申上げてゐる通りと思ふのであります。本来のあり方から申しますならば、人事でありましようが財政上の措

置でありましようが、自治体といふものは自治体で処置をするといふことにあるべきであると思ふのでありますけれども、警察といふ事務がもうすでにしばしば本委員会でも御議論になつておりますやうに、国家的要請の強い面とそうでない面が複雑に入りまじつております。この事務を複雑な近代国家において適正に処理して行くといふことのために、私はやはり調整配分して行くといふことは止むを得ない措置だ

と、こういうふうに考へるわけでありまして、これは確かに例外であると私も考へておるわけでありま

○若木勝蔵君 又長官も止むを得ない、例外といふことを、人事院の事務総長さんと同じやうなことを言つてゐる。それでは根本の理由にならない。私はどこまでもあなたは自治体なら自治体といふことに対して根本的に守つて行く立場なんです。そういう一面、国家がこういふことによつて警察法によつて崩されて行くといふことは、これは例外だから止むを得ないといふことは、あなたも政府の閣僚の一人であるからそういうふう言われるであらうけれども、本當から言つたならば、そういうことはあり得ないと私は考へるが、どうですか。

○国務大臣(塚田十一郎君) 私はこの法案は、自分で自治庁長官はいたしてありますけれども、国と自治といふものをそんなに非難にはつきり対立した物の考へ方には考へておらないのであります。(あなたは知事官選論者だから)と呼ぶ者あり。大きく国及び自治体のやります仕事は、これを全部国の仕事と考へて、そうしてそのうちどの部分は自治体に主としてやらせる

か、どの部分は国でやるか、まあ仕事の性質によつては、今のやうな警察の形でやらせる。要は国のやういふいろいろな行政事務を最も運営のやういふやうにやつて行くといふことは、私は差支えないのじやないか。勿論原則は先ほど申上げたやうにありま

けれども、この原則に提われて非常に運営の困難を起し、不便を起しても、この原則で行かなければならないといふやうにまで私は国と自治体といふものを截然と対立した形とは了解してないわけ

です。

○若木勝蔵君 何も経費のことは困難でない。ちやんと自治体のほうへ組ましてやつたら問題は無い。それをわざわざ国からその分だけ一部だけ支弁することは止むを得ないとか、例外だとか考へます点において承で

きない。次にもう一つ、それでは自治警察であるといふやうな場合から考へまして、これは一体どうなるのですか。附則の第十五項にこういふことがある。これはまあ府県警察ができたときに起る問題になつて来るのであります。全部議むのは面倒ですから一部分のみを、その俸給月額がこの法律の施行前日政令で定める日現在におけるその者の俸給月額に達しないこととなる場合においては、その調整のため、都道府県は、政令で定める基準に従ひ条列で定めるところにより、手当を支給するものとす。こ

うなつておられます。政令の基準に従つてということになれば、国家公務員の場合の基準に従ふといふことだと思ふのであります。それを一体条列で定めるところによる、そうすると府県議會でこの条例を作らなかつた場合にはこれ

か、どの部分は国でやるか、まあ仕事の性質によつては、今のやうな警察の形でやらせる。要は国のやういふいろいろな行政事務を最も運営のやういふやうにやつて行くといふことは、私は差支えないのじやないか。勿論原則は先ほど申上げたやうにありま

けれども、この原則に提われて非常に運営の困難を起し、不便を起しても、この原則で行かなければならないといふやうにまで私は国と自治体といふものを截然と対立した形とは了解してないわけ

です。

○若木勝蔵君 何も経費のことは困難でない。ちやんと自治体のほうへ組ましてやつたら問題は無い。それをわざわざ国からその分だけ一部だけ支弁することは止むを得ないとか、例外だとか考へます点において承で

はどうなる、こういう問題が起つて来る。先ず小坂大臣から……

○政府委員(斎藤昇君) この法律には府県条例で定める事柄がたくさんあるわけでございます。それは府県の自主性を認める、いわゆる我々が自治体警察だと申上げてゐるゆゑんであります。この点に限つて条例を設けなかつたならばどうなるか、例えば府県警察の内部組織、或いは警察署の位置、いろいろ条例で定めますが、それを定めなければ府県警察は維持ができません。その場合にどうなるかというものは、これは一般原則でありまして、我々としては、法律でこれ／＼は条例で定めるといふことであるならば、府県は当然条例で定むべきものは定められるものである。かように解釈をいたしておるのでございます。

○若木勝蔵君 こういうふうに法律で定めれば、府県では必ずそういう条例を作るだろう、これも又府県というふうなもの、自治というものの対する考え方が国家的である。国でこういうふうなきめたら必ずこういうことをやるとか、私はかくのごとき条例は府県の事情によつてこれは作られない、そういうふうな立場が出て来ると思う。

○政府委員(鈴木俊一君) これは大よそのいふ／＼の法律で、府県につきまして、或いは市町村に對しまして一定のことを期待をして、条例で定めると

いうようなことを書いております場合におきましては、御指摘のような事態は法律上の制度といたしましては、府県に對して、或いは市町村に對して条例で一定の事項をきめるといふふうに原則として書いてあります場合に、それを強制するといふことは自治体行政の性質上ないわけでございます。法律にいやしくも国家が意思を決定して、府県の条例できめて貰うというふうに書くならば、府県はやはりその意思に従つた措置をせられるであらうという一般的な信頼の上に立つてそういう制度を作るほかにないと考えております。

○若木勝蔵君 そうするといふと、どうしても県においてこれは条例を作らんとすることになつたらどうなるのですか。何かこれを罰するような規則があるのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) それは何も措置はございません。

○若木勝蔵君 そうすると、これは実現できない場合が明瞭にあるといふことは予想されると思ひますが……

○政府委員(鈴木俊一君) 従来の例によりまして、若干時期が遅れたり何かするようないふことはありますけれども、併し法律で条例を以て作らなければならぬといふ書いてあります場合に、おきましては、これは先ず殆んどすべての場合において作つておると考へるのであります。殊に警察制度のような問題につきましては、その性格から申しまして、そのようないふことは先ず起り得ないのではないかとはいふに考へておる次第であります。

○若木勝蔵君 起り得ないのであると

いうことは、余りに私は甘い考へだと思ふ。これが国民も歓迎し、すべてが歓迎しておるところの法律であれば、あなたの言うようなことは言えるかも知れない。併し殆んど反對しておる。こういうふうな場合において必ず私はこういうことがあり得る。そうしたときに受けることゝの警察官の待遇上の問題はこれは大きな問題になつて来るだらうと思ふ。それで私としてはあなた

がそういうふうな起り得ないであらうという考へ方は極めて甘い考へだ、こういうふうな言わざるを得ない。それで私は時間なくなりましてから總括的に申上げますが、今の項目についてずつと質疑した結果、私の頭に考えられるのは、全くこれは都道府県の警察といふふうなものは自治体警察といふものの性格が欠けておる。こう断定せざるを得ない。殊に最後に一つ申上げたのは、大都市の警察が廃止されるといふことは、これは今までも大都市といふふうなものは府県と同様に扱われて来たものなんです。ところが府県の警察が自治体警察であるならば、当然これと肩を並べて大都市警察といふものが存置されなければならぬ。併しこれを原案においては廃止しておる。修正案では特例を設けて一カ年は現在のまま進めて行く、こういうふうになつていきますけれども、根本は何も変わりがない。結局廃止する点においては變つておらない。何故に一体都道府県の自治体警察といふふうなものを、いわゆる自治体警察といふふうなものを認める立場に立ちながら、大都市の場合これを廃止するに至つたか、この点をお伺ひいたします。

○政府委員(斎藤昇君) 大都市と府県

と同様に見て、府県で行うべき事務を大都市に行わせる。その事務の内容はどういうものであるべきかということ

は、事務の性質によつて變つて参ると考へるのでございます。警察はその事務の性質上、我々といひましては大都市とその周辺といふものは一体的に運営されるべきものでありまして、かかる意味から府県警察が最も望ましい、これが本法案の根幹をなしておるのであります。その原則に従ひまして、他の事務におきましては、成るほど大都市は府県と同じように扱う事務もあり得ますが、少くとも警察の事務につきましては、府県と同じように大都市で扱うといふのでは、警察の機能という面から考え、警察の事務の性格から考えまして適當ではない。かような結論から府県一本といふ一本を貫き、大都市において特例を設けない、かように考えた次第であります。

○若木勝蔵君 私時間ありませんので、ちよつと申上げますが、その考へ方が、自治体警察だと言ひながら、この警察の機能方面から見て、これは存置するのは不當といふ考へ方に進んで行くことは、明らかに府県警察といふものを自治体警察とは認めておらないのだ。實際は國警の中の一つの機構に過ぎないのだ、こういう考へ方に立つておるといふことは明瞭になる。まあ時間ありませんから、その点その問題について私の質問を終りたいと思ひます。

○委員長(内村清次君) それでは委員長からお取次ぎを申し上げます。過般五月の二十七日でございましたか、当委員会と法務、人事、内閣の連合審査委員会を開会いたしました際に、植見委員から提案がなされまして、法務委員会におきまして、警察法の問題につきましては審議をやりましたが、審議の結果が法務委員長から当委員会に對しまして、審議の状況を報告されております。そこで報告書は皆様がたのお手許にあると存じますが、この報告書の内容につきまして御検討願ひまして、今後の審議上の参考にして頂きたいことを特にお願ひいたします。

午後二時三十分開会

○委員長(内村清次君) 休憩前に引續いて地方行政委員会を開会いたします。

○松澤兼人君 第一に小坂國務大臣にお伺ひしたいのであります。先ほど来質疑のありました警察事務は統治権に基くものであるか、或いは單なる行政作用であるか、或いはそれが國の本来の統治権であるか、或いは市町村住民の固有の權利であるかといふ点につきまして、もう一度お伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 警察権の権能といふものは本来統治権に基く作用であるといふことは申上げておると思ひます。先ほどあなたの御質疑もそのいふものを現行法では市及び人口五千以上の市町村に警察事務を行わせる、これを認める、これは一体公共事務といふようなものに解すべきではないか、こういうような御趣旨で関連質疑をやつていらつしやるように解釈い

たしておりますが、こういうことでございます。現行法においてはこの市及び人口五千以上の市町村に警察事務を団体委任する、今回のこの改正案におきましては、府県という自治団体に警察事務を団体委任する、こういうことなっております。

○松澤兼人君 五千以上の市町村に警察権を団体委任することとはどういう法律的な根拠に基くものでございいますか。小坂君やつて下さい。

○國務大臣（小坂善太郎君）事務的に
お答えします。

○政府委員(斎藤昇君) これは警察法の規定によりまして、第三十六条に「都道府県警察は、当該都道府県の区域につき、第二条の責務に任ずる。」と云うのが基本規定でございます。これによりまして都道府県に警察事務を委任をいたします。これに応じまして都道府県警察内部の組織を設けたり、或いは人事管理をいたしたり、若し国の事務でありますなら、国がみずから行う事務として規定いたしまするならば、国の政令、或いは総理府令等であるような事柄も都道府県の条令でできるというように規定をいたしてあるのであります。

○松澤兼人君 それは現行法において警察権は国の統治権である、或いはその権能は国の統治権に基くということはどういう法律的な根拠によるのですか。小坂君やらないのか。

○政府委員（斎藤昇君） これは法律的な根拠と申しますよりも、如何に現行法を解釈するかという問題でござい
ます。お尋ねの点は市町村或いは公共
団体の固有事務、即ち公共事務であ
るか、或いは委任事務即ち行政事務で

るかという点だと考えるのでございま

して、若しこれを市町村の公共事務だ、固有事務だ、かように解釈をいたしますならば、どの市町村においても、或いは府県においても警察というものもを設けようと思えば設けてもよろしい。ただその設け方についていろいろ法律で制限をされることがあり得るわけでありますが、現行法の建前から言いましても、五千以上の市町村はこれを設けて、そうして区域内における治安の責任を負うということを書いてありまして、五千未満の市町村は警察法にいう警察を持つことができない。府県も持つことができないという建前に相成つておるのでありまして、従つてこれを国の行政事務と解釈しない以上はです、解釈がつかないわけであります。固有事務であるものを法律で全然その固有事務を奪つてしまふということではできないのでありますから、若し固有事務であると解釈をいたしますならば、五千未満の市町村においても府県においても警察は持てるんだけれども、その持ち方において法律で或る制限をする、権限行使の仕方について或る制限をするという規定になつておりませんければ、固有事務であるという解釈がまあできないと、法律の規定の仕方から考えてもさように解釈せざるを得ないと思うのであります。

○松澤兼人君 逆にそれではですね、古い現行警察法によりましてです、小坂国務大臣が言うように警察の権能というものは統治権に属するものであるということをはつきりおつしやるならば、警察法の中において国は市町村に警察を維持させると、こういう規定がなければあなたのおつしやるようには

○政府委員(斎藤昇君) その点は現行法も同じでございまして、現行法に例へば自治体警察法第四十条に「市及び人口五千以上の市街制町村は、その区域内において警察を維持し、法律及び秩序の執行の責に任ずる」、これによつて市及び人口五千以上の町村に警察事務を委任をいたしておるのであります。この書き方と今度の法律の三十六條の「都道府県に、都道府県警察を置く」という書き方は、用語は違つておりますが、趣旨は同様でありまして、衆議院の委員会においても御答弁を申し上げたのであります。第三十六條は都道府県は警察を維持し法律及び秩序の執行の責に任ずる、こういうように書いてあるのと同じ趣旨でございまして、その間に何の相違もないわけであります。

○松澤兼人君 何の相違もないと申しましたけれども、現行警察法では市町村は警察を維持しとはつきり書いてある。ところが改正法の三十六条には、二項に「第二条の責務に任ずる」とここへ書いてある。片方では維持することであり、市町村の当然の義務であると書いてあります。義務と申しますか権利と申しますか、本来の姿である。明らかにこれは現行法においては、それは市町村のものであるということを明確にしている。ところが改正法の三十六条には「置く」ということと、「責務に任ずる」と、こう書いてあるだけです。私は明らかに規定の上から言つてもそこに相違があると思います。この点如何ですか。

○政府委員(斎藤昇君) その点は、例えば第三十六条に、新法の三十六条に

のは、都道府県の機関として「都道府県警察を置く」と、こういう趣旨でありまして、これは決してその国の機関として置くという趣旨ではないのであります。例えば都道府県知事を置くとか、こう自治法にはありますが、それと同じように「法律で都道府県警察を置く」とありますのは、これは都道府県警察の自治団体、その自治団体の機関として「都道府県警察を置く」という趣旨でありまして、現在の警察法では国家地方警察と自治体警察、この二つがありますために、「自治体警察」という文字も使い、こういう書き方もいたしておるのですが、今度の警察、警察法案におきましては、自治体警察、市町村警察と国家地方警察というものをついにいたしてしまいましたために、特に「自治体警察」という用語を使わなかつた。三十六条ではかような書き方になつたのでございますが、我々といしましては、先ほど申しておりますように、都道府県は警察を維持し、法令の定めるところに従つて、その管轄区域内において、第二条の責に任ずると、こう書いたのと何ら意味において相違はない、かように存じておるのでございます。

○松澤兼人君 解釈において相違はないとおっしゃるならばわかります。併し、それはあなたの考えにおいて少しもその間に変わったことがない、こういうだけであります。それならば同じ言葉を使つたらいい。なぜ書き方において、現行警察法と改正警察法を變えておられるのですか。

○政府委員(斎藤昇君) その点も衆議院においてお答えをいたしましたのでござい

義を持たれるということが当初から予想されておるならば、私が只今申上げましたように書いたほうがよかつたのと、同じ事柄を表現するのに、表現の仕方がそういうった誤解を招くような表現の仕方になつておることは、誠に法文を作成するものとしてはまずかつたと、かように実はさつくばらんに告白を申上げておつたのでありまして、従いまして、私が申上げるようにこの点を修正して、書き直して頂いても意味においては何ら相違はいたしておりません、變りはありませんから、支障はございませんということまで申上げておるのでございます。

○松澤兼人君　その点明らかにになりました。併しそれにいたしましたも、私が現行警察法におきまして、警察の権能が実際に団体委任されているのだということは、四十条の規定から団体委任されておるということが法律的に明確に説明できますか。

○政府委員(高藤昇君) 私が先ほど申上げますように、現行法の四十条において団体委任されておるというようにして、解任をいたさないならば、現在の市町村或いは府県という公共団体の固有の事務であると、こう解釈したすなわち、これはどの市町村にも、それから府県にも、警察は持とうと思えばどこでも持てるということだけは、奪つては相成らぬのでありまして、固有の事務であるならば、それを持ってないうになつてゐるということは、これは行政事務であると解釈せざるを得ないのであります。若し固有の事務であるというならば、ただその持ち方において法律で制限をするとか、権限の行使の仕方

において制限をする、これは法律で

るのには差支えございせんが、固有事務であるという解釈をいたしなから、府県は警察が持てない、五千以下は持てないというのをいたします。これは、これは本来固有の権限を奪うものでありまして、法律を以てするも、これは強い言葉で言えば、或いは憲法違反という立法の仕方であると言わざるを得ないと思ひます。従つて現行法は憲法違反ではない。又固有事務というものの対する考え方を誤つていないという解釈であるならば、第四十条の規定によつて団体委任されたものである、市町村の警察は市町村の公共事務でなく行政事務だ、かように解釈せざるを得ないと思ひます。

○松澤兼人君 五千以上の町村で警察を維持し、その責に任ずるといふことは書いてあるものであります。府県及び市町村、五千以下の町村が持つことはできないといふことは明らかに書いてある。それは固有事務を制限している、こういうふうにおつしやるのであります。

○政府委員(斎藤昇君) それを固有の事務を制限しているんだと、こういうふうには讀むことはできないと申上げたのです。固有事務ならそういう制限はできない。制限をしているのは、府県や五千以下の町村が持てないという法の建前になつてゐることは、この警察事務はこれは固有の事務ではなくて行政事務だ、この解釈せざるを得ない、かように申上げたのです。

○松澤兼人君 逆に言ひまして、固有の事務であつても法律で制限し或いはこれを持たざるように規定するといふことは、法的には可能な問題ではない

いんですか。

○政府委員(斎藤昇君) これは法律を作れば、憲法違反でさなければよろしいといふことであれば、或いは作れないことはないかも知れませんが、固有の事務だといふ解釈をとる以上、その固有の事務を全然行わせないといふこの制限は、これは法理論といたしましては何といひますか、暴論である、かよに考えるのであります。固有事務ならば、固有事務といふのは、これは自治法におきまして包括的に与えられた本来の固有の仕事でありますから、従つてその固有の事務を行うに於いて、或いは法律で以て事務の行方その他について制限はできません。制限はできません、その事務そのものを取上げてしまふといふことは、これは市町村の権能といふものを全く無視するといふ解釈をとらぬ以上は、さやうな立法はできないと思ひます。

○松澤兼人君 併しくどういふのでありますけれども、四十条の規定で、国の本来の統治権に属する警察権能といふものを市町村に与えたといふ法的な解釈は、四十条から出て参りますか。

○政府委員(斎藤昇君) これは先ほど申しますように国の、まあ国といひますか、市町村の公共団体の行政事務だ、この解釈することによつてです、はじめで五千以上は持つ、五千以下は持つことができない、府県には与えないといふことができないのであります、これが固有の事務だ、この解釈をいたしますならば、市町村も府県もすべてが警察を持てるといふ建前から立法をせなければ法的に矛盾を来たすといふことを申上げておるのでござい

○松澤兼人君 それではもう一つお尋ねいたしますが、警察権能は統治権に基くものである、本来は国が持つてゐるはずのものである、それを市町村に持たせるといふことは、国は警察の責務を持つてゐる、市町村には委任によつてこれを市町村に維持させるといふふうに、厳格に規定しなければならぬと思ひますが、その必要はないのですか。

○政府委員(斎藤昇君) それはさやうに書きませんでも、法理上当然に出て来る解釈ではないかと考えます。若しお説のように都道府県或いは市町村といふ公共団体は固有の事務として警察権能があるのだ、こういう若し解釈に立つていたしますならば、都道府県或いは市町村が警察を持つ場合にはどういふ制限に従わなければならないか、さやうな書き方にならざるを得ないものであります、アメリカの立法の考え方は只今申上げるような考え方になつておるのであります。その代り国は国として警察を持つ場合には別の警察を持つといふ建前をとつておるのであります。現行法におきましては五千以下の町村或いは府県は警察を持たないといふ建前をとつておる以上は、いわゆる警察権といふ特に法律で与えられた権能を以て住民の権利義務を法令に従つて拘束し、制限をするといふことによつて治安を維持する、この作用は現行法上は市町村、府県が当然もたら

持つてゐる固有の事務だ、かように解釈いたしましたは、現在の自治法にいたしまして、警察法にいたしましては、も解釈がつかない、かように申上げておるのでござい

○松澤兼人君 現行警察法の前文に書いてあるものがいわゆる現在の警察制度の根本的な精神であらうと思ひます。これからみれば、私は警察法といふものは細分化して、そしてここには国民という言葉は使つてありますけれども、むしろ住民の警察といふ建前を一貫してつてゐると思ひます。この立場と、それから現在の改正警察法における警察に対する考え方とは非常に大きな開きがあるように考えますが、小坂國務大臣はこの点全然同一であるとお考えでござい

○國務大臣(小坂善太郎君) さやうに考えておるのでございまして、この改正警察法におきましては、現行警察法の前文の趣旨を第一条にまとめてあります。即ち民主的

理念といふ言葉の中に地方自治の尊重といふことは当然含まれる、かやうな前提で申しておるのでござい

○松澤兼人君 併し現行警察法の前文の一部或いは前文の精神の一部が改正法の第一条の中に取入れてあることは私も認めます。けれどもその精神の組

織を確立するといふこの大きな基本的一条の中におきましては、改正警察法に見ることができない。警察は誰のものであるかといふことについては第一条においては何らこれを示していません。ただ運営の方向においては民主的な理念を基調としなければならぬといふことは書いてあるが、警察が誰のものであるかといふことは明確ではない。そこで私は現行警察法の前文とこの改正警察法の間に大きな考え方の相違があるのではないかといふことに疑

念を持つのであります。将来の警察は一体誰のものであるか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 将来の警察は現在と同様国民のものであると考えております。前文にござい

「国民に属する民主的権威の組織を確立する」民主的権威とは何かといふこととでござい

○松澤兼人君 小坂國務大臣が答弁されれば当然さやうなことを言われることは容易に想像されます。併し我々はここに前文の中にある「国民に属する民主的権威の組織」といふことが改正警察法の第一条の中にはその精神として、

或いは解釈として入つていと言われれば、或いはそうかと考えます。併しそれはこの法律全体を通じて見ればどうであるか、或いはそうでないかというところが判断されると思います。成るほど現行警察というものは民主的權威が國民に属するということを講つてゐるし、それから今後の国会において警察の法律が審議されるのだし、予算も国会において審議されるのだというところであるならば、そういう意味において警察は國民のものということは言えないことではないと思います。併し何と申しましたも、前文の精神というものが第一一条の中に取入れられておらないう、解釈においては國務大臣のおつしやる通りであるかも知れません。併し取入れられていないということは、字句の上からそれが現われていないかと思ひます。そうでなくして、却つてこの第一一条におきましては逆に前文その他において現われていなかったところの能率的にその任務を遂行するという点が現われてゐる、これは確かに現行警察法の前文と改正警察法の第一一条との間における大きな相違であらうと、こう考えます。従つてくだいようでありますけれども、私はこの第一一条の中において前文の精神が盛られてゐるという法律の字句の上における説明をして頂きたいと思ふ。

○國務大臣(小坂善太郎君) 能率的に運営せねばならんということは、過去の経験に鑑みまして非能率、不経済な点があるということが一般の認識となつておりますが、当然考えなければならぬ点であると思ひます。併し能率なり治安に関する政府の責任という

ことを強調して参りますと、その半面やはりこの政党内閣組織になつておりますから、そうした弊害、党派的弊害というものは考えられますので、そこでその担保として公安委員会という制度を強く前面に押し出して、その活用を考えているというのがこの警察法の全体を流れる思想でございますが、先ほども申し上げましたように、現在のような国警或いは自治警というものが、地域の分れて、そのおのおのが完全に独立した同一の機能を行つ、こういう組織が世界いずれの国にも見られる……そこでこうしたものを統合いたしまして、府県という一本の自治体に警察管理の運営を任せ、こういうのがこの警察法の職能でございます。併し、先ほども御指摘がございましたように、人口五千以上の町村又は市といふものに団体委任をして行く、警察の権能を府県という団体に委任する、改正警察法におきまして三十六條に現われておりますようなそうした考え方があつた。今まで二つの組織があつたものを一本の府県というものに統合したという点が、この警察法の相違の中心であらうと考へます。そこでその府県といふものは都道府県の公安委員会といふものが責任をもつて独自の判断において警察を管理する。又大部分の警察職員といふものは地方公務員である。更に經費におきましては県の負担でありまして、県の議会の承認を得て運営されて行く。人事管理につきましてはそれ／＼条例を以て制定する。ただ例外的に第五條二項の規定する事柄について國家の介入がある、こういうことでございまして、その趣旨とするとこ

ろは、精神とするとところは、現行警察法の前文にございまして、改正案におきまして第一條の目的に關つてございまして、その趣旨とするとこ

ろは、精神とするとところは、現行警察法の前文にございまして、改正案におきまして第一條の目的に關つてございまして、その趣旨とするとこ

いうものがあつて、公安委員会が警察長を管理する、又府県においても公安委員会があつて、府県警察本部長以下を管理する、こういうことでございまして、而も地方分権の趣旨におきまして、この府県という自治体の区域内におきましての警察活動というものは府県公安委員会の独自の判断で、中央からは五項二項というように限られた事柄についてのみ指示するということがございまして、その間に地方自治の本質も或いは国全体の民主的な保障もいたしてある。民主的な保障ということも制度的になし得ると考えておりますし、なおこの過去の警察におきまして種々非難があり、国民をいたしましては、その行ふところのものを甚だ快しとしなかつた点もあるものでございまして、これは主として執行部面の法律にあつたと思つております。例えば治安維持法であるとか、或いは行政警察を行ひ得るような諸種の制度というやうなものがあつたことが非常に警察力というものを野放図にはびこらしたといふことでございまして、現在は御承知のように刑事訴訟法或いは警察官等職務執行法、そうした民主的な執行法の保障がありますから、この執行部面におきまして警察権力の独裁的運営というものをチェックする限り私はさうな心配はなからうかと考えておる次第でございます。

○松澤兼人君 公安委員会があるといふのでありますが、国家公安委員会もずつと問題となつておりますところの国務大臣が委員長になつてゐる。それから従来のいわゆる府県公安委員会にいたしまして、或いは市町村公安委員会にいたしまして、改正法におい

ては現行法におけるよりも或る制約を受けているという事実はこれは否定できないと思ひます。これこそいわゆる警察の能率化といふことの一つの狙ひのために、いわゆるこれまで自由であつた、自主的であつた公安委員会というものを国の場合も或いは地方の場合にも制約しているといふところにあるのでありますから、従つてこれまでのやうな公安委員会の自由闊達なる運営の仕方といふことは期待することはできない。これは法律の建前から言つて当然のことであつて、公安委員会があるからと言つてその警察の運営は従前の通りであるといふことはこれは決して言えないと思ひます。如何ですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 公安委員会におきましては運営管理の権限といふものは前よりも強化されておるのであります。御指摘の点は主として国家公安委員会に国務大臣が委員長としてあるといふ点であらうかと思ひます。併しこれは問題は委員長たるものの良識によることと思ひますが、い

やしくも警察といふやうな本来中正であるべき職能に携わる場合に、これは余りさういふやうな特殊の偏見を以てこれに臨むといふことは許されんことと考へております。のみならず委員は五人の構成でございまして、もうすでに表決権を行使いたしますれば、奇数の委員会でございましてから、公安委員の意思といふものは明らかに

た事故のあります場合に偶数の委員があるではないか、その場合に国家公安委員長は採決権を行使することによつて自分の意思を如何にも反映させることができるではないか、むしろ

ろ自分の意思通りに委員会を指導することができないかといふ御懸念もあるやうでございしますが、これは若しそうしたやうなことが特定の意図を以て行われるといふやうなことになるならば、公安委員会といふものは自分の職責上当然にこれに反撥する、或いは委員長について嚴重なる抗議を申込む、或いは職務を離してもその運営に對して反抗するといふことは当然にあり得るのであります。又すべきものであります。そういう際にこの治安の責任に任ずる政府が故意な運営方法をとつたといふことになりますれば、当然これは国会の問題になるであらう。そういう場合にこれが簡単に済むかと言へば、重大なる政府が責任を負ふといふことになるのであります。併し、そういう点のチェック・アンド・バランスと言ひますか、保障は十分なし得ると私は考へております。

○松澤兼人君 私は何かの委員のかたが国家公安委員長に国務大臣を充てるといふことに對する質疑は大體なされておりますから、私はその点に触れるつもりはないのであります。ただ懲戒及び罷免について御告する権限を持つてゐる。併しそれは絶対に拒否するとい

う権限を持つてゐるわけではない。従つて私は何も国の公安委員会の委員長の問題に限定してゐるわけではないのです。都道府県公安委員会の場合も同様であります。中央で任命する、この政府の考え方が多少修正になつてゐる。併しそれはよく存じております。今までは全く自主的に自分の考え方によつて公安委員会が警察の運営をして行くことができる。それが制限されてゐるといふ事実は、これは何とし

ても否定することはできないのです。でありますから、この点について例えれば緒方國務大臣に對して質問いたしましたときでも、これは完全なるいわゆる自治体警察ではない、こういうことを明確に言われておる。私たちが確かに現在の府県警察といふものが完全な自治体警察であるといふことは全然考へておりません。この従来の民主的な府県公安委員会が今回の法律によつて制約を受けてゐる、この枠の中において従来のやうな民主的な警察の運営といふものがどういふ保障を以て行われるか、どういふ保障があるかといふ問題については如何ですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 従来府県の公安委員会といふものはいわゆる運営管理をいたしておつたのであります。今回は行政管理局に入りまして、両方面の管理をいたす、即ち独自の判断によりまして警察事務全般を管理する、こういうことになつておるのでございまして。而もこの委員といふものは府県知事によつて任命され、府県の同意を得て任命されるのであります。身分も保障されております。この点におきまして、地方住民の意思といふものを十分反映させる警察運営ができれば、かように考へておる次第でございます。

○松澤兼人君 私はそういうことを聞いておるのはなくて、現在の警察法とそれから改正警察法と比較すると、都道府県の公安委員会といふものがその権限が縮小された、制約を受けておる、そういう制約を受けておるその枠の中で従来のやうな民主的な警察をどういふふうにして運営して行くことができるか、その保障があるかといふこ

とを質問しておる。

○政府委員(斎藤昇君) 大臣もおつしやつていますように、都道府県の公安委員会を改正法と現行法とを比較いたしてみますと、現行法よりも改正法のほうが権限が拡大されておるわけですから、都道府県につきましましては、松澤委員のおつしやいますのは、市町村の公安委員会との比較であらうと存じます。市町村におきましては、安全に獨立した行政運営に伴う権限を市町村公安委員会が持つてゐるが、現在の府県公安委員会は行政管理局は一切ないわけでありまして、今度の法案では都道府県の公安委員会は現在の都道府県公安委員会よりも権限が拡大された、現在の市町村公安委員会に比べれば権限は若干狭まつておる、こういうことになつてゐるわけでありまして、現在ならば都道府県公安委員会は人事については勿論、予算その他についても何らの発言権も、予算編成権も人事に關しても一切都道府県の公安委員会は持つておりませんが、今度の法案によりまして、予算は原則として府県の予算でありまして、事実上の編成権は公安委員会が持つております。又人事については現在法律上は何ら発言権はございませうが、政府原案におきましては、法律上は府県警察本部長について罷免或いは懲戒の勧告権を持ち、又警察本部長が部下の警察署長、課長その他を任免をいたします際に都道府県公安委員会の意見を聞くといふことが新たに附加されておるのでありますから、従いまして、現在のものから考えますと、都道府県の公安委員会の権限は非常に強化をされたといふことに相成つております。それでも松澤委員のおつし

やいますように、市町村の公安委員会よりも権限が縮小されておるのじやないかとおつしやいます。それはその通りであります。縮小されておりまする限度において完全な自治警ではない、緒方副総理もおつしやつた通りでございます。併しこれで民主的な運営は保障されないかと申しますと、都道府県の警察全面に亘つての管理の責任者は都道府県の公安委員でございますから、従つてこれに都道府県の公安委員が自己の責任において都道府県の警察を民主的に管理するということについて何ら欠ける点はないとかように考へます。警察本部長が非常に非民主的な運営の仕方をする、指揮監督をして改めないという場合には懲戒或いは罷免の勧告権の発動ができるわけであり、この場合に中央においてその勧告権が聞かれない場合に、聞かれないけれども、都道府県の公安委員会という都道府県の民主的機関が、而も警察について直接責任を負う機関が、その事務執行者は不適格であるということと懲戒罷免の勧告をいたしますなら、事実上その警察本部長は職務を執行し部下を統率して行くことは事実上できなくなる。従つて勧告権を無視をするということは事実上不可能ではなからうかと考へておるのでございます。

○松澤兼人君 成るほど現在の都道府県公安委員会よりは改正法によつて権限が拡大されているという御趣旨は事実であります。併しその公安委員会が警察庁長官の所掌事務について少くともその範囲内においては都道府県警察は指揮監督を受けるわけである、

ここにも一つの弊がある。ですから市町村公安委員会が持つていた権限よりはやはり改正法による都道府県公安委員会の民主的運営というものがやはり中央から一つの弊がはめられておる。この点はやはり否定できないと思ひます。この指揮権の問題についてもすでに論議をされましたから私は申しませんけれども、市町村公安委員会においては、こういう中央からの指揮監督と成るものは全然なかつた。ですから今の都道府県公安委員会に現在おるものよりは拡大されなければならぬ、やはり中央からの一つの弊、指揮監督を受けるというこの事実が否定できない、それでも民主的な運営が保障されますか。

○政府委員(斎藤昇君) 中央からこの法律で示す範囲内の指揮監督或いは調整は受けませんが、併しそれだからと申しまして、都道府県の警察が非民主的になるとは考えられないのであります。で、民主的運営が確保されるかというその民主的という意味は何をお含みになつておられるか存じませんが、例えば中央から政治的に左右されはしないかという点が一点あると思ひます。もう一点は、地方の実情に合わないような事例を指揮をされはしないかという点であろうと考へますが、政治的に左右されはしないという点は、これは都道府県の公安委員会自身自身がさうに左右されはしない保障があります。中央の国家公安委員会も政治的に偏向のできない仕組になつておるわけであり、併しその御心配もないと思ひます。又地方の事情に合うか合わないか、これは中央で指揮をいたします事柄は多くは一般的な基準でござ

いますから、その基準に従つて都道府県の公安委員会が実情に即する運営が十分なし得るのであります。更に、申上げましたように、都道府県の公安委員会が中央の命令をきかないという場合におきまして、それを担保する保障もないというわけでございますから、以前の警察のように中央の命令を聞かなければすぐ懲戒罷免をされるといふようなそういう担保が全然都道府県公安委員会にはないわけであり、主性を持つておる、かように考えるのであります。市町村或いは府県に對する一般の監督と同じような仕方ではできない、この点が民主的な運営を保障するゆゑんであらうと思はれるわけであります。

○松澤兼人君 警察運営に當つてもう一つ必要なことはやはり自主性ということであらうと思ひます。成るほど言われまして、或いは府県公安委員会が自主性を持つておるといふに説明されるかも知れませんが、併し中央から来た警察本部長、中央から来る場合もあるでしょう。中央から来た警察本部長に對して都道府県公安委員会が懲戒又は罷免の勧告権を発動したとして、これが中央から来た人である限りにおいて国家公安委員会なり或いは又警察庁長官が罷免したくないというお考えであれば、これはどうに地方の公安委員会が罷免してもいい場合、中央がそれを取上げなかつた場合には一体どうなるか、その職にいられないであらうという事は單なる想像に過ぎない。法律的な保障とい

うものではない。そういう場合にはどうなるのですか。

○政府委員(斎藤昇君) 罷免、懲戒の勧告があれば當然にそれに従う、妥当な罷免或いは懲戒の勧告であれば當然に従うというものが法的な解釈であらうと思ひますが、併しこれは妥当な勧告ではないといつて罷免、懲戒の勧告に中央が従わなかつた場合の保障は何も法律には書いてございません。我々意識的にそれを書かなかつたのではございませんので、いさしくも当面の運営の責任者が懲戒罷免の勧告をいたしたした場合に、これを故なく拒絶をするという事で中央、地方の円満な警察行政はできないのが当然でありますから、さうなことを書きますことは如何にも良識に反した運営が行われることを前提とするかのような感を受えたと考へましたので、さうな規定を入れたなかつたのであります。事実問題といたしまして、さうな場合に中央、地方の警察運営がうまく行かないといふその責任はやはり中央は負わなければならないわけであり、さうな故なくその勧告を無視するということは實際上起らんであらうという考へないものでありまして、その陰に隠れてそれを濫用するといふようなことは毛頭考へてはいないのでございます。

○松澤兼人君 国警長官がはつきり罷免勧告権の発動があつた場合に、中央としてそれは考へなければならぬ、さういふふうに考へられておるにいたしましても、併しそこに一つのいわゆる都道府県本部長の中央任免という一つの質かれた精神があるように私たちに考へられる。中央の任命する者に對

しては、これに對しては地方は拒否権を持つておられる。ただたまたま事故があつた場合に、これに對して懲戒を勧告する、或いは罷免を勧告する、これを中央で聞かれない場合には、地方としてはいたし方がない。完全なる人事権といふものはやはり任命権と罷免権がなければならぬ。勿論その間には懲戒権といふものもあるでございましょう。ところがさうでなくて、任命権もないし、罷免権もないし、懲戒と罷免の勧告だけがあつて、これを中央に勧告いたしましても、中央がこれを聞かないといふことであれば、結局都道府県公安委員会の権限といふものは、なきに等しいという事態になることがあつて、さういふ事態になることは如何ですか。

○政府委員(斎藤昇君) その点は逆の場合をお考へ頂きたいと存じます。中央には先ほど申しますように第五條の指揮監督権がございまして、公安委員会に對してはこれは全然指揮監督調整に従わなかつた場合の担保の途は全然講じておりません。これを申上げますと、それならば中央の指揮監督は無意味じやないか、なきに等しい、さうおつしやられるのと丁度同じであります。今の罷免勧告権の場合、下から見ますならばさうに解釈できるかも知れませんが、我々民主的な、法律の運営といふものは民主的な常識で行われることの前提に立つておりますが故に、都道府県に委任をいたしまして、その場合に指揮監督の担保がなくても民主的に運営される。さういふ前提をとり、又さうでなければ實際の運営はできませんから、さうな運営ができることを確信をいたしておる

のでありますが、それを下から中央を見た場合におきましても、下の注文が中央につけられて、それに對して担保がない。こういう場合もその担保を法律上確保しなくても、そういう注文がつけられるということによつて、そこに良識的な運営が行われる。かような考え方に立つてこの法案すべてが作られておるのでございまして、さうでありまけんければ都道府県なり或いは現行法による市町村等に委任をいたしますという事は、中央から見れば危険極まりないということに相成ります。又中央で何らかの権限を持てば、それは危険極まりないというお感じに相成りましようが、中央と都道府県との間の關係というものは、これは国と都道府県との關係と同じように、自治団体と国との信賴關係に立つという事を前提にして、初めて国の全体の行政も行われておるのと同様に御理解を頂きたいと思つております。

○松澤兼人君 併しそれでもなお我々に納得行かないことは、成るほどこういう方式をとりますと、幹部警察官の人事交流という点では非常にうまく行くところがあると思ひますが、併し逆に中央がいろいろの内部的情報と云つちや悪いですが、あの人はもう何年くらい学校を出たつた。まだあそこにいる。頼まれればその人をどこかほかのところに榮転するようになうに持つて行く。勿論それは都道府県公安委員会の同意を得なければいけませんけれども、併しその意思はどこまでも中央から出るものであります。従つて會つて府県知事が、いわゆる最後の府県会におきまして、どんな議決をしよう

と、結局において原案執行権を持つていて強大な権力を握り、ときには府県の意思を無視してまでも知事の思う存分の権力を發動したということがたしかあつたわけでありませう。そこで例へば誰が警察庁長官になるかわかりませんけれども、そのお氣に入りの人が地方の府県警察本部長になつて行く、その地方において問題を起してこれはやめさせてもらいたい、或いはやめさせてくれという勸告をした場合に、その警察本部長は中央の警察庁長官なり、或いはその他警察庁の高級警察官と氣脈を通じているという類いにおきましては、なか／＼これを罷免することができない。いつまでも居坐つて、むしろ都道府県公安委員会と對立してでもやつて行こうというような幹部警察官が將來出て来ないとも限らぬ、非常には人事の交流という面から見れば、非常にいい制度ではありますけれども、併しその人事権を中央が掌握してあるということによりまして、これまでの国家警察的な色彩が濃厚に出て来るという心配がどうしても拭い切れなない、そういう点如何でございませうか。

○政府委員(斎藤昇君) 御意見の点はよくわかります。ただ都道府県の公安委員の任免権を中央で持つて、これは事ここになりませうという、これは事が重大だと考えます。そうではなから、都道府県の警察の責任者、これは知事が都道府県議會に諮つて自由に任免をされる、その直接指揮監督を受ける機関でありますから、指揮監督の責任者がこれはいかん、こうはつきり言われた場合に、それを果して無視がでましようかというのが私の申し上げて

いるところでございます。ただ先ほどおつしやいますように、中央人事であれば、そこに若干の情実が入る虞れがありやしないか、若干は私にはあり得ないとは断言できませんが、同時にやはり人事権が地方にあるということによつて、人事が非常に滞滯をする、そのために都道府県の警察全体の士氣が上らない、或いはそこにいろいろの弊害が存在して来るという点とも考え併せまして、どちらがよろしいかという御判断に待つてよりほかにない、かように思つております。

○松澤兼人君 中央の公安委員の場合、深くは私に触れませんが、國務大臣が公安委員長になつてゐるという事は、まあ公安委員長の良識によつて、まさかその人が二對二の表決権を行使することはないようにならう、万というお話であります。併し私も、これ二度目でありませうか、曾つて齋藤國警察長官の罷免の問題、これは別に失礼でもないと思ひますが、そういう問題が將來起つたという場合には、從來の場合には、国家公安委員会というものは、何物にも恐れぬ自主的な判断を下したわけでありませうが、將來國警察長官に問題がある、つまり政府に向つて協力しなかつたというような場合には、國務大臣であるところの国家公安委員長が罷免に持つて行くように工作するということとは極めて前より容易であると考えますが、そういう心配はございませうか。

○政府委員(斎藤昇君) これは大臣からお答え頂くのが至当かと存じます。が、私の体験に基づくお答えを一応私からいたしたいと存じます。若し國務大臣が公安委員長に入つておられまして、そして他の公安委員のかた／＼と一緒に警察を管理しておられ、いわゆる長官を指揮監督しておられるという状態に若しあつたならば、あの長官罷免問題というものは私は起らないか、かように思つてゐるものであります。あれは警察の内部と政府との間にその点で意思の疎通を非常に欠いておつたということから参つた、こう思うのであります。他の公安委員が長官に對してどの程度の信賴感を持つてやつておるかどうかという事を内部において御覽になつておればあゝい問題が起らないかと甚だ私はおこがましい言ひ方かも知れませんが、本當にさうに思つてゐるものであります。その状況がわからぬので外部からどうだろこうだろ／＼という臆測から或る意見がぼつと出て来るという場合に、そういう衝突が起るのであります。さういふ意味から私は担当大臣として、ただ部外者として担当をしておられるよりも、内部に入つて担当をしておられるというほうが、むしろ正しい意味において意思の疎通が図りやすいのじやないか、私の体験からさうに申し上げるものであります。公安委員長が他の委員の意向を無視してさういふ事柄をなさうとされましても、良識ある公安委員のかた／＼の承服されるころではなから、かように思つてゐるものであります。

○松澤兼人君 私この問題についてはこれ以上余り追及いたしません。が、國務大臣である国家公安委員長が公安委員会の中にあれば、警察庁長官の更迭なり罷免の問題が起つて来たときに、事情がよくわかつておるからあゝい問題は起らないであらう、まあそ

ういうことも一つの考え方でありませう。併し逆に言ひまして、丁度檢察庁法十四条を發動したという、これは國務大臣が檢察庁を指揮監督する地位にあるわけでありませう。こういう場合に於いて見ましても、やはり公安委員会の中に國務大臣がおるといふことは、何か事故があつた場合に、政府の政策に協力しないという場合には、やはりその圧力のほうがむしろ大きいのではないかといふふうに、それは表決権とか何とかいふことじやないんです。一つの圧力が委員会に加わる。で、その国家公安委員が、勿論良識のある人であるならばはねつてくれるということもあるでしようが、やはり日頃委員会において出席をしてゐるそういう人たちが、やはり委員長が言われれば或る程度までこれに協力しなければならぬという結果になるであらう。ですから齋藤國警察長官の御自身の経験によつて國務大臣が国家公安委員長であるほうがあゝい問題を避け、若しくは円滑に処理することが出来るであらうということにはどうも納得が行かないのです。丁度檢察庁法十四条と同じように一つの、まあ権力じやありませんが、圧力を他の委員に加える。そして罷免するなり或いは又は罷免に反對するなりといつたようなことが起つて来るのではないかとこの心配を持つてわけでありませう。もう一度……

○政府委員(斎藤昇君) 結局は問題は国家公安委員の人格識見というものを信頼するかしないかといふことにかかると思つてゐるものであります。現在の法律の構成によりまして、公安委員の人格識見というものに信賴がおけない、政府から、或いは担当大臣から言われ

れば言われる通りになつてしまふといふことであらば結論は私は同じだとかように思ひます。公安委員長が内部に入つて来られましても、正しい事柄については成るほどさうだと言つて同感なされましようが、正しくない事柄について同感をされるというような、若しそういう公安委員の選任の仕方になるのであれば、これは現行法の下においても同様のことがある。

あゝ警察庁長官は前の内閣が任命したものであるからかえたいと思ふときの壓力は、現在のようない国家公安委員会の制度とそれから國務大臣である国家公安委員長との組織とで、どちらがやりやすいと思ひますか。この問題について言えば、私はいまだに齋藤國警長官がおつしやつたような、國務大臣が公安委員長であるほうがお互ひに理解がとれてあゝい問題が生じないであろうといふふうにおつしやつた、それは違つた答えが出て来るんじゃないか、こう思ひます。如何です。

○國務大臣(小坂善太郎君) 私はこの点は逡巡はないといふふうにおつしやつておつしやつた。問題は公安委員の良識であらうと思ふのであります。例へばその間違つた考えを持つた内閣ができてそこで新たな公安委員長が出て来る。そこで自分のほうの政策がかつたんだから警察庁の長官はかえたいといふことを言ひますれば、若し公安委員の良識がございませうれば、それはどういふことでありますか、警察は本来政治的な中立を保つ立場に置かれておる、性質上もそうである、あなたはそれじや警察庁長官をかねて何をされようとするのですかといふようなことを聞くことにならうと思ふのであります。これは外部におつしやつても、内部におつしやつても、そういうことがあればそれは反撥する。むしろ内部におつしやつただけに、そういうことをすべきでないといふ公安委員会の公安委員の説得力も又もつと程度が深いものであつたといふことが言えると思ひます。

○松澤兼人君 公安委員の良識によつてそれは判断されるということとはこれは当然であります。併し制度として、例へば内閣のかつた場合にその政策が全然變つて来るということは、これはまあ必然的な事実として私たちは考へてよいと思ふのであります。その場合現在のようない国家公安委員会の制度である場合と、將來のような國務大臣が國家公安委員長になつてゐる制度とどちらが内閣の威令が行われやすいかといふ問題、比較の問題であります。勿論公安委員会は、公安委員会の委員は両方とも良識あるものとして考へるわけですが、制度の上から言つて、現在のうちに權力から中立であるという立場に置かれた場合のほうが批判的であつて、國務大臣が公安委員長であるといふ場合はやはり政府の要請と言ひますか、或いは政府の政策によつてこの前の内閣のときに選任されたところの警察庁長官をかねたいといふ意思があるならばかえやすいではないかといふことを質問してゐるわけなんです。

○松澤兼人君 都道府県の場合は別にいたしまして、例へばこういう場合も考へられると思ふのです。現在の吉田内閣はこの改正警察法が成立いたしました、警察庁長官を任命する、それが或いは時期が来て解散があつたり又は内閣がかつたり、全然違つた性格の内閣ができた、そういう場合にはやはり警察庁長官の問題が起つて来ると思ふ。その場合に公安委員会というものが、いわゆる別個な自主的なものである場合と、そうでなくしてその中には國務大臣であるところの公安委員長がある場合、そういう場合に政府が、

○政府委員(斎藤昇君) 大臣がお答えになりました通りでございまして、大臣が、内閣がかつて委員長がかわられる、入つて来られる、そして公安委員のかたゝと接触をされることによつて、これは長官をかねることができると、いやむずかしいかなといふことは公安委員長になつておられればそれは私はその難易はすぐに判断がつくと思ふ。これはとてもこういうことは持出せないといふ判断は、内部におられるほうが私はしやすいと思ひます。外部におられまして、何か政府の考へ方として言へばすくかえられるものかも知らんといふような考へでおられる

と、この前のような問題が起り得るのじやないか、だから制度としましては私はやはり内閣がかつて大臣がかわられた場合でもすぐ内部に入つて来られたほうがもつと円滑に参りまして、不当な意味において壓力を加えるといふものはなくないと思ひます。又正しい意味において政府の治安に対する施策というものを公安委員会において正しく反映せよといふことにおいては、大いに効果があると思ひます。又警察の正しいあり方において五人の公安委員が政府に対して治安面から見た施策はこうあつてもいい、或いは治安に対してはこういふような考へであつてもいいといふことが、内部に公安委員長が入つておられるほうが私は本當に遺憾なく發揮できるんじゃないかと、かように思ひます。

○松澤兼人君 私は仮に自由党内閣が続いて、何か丁度齋藤國警長官の場合と同じような、何か地方に騷擾事件が起つた、これに対して十分なる機宜の措置をとらなかつたといふような問題で罷免させる問題が起つて来る場合に、割合は私はいいと思ふ。併し警察といふものは不偏不党、公平中正でなければならぬ、この点はよくわかります。併しそこに國務大臣の國家公安委員長がいるといふことによつてやはり警察の運営が政党化するという危険は非常に感ずるのであります。この点はすでにいろいろと質疑されておりましたから私は触れませんが、その危険があるといふ我々の立場から言へば、内閣がかつた、政府がかつたといふ場合には、警察庁長官の罷免の問題は当然起つて来る。これは政党内閣である以上は成るべくそうでないこ

とを國民としては望むでしやうけれども、やはり結果としてはそういうことが起る。その場合に全く独立した自主的な機關である國家公安委員会である場合と、その委員長が國務大臣である場合、これは明らかに私は後者のほうが政府の一方の考へ方を推進して行く場合において都合がいい、こういう私の考へはとも動かしことはできないように思ひます。良識とか何とかいふことはこれは別であります、制度の上においてそういうことになる心配といふのが私の考へなんでありませう。もう一度繰返して御答へ願ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 制度としておつしやつてゐるが、私は制度として、いい意味においての内閣の治安の責任を反映せしめるということ、かような國務大臣が委員長となつておるということに意義があると考へておるものでございませうが、只今仰せのように、内閣がかつた、そして警察庁長官といふようなものは政党内閣だから当然にかつたといふような思想が私どもには理解できないのでございまして、そういうことは本来すべきではない。かえるといふことを仮に意識するやうな、非常にそういうことを望むやうな政党が内閣をとりまして、それは公安委員といふものによつてチェックされる。そうした政治的な支配を遂げるといふ考へ方は、身分を保障されておるそうした公安委員会によつてチェックされる。こういうことに制度上私はなつておると思ひます。非常にむづかやなことをやる政府ができた、それでは警察の責務を完うし得ないといふので自発的にこの長官が辞

○松澤兼人君 大臣がお答えになりました通りでございまして、大臣が、内閣がかつて委員長がかわられる、入つて来られる、そして公安委員のかたゝと接触をされることによつて、これは長官をかねることができると、いやむずかしいかなといふことは公安委員長になつておられればそれは私はその難易はすぐに判断がつくと思ふ。これはとてもこういうことは持出せないといふ判断は、内部におられるほうが私はしやすいと思ひます。外部におられまして、何か政府の考へ方として言へばすくかえられるものかも知らんといふような考へでおられる

とを國民としては望むでしやうけれども、やはり結果としてはそういうことが起る。その場合に全く独立した自主的な機關である國家公安委員会である場合と、その委員長が國務大臣である場合、これは明らかに私は後者のほうが政府の一方の考へ方を推進して行く場合において都合がいい、こういう私の考へはとも動かしことはできないように思ひます。良識とか何とかいふことはこれは別であります、制度の上においてそういうことになる心配といふのが私の考へなんでありませう。もう一度繰返して御答へ願ひます。

○松澤兼人君 都道府県の場合は別にいたしまして、例へばこういう場合も考へられると思ふのです。現在の吉田内閣はこの改正警察法が成立いたしました、警察庁長官を任命する、それが或いは時期が来て解散があつたり又は内閣がかつたり、全然違つた性格の内閣ができた、そういう場合にはやはり警察庁長官の問題が起つて来ると思ふ。その場合に公安委員会というものが、いわゆる別個な自主的なものである場合と、そうでなくしてその中には國務大臣であるところの公安委員長がある場合、そういう場合に政府が、

○松澤兼人君 大臣がお答えになりました通りでございまして、大臣が、内閣がかつて委員長がかわられる、入つて来られる、そして公安委員のかたゝと接触をされることによつて、これは長官をかねることができると、いやむずかしいかなといふことは公安委員長になつておられればそれは私はその難易はすぐに判断がつくと思ふ。これはとてもこういうことは持出せないといふ判断は、内部におられるほうが私はしやすいと思ひます。外部におられまして、何か政府の考へ方として言へばすくかえられるものかも知らんといふような考へでおられる

とを國民としては望むでしやうけれども、やはり結果としてはそういうことが起る。その場合に全く独立した自主的な機關である國家公安委員会である場合と、その委員長が國務大臣である場合、これは明らかに私は後者のほうが政府の一方の考へ方を推進して行く場合において都合がいい、こういう私の考へはとも動かしことはできないように思ひます。良識とか何とかいふことはこれは別であります、制度の上においてそういうことになる心配といふのが私の考へなんでありませう。もう一度繰返して御答へ願ひます。

意を表明するという場合ならございませうけれども、政府がかつたらすぐに警察庁長官をかえるというところを考へる政府自体がむちやでございませうし、そういう政治的なよこしまなる暴力というものは、私は公安委員会が存在するということによつて防ぎ得る、制度的に防ぎ得ると、こう考へております。

○松澤兼人君 これから先はもう水掛論でありますから私は言いません。併し政党内閣である限りにおいてはそういう危険性が自由党内閣においてやういふことをやる、そんなむちやなことをやるといふことはいいかも知れませんが、併しその危険は決してなくなつておらない。併しその点は私はやめま

衆議院から西村直己代議士が見えてくるようでありまして、修正の点について二、三承りたいと思ひます。

第一にお伺ひしたいことは、七条のいわゆる公安委員の資格の問題であります。正確に言へば警察又は検察の職務を行う職業的公務員の資格でありまして、いわゆる前歴者の資格を五年というふうにとり切られて五年たつた者は国家公安委員になれる、これは地方の場合も同様であります。なれるというふうには修正されましたその意図はどういうところにあるか。経験と尊重するといふ意味であると私は思ひますけれども、まあ第一にその点お伺ひしたいと思ひます。

○衆議院議員(西村直己君) お答え申上げます。公安委員の資格要件を勘案いたしましたのは、政府案におきましては従前の制限を大幅に緩和いたしました。これは御存じの通りでございます。が、ただそれでもなお私も衆議院三派といひまして折衝いたしました結果、こういうふうになりました趣旨は、成るほど公安委員の中にはいろいろなかたが入つて頂くほうがいいのではないかと、又いわんや僅かな期間警察に職があつたといつてもそれがもうそれだけのことで以て排除されるという必要もないじやないか、又人によつてはいろいろその人の却つてまじめな経験も多少公安委員会に反映して来ることによつて公安委員会そのものの権威も高める場合がある、これらを考へました。併し同時に退職してからの或る程度の年数のたつてゐることが同時にいろいろの弊害を除去し得る、こういうふうな点を勘案いたしまして五年の制限で前歴者を国会或いは国会の承認の下に公安委員に任命ができる、こういう形でこの趣旨で修正案を作つた次第でございます。

○松澤兼人君 任命前五年間に前歴がない者ということですが、前に現行法におきましては旧職業陸海軍人の前歴のない者というやうな制限があつたわけでありまして、こういう点旧軍人でも公安委員になることは差支えないのですか、こう了解してよろしうございませうか。

○衆議院議員(西村直己君) その通りであります。

○松澤兼人君 それでどういふいふ資格の制限というものは現行法の考え方からは非常に違つた新しい一つ

の考え方を打出したものであります。元來委員は専門的な経験や或いは知識を持つていないむしろ素人のほうがいいとされたのであります。で、国家及び地方の公安委員の中には、ああいう人が警察のことについて何にも知らないでどうして警察を運営して行くのだからというふうなまあ世間からは言われた人が、案外民主的な警察の運営といふことをやつてゐる、従つて私たちがこの警察の運営は素人でもかまわな

い、素人のほうがいいと考へるのであります。その点についてどういふふうな法律の改正、修正をやられると、前歴の経験と知識といふものがどうかすると非常に警察運営のためによくない結果を生むのではないかと、特に人事の問題などにつきましては派閥的な運営がなされるのじやないかといふことを非常に心配いたしますが、この点は如何ですか。

○衆議院議員(西村直己君) お答え申上げます。成るほどお説の点も私も十分考へて見たのでございませう。ただ政府原案でも只今お答え申上げましたやうに、軍人、特定の憲兵等は一律排除されておりますが、軍人等でもすべてこの公安委員に無条件でなれるというふうな大幅に制限を緩和してあります。そこで単に警察或いは検察といふ仕事に携つた者だけを無制限に永久に排除するのは余りにもそこに区別し過ぎる、問題は人柄というものがむしろ公安委員会には非常に中心になつて、人柄、その人格、徳望、こういうものが中心になつて行くべきである、といつて今御心配のありますやうに直ちに従来警察に職を奉じている人はなまのままで入りますれば人的影響等

も強い、そこに一定の期間この前歴を持つた者に限り制限をいたしておる、こういうのが私の修正の趣旨でございます。

○松澤兼人君 政府の原案によつても相当大幅に資格の制限というものは撤廃されてゐるというお話であります。が、これは立場の問題でございまして私もやはり現行警察法に或る程度の制限はしても民主的な警察の運営のためには必要であるといふふうな考へ、従つて政府の原案に對しましても勿論私たちは賛成ではないのであります。が、それを更に政府の原案によれば警察又は検察の職務を行なつた職業的前歴のある人は公安委員にはなれないといふ強い一つの制限があつたわけでございますが、これを緩和することにやつて起つて来る弊害、先ほど申上げましたやうな弊害のほうがむしろ大きくて素人のほうが遙かに私は警察の民主的な運営のためには必要であると思へるのであります。が、やはりお答への通りでございますか。

○衆議院議員(西村直己君) 成るほど悪い例をとりますれば弊害といふものが、併し同時に同じやうに一つのまあ人間と生れまして憲法上一応成るべく制約のない平等の立場で生き得るやうにするのが今日の民主政治の根幹ではないか、それから考へて参りまして、そしてその起る弊害をできるだけ少やつて行こうという趣旨からこういつた考え方が出て参つたわけでございます。

○松澤兼人君 この公安委員は私は憲法で言う職業、営業の自由といふことは違ふと思ひます。これは

制限があつても決して私はそれが憲法違反であるといふふうには考へません、従つてこの点はまあいへば見解の相違であると思ひますので、先に進みますが先ほどいへば、斎藤國警長官と質疑応答をしたのであります。が、三十八条の都道府県の公安委員の問題であります。この指定市を持つてゐるところの府県においては、ほかの場合には三人の公安委員であるが、特に二人増えまして五人の委員を置くことになつておりますが、この二人の委員はその指定市の市の議会の、指定市の市長がその市の議会の同意を得て推せんしたものについて、これは三十九条であります。が、当該指定府県の知事が任命する。ということになつております。この場合に若しも市長が市の議会の同意を得て推薦したのについて府県の知事が異議がある場合に任命することはできるかどうか、或いは知事に拒否権があるのかどうかといふことと、「推せんしたものについて」とあります。これは二名だけを推薦するものであるのか、或いはそのほかに三人なり四人なり推薦したのについて知事が任命するといふのであります。その点を伺ひたい。

○衆議院議員(西村直己君) 私どもの修正点でございますが、二名を推薦して頂き、これに對しましては知事は拒否する権利もない、又拒否する機会も起らないと考へる。

○松澤兼人君 そうしますと次長が推薦した者は必ず知事によつて任命される、こういうふうな了解してよろしいわけですか。

○衆議院議員(西村直己君) お説の通りでございます。

○松澤兼人君 それから五十二条であります。指定市の区域における府県警察本部の事務を分掌させるために当該指定市の区域に市警察部を置くということになっております。この警察部の性格或いは職能というものはどういうことであるか。

○衆議院議員(西村直己君) これは市の警察部と申しますか、府県指定市のあります府県警察本部の内部の下部組織と申しますか、そういうふうな考え方でございませう。但し市の特殊事情に合わせてそれだけ事務を分掌し、統轄をさせる、こういう考え方であります。

○松澤兼人君 これは市の範囲内におきましては、府県警察と完全に同一なる警察事務を行わせるということでありませうか。

○衆議院議員(西村直己君) これは府県警察と同格ではございませんで、下部組織と私どもは修正を考えております。

○松澤兼人君 警察事務の内容であるこの指定市のあるところにおいては完全に府県警察の権限というものは排除される下部組織であつて、任意と申しますか、その範囲内においては市警察部が、まあ上司上官の命令を受けてやりますその範囲内においては市警察部が全権委任を受けてやっているとあるから警察事務について行つてというふうに解釈すべきでありますか。

○衆議院議員(西村直己君) 私どもはそういう趣旨ではありませんで、府県警察部の中の一つの組織として五大市の区域内におけるその事務を分掌させると、勿論御存じの通り官庁には或る程度官庁内部のそれの委任というものが……

ののおのずから他の細かな法規でできまして参ると思ひます。その範囲内においては独自の判断でやれるものもあると思ひますが、理論的な具体的な説明としては県本部と申しますか、その本部の範囲内においてその部分を事務として分掌し、統轄して行く、こういう形になるわけでありませう。

○松澤兼人君 そこではいわゆる府県警察とそれから市の警察事務とは幅渡したり或いは錯綜したりするようなことは全然ございませうか。

○衆議院議員(西村直己君) それは内部の事務のきめ方が非常に掛ければ起る危険性があるかも知れませんが、私どもは内部の事務のきめ方というものは当然それら錯綜を避けて、細かな、いわゆる職務規程と申しますか、分掌規程をきめられるということによつてそういうことは避け得られる、間違いないと思ひます。

○小林亦治君 ちよつと関連してお尋ねいたしておきます。その指定市の警察本部は恐らくいわば警視正以上のものだと思ひますが、これは国家公務員として国家公安委員会が任命される、そういうふうな了解していいわけですか。

○衆議院議員(西村直己君) 恐らくその格というものは事実上そういうものになると思ひます。従つてその格に従つて中央において私どもの解釈からすれば国家公安委員会の委任ということになると思ひます。

○小林亦治君 従ひましてその市警の本部は当然府県の警察本部の部下として単に事務を分掌するに過ぎないと、こういうふうな了解しておりますか……

○衆議院議員(西村直己君) その通りでございます。

○松澤兼人君 その部長はつまり国家公務員であつて、その点はまあ明確、恐らく五大都市の警察部長でありますから、当然国家公務員の警視正以上の者を以つて充てる。そしてその事務の内容であるとか或いは事務の分掌であるとかいふものは、その市の条例によつて定めるものではなく、府県の条例によつて定めるといふことになりませうか。

○衆議院議員(西村直己君) お説の通り条例又は内部規定で定まるものと考へております。

○松澤兼人君 府県の……

○衆議院議員(西村直己君) 補正しておきますが、府県の条例又は内部の規定で定まるものと考へております。

○松澤兼人君 時間が参りましたから……

○笹森順造君 大蔵省がお見えになつておられますか委員長。大蔵大臣がお見えになつておりますか。

○委員長(内村清次君) 大蔵大臣は今の政府委員室を出たという通知が来ております。やがて出席されると思ひます。

○笹森順造君 今お見えになつておられます。それは省の大臣はどなたですか。私御出席を要求しておりましたか、どなたか、おいでになつておるかたから順次伺ひたいと思ひます。

○委員長(内村清次君) 石井運輸大臣、植田鉄道監督局長、島居海上保安庁次長、久留公安本部長、砂本警備救難部長です。それだけと国警担当だけです。

○笹森順造君 それでは極めて制限せられております時間のうちに広汎なごの改正の内容各部に亘つてお尋ねいたそうと思ひますが、なか／＼この質疑応答では意を尽きないことがあると思ひます。そこで私はたくさんのかたがたにおいでを願つてお答えを願うわけでありませうので、極めて簡潔に要点だけをお尋ねいたして、余り同じかたに長い時間煩わすことをしないようにしたいと思つておりますから、どうかそういうおつもりで要点について御説明をお願い申上げたいと思ひます。そこで運輸大臣がお見えになつてお尋ねいたしますが、特に私のお尋ね申上げたと思つておりますのは、この警察法の中での「協力」の義務が内部警察においては、制度においてはあります。この警察外部のほうではこの法案の中には明確な規定は見当らないわけでありませう。併しなからほかの法律でやはり例えは今まで申しますなら、運輸大臣は法務大臣と協力して日本国有鉄道總裁の推薦で鉄道公安職員を任命することができ。そこで犯罪の捜査を行う。捜査を行なつた以上はこれを逮捕したならばあとは警察のほうの關係になる。こういうような説明になると承知をいたすわけでありませう。こういうような關係で今運輸大臣のおいでを願つてお尋ねいたしますが、近頃特にこの鉄道運輸關係におきましていろいろ／＼な犯罪が起る。この鉄道内における、運輸管内における犯罪の状況が近頃大体においてどういふ状況になつておるか、一応伺ひたいのであります。

○国務大臣(石井光次郎君) 国鉄の關係で鉄道公安關係のもとにおきまして取扱つた今お尋ねの点につきまして

は、丁度国鉄の公安本部長が来ておりますから、それから詳しく申述べます。

○説明員(久留義泰君) 只今のお話でございませうが、御承知のように終戦直後は一般的な社会的な混乱を反映いたしまして、鉄道の犯罪も相当多かつたのでございませう。現在におきまして件数そのものにおいてはいささか減少いたしておるのでございませうが、私らの島の範囲から見ますれば、やはり質的にはいささか變つておると、即ち、やや暴力的なものが減りまして、やや知能的なもの、それから又、やや何らかの機巧的なものというふうなもののは減りまして、単純なる悪意というふうなふうな傾向になつております。件数の變化でも申上げる必要がありませうれば細かい点は申上げたいと思ひます。

○笹森順造君 細かい件数のことは別にここでお尋ねしようとは思ひませんが、大体の傾向においては、例えは年次に、今暴力的なものでなくて、或いは知能的なものがある。もつと明確に申しますならば暴力的なものよりも、或いは機巧的なものか、何か窃盗であるとかいふようなものもあるかも知れませんが、大体そういうふうなものと、最近禁止されております食糧の持込みというふうなことが非常に一時は多かつたようでありませうが、最近ではそれらも減つたように思ひます。併し、それも、併しながら、これは鉄道公安官と一般の警察の協力において或いは防止する、或いは逮捕し処置するとかいふことの意味で、実はそういう關係もあるので、この警察法の協力關係についてお尋ねしておるのであります。

つと明確に言うならば、逮捕した、つまり犯罪人か或いは又嫌疑者、これを逮捕して、そうしてそれを普通の警察職員の手渡ししたもの、こういうもの、件数の大体の傾向なり、件数なりはわかると思うので、私どものお尋ねの趣旨がそこにあるわけでありませう。

○説明員(久留義泰君) 二十八年の大体の一月平均で申し上げますと、刑法犯罪の発生は五千三百件ぐらい、検査と申しますか警察職員若しくは検査官に引致いたしましたのは三千三百七十七になつております。

○笹森順造君 只今のことで、大体四分の一がその件数と、それから逮捕し実際取扱つたことのようにありますが、これは担当官にお聞きしますが、大体そういう件数のものと、実際に逮捕されたものとの比例は、大体そういう四分の一ぐらいの比例になつておりますか、如何ですか。

○政府委員(中川重治君) 大体犯罪の件数と検査数の比率は、大体七〇%が普通の状況です、現在は。

○笹森順造君 そうすると鉄道のほうでは低いように思いますが、そうでございませうか。

○説明員(久留義泰君) 大変失礼いたしました。私先ほど申し上げました一月五千三百と申し上げたのは、これは発生件数でございまして、検査件数は三千三百七十七ということでございます。その意味では、検査率というものは純粹の刑事犯罪に限る限りは約三割と、こういうような程度になつております。

○笹森順造君 そこで運輸大臣にお尋ねいたしますが、普通の警察は大体

検査率は七〇%だ、鉄道内における犯罪の検査が三〇%だ。従つて旅客がそこに歩いております場合に、どうもこの危険率が多いような感じがいたしますが、どこにそういう原因があるか。又これをどうしたなら救済ができるか、この警察法との関係においてお尋ね申します。

○説明員(久留義泰君) 御承知のように、私、今申し上げましたのは、純粹の警察法並びに刑法的な犯罪でございまして、そのほかに、いわゆるまあ広い意味で犯罪でございするが、営業法、例えば無札の旅客とか、或いは過大な手廻り品を持つていたといったような運輸規程或いは鉄道法の運送約款的な運送に関する規程の違反というものは、このほかこれが約五倍程度でございまして、その面におきましては、殆んど営業法的な処理をいたしております。非常に犯罪に關しましての検査率が一見低いようでございますが、私どもが担当しておりますこのほかに、五倍も数のごいする営業上の、つまり旅客荷物に關する部内の取扱ひ方の違反と申しますか、これは無数に各駅、列車に起つてくるのでございするが、この面につきましては、殆んど効果は挙げているのでございします。

○笹森順造君 只今のお話で大分話がわかつたのでありますが、私のお尋ねいたしましたお尋ねは、単なる旅客にしろ、起きます被害であるとか或いは又窃盗被害とかいうことばかりでなくて、輸送関係において禁止されてゐるものに対する取調べ、或いは又鉄道の輸送内において、輸送されし貨物が、託せられた物が失われ

たというような問題等を含めて実はお尋ねしたわけでありませう。併しそれよりも私は今ここでお尋ねを申し上げたいのは、そうした違反的な行為をしたものを、例えば明確に言うならば、この頃禁止されております米の、まあ何と申しますか禁止されてゐるものをやつてゐると、そういうような件数は近頃ずつと減つたように思ひますけれども、併し近頃でもなお又そういうこともあるようであります。そういうことの警察との処理関係はどういう具合になつてゐるか、つまり鉄道公安官はこれは処理する機関ではなくて、やはりそれは逮捕なり或いは又捜査して、あとの処置は、全部これは普通の警察でやるものと心得ておりますので、その取扱ひについての連絡、そのことが明確にならなければ、大分どうも問題があるように思つております。そこでお尋ねしてゐるわけでありませう。

○説明員(久留義泰君) 主として食糧管理法違反の關係等のお尋ねかと思つたのでございするが、お話のように私も能力或いは性格からいたしまして、主といたしまして車内の秩序維持というような観点から、重点を注いでゐる關係上、食糧管理法上の取締りを実施するといふような場合も、私も鉄道の公安の性格に照らしまして、車内の秩序が紊れるというやうな可能性のある場合に、小規模のものは自主的にいたしますが、おおむね集団的のごいしまするので、所在の警察機関の協力と申しまするか、或いは偶然にも自主的にやります場合が多いと思つたのであります。併しやつてゐるというやうな恰好であります。従ひまして又その

後始末につきましても、お説のやうにあとのほうはすつかり警察官がやつて下さると、こういうふうになつております。

○笹森順造君 そこでもう一つお尋ねいたしますが、一時鉄道職員の中で、国民の託した物を途中で横領するといふやうな事件が随分起つたことがあつた。最近ばかりでなく、今でもなお鉄道官吏の中に官紀が紊れておつて、そういうやうなことをするといふことがままある。近頃そういうことは私どもは余り公に聞いておりませんけれども、内部における綱紀の肅正がどんな程度になつておるか、お尋ねしたいと思ひます。

○説明員(久留義泰君) 部内職員の不正であります。従来相當聲を上げた点もあるかと思つておりますが、二十八年度等について見ますと、前年度に比しまして殆んど半減いたしておるのでございします。なお食糧管理法等に觸れる、つまり米の運搬等に加わるといふ者も絶無ではありませんが、部内としてはそれ／＼所屬上長からして服務上嚴重な注意をいたしておられますので、最近是非常に減つておるのであります。

○笹森順造君 そこで特に大臣にお願ひしておきたいと思つたのであります。が、綱紀肅正を常に一枚看板とせられる内閣において、我々が公の機関として信頼をすることのできるやうに、特にこの鉄道職員等については綱紀肅正において一応の御鞭撻を願つて、こういう警察法の適用がなくてもできるやうに特別にお願い申し上げておきたいと思ひます。私はこの鉄道公安官のこと

ではいずれ又この警察法との協力關係において論議もし、お尋ねしたいこともありますが、ほかの大臣もお見えになつておりますから、今日はこれで運輸省に關する私のお尋ねはこれだけにしておきます。

○委員(長内村清次君) 笹森君に申し上げますが、只今小笠原大蔵大臣、忠調査査部長、北島税關部長、大藏省關係はこれだけ出ております。

○笹森順造君 それでは大蔵大臣に極めて要點だけ簡単にお願い申し上げます。

この法律を制定なさるに當りましては、やはり小坂担当大臣が国民の負担を軽減し、能率の擧る機構を作らなければならぬ、警察も十分にこの費用を少くして能率を擧げたいといふことを言つておる。又地方行政委員会においてもしば／＼私どもが考へておるやうにできるだけ地方自治体の足らない、極く乏しい財源の中から効率を擧げていかなければならぬといふことを考へて、緊縮予算といふことについて私どもも考へてゐる。地方自治体としてもできるだけ今後の負担の軽減をしていきたいといふことを考へておるわけでありませう。

そこで従来の国家地方警察をやめ、又市町村の自治体警察をやめまして一本の都道府県自治体警察を置くのだといふお話でありまして、この改正法によりまして現在の警察法による一切の費用と比べまして、平年度においてどれだけの差が起るのか、これは予算全体に關係することでありませうので、大體に一通り御説明を願ひます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 平年度におきましては國費のほうで五億九千

万円、それから地方費のほうで八十二億九千九百万円、合計いたしまして八十八億八千九百万円の減少を見る予想でございます。

○笹森順造君　そこで国費のほうにおいて五億幾ら、地方費において八億幾ら。そうするとこの地方自治体全体において今までの市町村警察が府県警察に移りまして、結局するところ府県警察のほうで軽減になるのは従来の各地方団体で負担しておりますものが八十二億軽減になる、こういう意味でありますか。

○国務大臣(小笠原三九郎君)　今のままの制度で実は参りますのと、それから新しい制度との違いを申し上げるのであります。念のためちよつと申し上げますれば、新制度によりまする平年度の分ですと、これは人員の三万の整理がありますので、整理が大体四、五年かかると思ひます。五年には完了いたしますが、多少分れます。分れますが、それによつてやりますと、大体国費が百二十億一千七百万円から百十四億二千七百万円、これは年々違ふことは笹森さん御承知を願つておきたいと思ひます。それから地方費におきまして四百三億五千二百万円から二十億五千三百万円、これはそういうふう

に減少して参ります。そういうことでこの整理前においては五百二十三億六千九百万円が四百三十四億八千万円、こうなるだらう。それを仮に今のままの現行制度でやつて参りますと、国費のほうが二百三十八億一千六百万円、地方費が二百八十五億五千三百万円、合せまして五百二十三億六千九百万円と、こんな工合になりますので、丁度差引がそういう計算が出て参るのであります。

ります。

○笹森順造君　只今人員整備のこと、これは将来人員整理をするということで人員費が減つていく、而もこれは五年程度でできるということで、これは平年度と申しまして年次費で参りましようし、或いは給与基準が變ると又變つて来ましようから、今それはどうであるということをはつきりと言われんで、大体概算でよろしいということでありませう。そこで今の趣旨が経済的にして能率的なものをやるのだという趣旨に合しておるという大體みなことがはつきりされて、その方針が貫かれればこの法律の意味が通つておる。そこで私はその裏付けのこ

とを大體に聞いておるだけでありまして、詳細の細かい数字やら将来の變動は今伺つておるわけではございません。

そこでその次に、ちよつとこの点は細かい点であります、お尋ねしておきたいと思ひますのは、警察の学校がたぐさんあるわけでありまして、高級幹部を養ひます警察大学もあるわけでありまして、そのほかに例へば皇宮警察のような者を養ひる皇宮警察学校、管区警察の幹部を養ひる管区警察学校同じく幹部を養ひる道警察学校、そのほかに新任者の警察職員を養ひる警視庁警察学校、府県警察学校、方面警察学校等があるわけでありませう、この法文によつて見ますと、警察学校の全部の費用は皆国費で負担するもの、こういう意味でありますか、お尋ねします。

○国務大臣(小笠原三九郎君)　大體教育、通信、鑑識施設、こういうふうのは全国的に統一いたしまして調整を要する経費、その他の国家的な警察活動

に要する経費は国庫の直接支弁、こういう考え方でございませう、今いろいろとおつしやつた中にわかりかねておるものがありますので、政府委員から答弁させます。

○説明員(嶋山威一郎君)　警察の教養に關する経費は国庫で支弁いたす予定にしております。

○笹森順造君　つまり国庫が負担すべきものの中に警察学校に關すること一本出ておりますので、而して条文は「つと何々学校、何々学校とあつて、その地方の警察学校もあるのだ、それを含んでおるか」と聞いて、その通りだというお答えでありますから、その点はよろしうございませう。

そこでその次に、これも余り大きい問題でありませう、お尋ねしておかなければならぬのは、先ほど根本の御論議が出ておりました、これは警察というふうなものは元來國家のものなのか、地方自治体のものなのか、ということに對しまして、小坂労働大臣は、これは統治権の下から来たものであつて、これは國家的なものである。そのために地方に行われまする警察は、大體この行政の事務を委任されたものであるというふうな観念のことがあつたわけでありませう。そこでどうもこの点は最後まで疑問として、根本の思想と實際と残るわけだと思ひますのでありますが、これがいふことがよく地方自治体の警察であるというならばそのように私どもは考えたい。ところが統治権の発動が中心であるというふうなことであるならばそのように又考へて行かなければならぬ。それは根本の議論でなかなか結末がついておりませう、おのこの議論で、ところが私どもがこ

こ

でこれから大蔵大臣にお尋ねしたいと思ひますのは、常識的にも警察事務という大體國家的な事務というものと地方的な事務と、こういうことが考えられましよう。そこで根本的の理論として主權在民の思想からいふならば、國民の一人々々の持つておるところの權能がそれが地方的に總合されて國家的にまとまつて来るのであるから、その根本の思想において論議してゐると今のように際限もない話になりますけれども、大體においてこの地方自治法による規定は國家の行ふべき仕事について地方の自治団体にその負担をかけるはならぬという大體の根本思想があるわけでありませう。ところで先ほどからこの規定の中に國家で行ふべき仕事のうちでこれ／＼これ／＼の仕事は國家事務である、従つてそれに対しては國が負担をするのだというふうなお話が出たわけでありませう。ところが地方がこれを行ふという仕事がある。そこでその地方が行ふという仕事に對してこの予算の範圍内において政令で定めるところによつて國がその一部を補助する、こういう規定があるので、恐らくは今後この都道府県の警察が運営されるに當りましてこれは私どもが國會で予算を審議する上において常に問題になるのではないかと気がするものであります。ところがこの立て方が、何だか都道府県の支弁に係る性質のものを軽く見て余り國庫のほうで責任を負わないうやうな感じがすることあります。これは私どもの鼻が悪いのか知れませうけれども……(笑聲)「予算の範圍内において」ですから予算がなければこれはやらなくてもいいのだという考え方もできる。或いは「國が

一部を補助する」とある。そこで私もは當然「予算の範圍内において」ということを書かなくて、又「補助する」ということを書かなくて、負担するということに明確になれば、安心して地方自治体というものがその本来の地方自治体の警察活動であるものに對しても、もつと元氣よくやれるのではないかと気がしますが、これは大蔵大臣のこの法律を作つたときのお氣持……これは今後我々が地方の警察制度を育成強化して行く上において大事な点だと思ひますので、その方針を伺いたしたいと思います。

○国務大臣(小笠原三九郎君)　大體の考え方といたしましては、実は予算の範圍内でありませう、決して水臭い考えでそういうことを考へておるのじやございませう。政令で定めまするが、大體二分の一を補助する、こういう考え方でいふのでございませう。

○笹森順造君　そういうことを今承わつておきますと、今度私はその二分の一でいいのか悪いのかわかりませうが、とにかくその言葉はどこまでも私の耳に入れておきますから御承知おきを願ひます。

それから進んで、小さなことになりまして大臣には或いは恐縮かも知れませんが、今度この制度によつて警察が一本化されました場合に、市町村警察の財産を今度一本化された警察のほうへ持つて行くという場合に無償を原則とする、但し負債等があります場合には、これは相互で相談をしてこれに應ずる、こういうような工合になつておるやうに承知いたしますが、この法律の建前はそう承知してよろしうございませうか。

○国務大臣(小笠原三九郎君)　そんな

つておりますが、御承知のように両者協議をすることに相成つておりますので、協議をして円満な話し合いを付けるということが必要であります。

○笹森順造君　そこで原則としてはこれはあべこべのように私は実は思うのであります。無償を原則としてあとで協議するというのは、これは有償を原則としてあとで協議するのでなければ、この市町村の警察の庁舎であるとか或いは又その他のものは、それは実は市町村のほうで出した、或いは市町村民が特に寄付等において出したものが非常に多いわけでありまして、それを原則として無償でやつて、これを一本の都道府県の警察の財産とするということについては少し考え方が高圧的でないか。有償を原則としてなお行くというのであるならば話し合いがよほど違ふのじやないかという点について、これは一つお気持をお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(小笠原三九郎君)　まあ私の心持を申し上げますと、これは無償でというけれども、大体そこに置いておくのですから、名義は違つても、まあそこにあるのだから無償でいいのじやないかという心持を実は私持つてゐるのでございまして。併し両者の協議の道が開かれておりますから、それによつて不服のある分については協議をするということでもよろしいのじやないかと、こう考へてゐる次第でございまして。

○笹森順造君　そこでお気持がわかつたのでありますが、若しもこれが、そこにはおいてありますけれども、それはあなたの家がそこにあつても私があなたの家に入つて行く、そうしてあ

なたがいなくなると……、それをおいであるからいいじやないかというのでは、これは市町村警察がなくなるのでございまして、そうしてその中に入つて仕事をするのはそれは同じ警察で、その地域社会における治安なり或いはいづ／＼なことをするでありまして、よろしく、やはりその運営主体が変るのですから、そこにおいておくのだからいいというお気持は、少し虫が好すぎるお気持だと私は思ひますが、私は併しちよつとそれでは満足がつかねるのでありますけれども、もう少し何か色をつけたお話を伺えないものでございましょうか。

○国務大臣(小笠原三九郎君)　どうも大体ですね、私も承知してゐるものでしたで、向うへといつてゐるものが多いのでございまして、無償でいいのじやないかと思ひますが、今笹森さんのお話の分のうちに起債とかその他の債務のついてゐるものがありまして、これについては措置をいたすことはこれは私当然だと考へております。

○笹森順造君　もう一つこれは大臣でなくともいいと思ひますけれども、税関関係のかたにちよつとお伺ひしたいと思ひます。私も今この警察法の審議をしてゐるわけでありまして、特に犯罪の捜査であるとか或いは又これに對する措置であるとかいふことで、やはり警察との関連があるの、この税関のお仕事の中でやはりこれに關係して問題があると思つて協力の意味においてこれはお尋ねをしたいという観念であります。そこで近頃新聞によく報

もので、これがために非常に、特に第三国人の手を通して非常に捜査等の困難を感じてゐるというようなことが新聞等に見受けられますが、この税関官吏としてこういうような方面の、何かしら、警察法などについて私どもがもつと皆さんがたの活動の上において便宜が図れるような考え方があるのじやないかと思ふのでありまして、現在における密輸入の状況についてのことを一渡り伺ひたいと思ひます。

○政府委員(北島武雄君)　最近におきます密輸入の検査の実績につきましては若干お話を申し上げます。只今の御質問にお答えしたいと思ひます。

昨昭和二十八年中におきまして密輸入事件をいたしまして検査いたしました件数は千四百七件、検査いたしました犯人の数は二千六百八十八人でございまして、その犯罪物件の額は約五億九千八百万円と見込まれております。

そこで昨年検査いたしました千四百七件につきましてどんな機關が検査いたしましたか、若干機關別に分析いたしましたところ、千四百七件のうち税関で検査いたしましたのが九百九十件、國家地方警察で検査いたしましたのが四十件、自治体警察で検査いたしましたのが二百十件、海上保安庁におきまして検査いたしましたのが四十六件、税関と國家地方警察と協力いたしました検査いたしましたのが十八件、それから税関と地方警察と協力いたしました検査いたしましたのが七十六件、それから税関と海上保安庁と協力いたしましたのが九件、その他が十八件ということになっておりまして、申すまでもなく税関をいたしましては密輸入の検査につきましては、非常に

警察に依存するところが多いのでございまして。勿論港におきまして税関官吏の眼をこまかに密輸入する瞬間におきましては、これは税関官吏が検査したしておるのでございまして、一旦国内に入る、或いは又船に乗せられて密輸入になるということになりますと、国内に入りましてのものにつきましては、国内に入りましたもののつきましてはどうしても警察のほうの御協力を得なければなりませんし、海上におきますものにつきましては、これは海上保安庁の御協力を得なければならぬというところになります。税関法におきましても警察官或いは海上保安官との協力關係が規定されておるわけでありまして、只今までのところにおきましては警察或いは海上保安庁との連絡は極めて緊密でございまして、各税関ごとに密貿易対策審議会という機關を設けまして、そこに警察官のかたがた或いは海上保安庁のかたが、或いは又検査官などの關係官にお集まり頂きまして、隨時御連絡を願ひ、御協力を頂いてゐるわけでありまして、只今のところでは各官庁との協力關係は極めて密接に行つてゐるとお申上げてよろしいかと思ひます。

○笹森順造君　そこで少し困難ではないかと思つて実はお尋ねした点は、最近大分外国から来る航空機などがある、或いは國際的な船などがある。その場合におきましても税関の官吏は或いはそこに臨検するとか或いは疑わしいと、これの出発を差止めるとかいう権能がある、近頃航空機の中で極く客積の小さなもので、而も非常な高価なものが入つて来るというようなことが新聞等においても見受けられる。従つて

そういうようなことに対してどの程度この税関官吏がその出発をとめるのか、或いは又中に入つて下る前に中を見ろというところを実際に行なつておるか。これを外国では相当やつておるようによい見えますが、日本の国内ではどの程度まで、独立後間もない日本が果して對等な地位において國際法上持つておる権能を発揮しておるかどうかというところについて、実情を承わりたいと思ひます。

○政府委員(北島武雄君)　民間航空の発達によりまして、航空機を利用するところの密貿易がこの二、三年相当増加いたしましたのでございまして、密輸入は取締りが突を申しますと比較的困難でございまして。と申しますのは、御承知の通りに日本の國際空港の第一番は羽田でございまして、羽田へ下りるお客様につきましては、羽田に下りた瞬間におきまして税関官吏等の態度等によつて日本にいる印象を悪くしてはいけないという、こういう先ず第一の配慮がございまして、従いまして旅客に對しましてはその人のパスポート等によりまして一応こういう人ならば密輸入には關係ないという場合には、最近におきましては極めて簡単にパスすることになつております。その間の隙を落りまして第三国人が或いは密輸入する事件がちょく／＼ござい

ます。この取締りはなか／＼困難でございまして、税関法におきましては航空機が飛行場に着きました場合に航空機に入り込んで、まあ検査することができなくなつております。この検査を現在実施いたしております、只今ちよつとお話もございましたように、

この二、三カ月前に或る航空会社のこれは常務員かと存じますが、香港方面から時計を約千二百個ばかり密輸入せんとしたのを税関官吏が未然に掴まえた事件もございます。こういう状態でもございまして、非常に航空機による密輸出入の取締りは困難でございまして、税関といたしましては羽田税関支所に相当最近定員を増加いたしましたので、嚴重に取締りをいたしております。但し一般旅客との関連におきましては、その点につきましてはできるだけ熟練した税関官吏を配置いたしまして、誤りのないようにならしておる次第でございまして。

○笹森順造君 航空機のこととは一通り伺つたのですが、船のことは如何でございましてか。

○政府委員（北島武雄君） 船の場合でございまして、勿論この密輸出入の一番大きな件数は、これは船舶によるものでございまして。終戦直後の経済の混乱時代におきましては、極めて原始的な密輸が行われてまして、例えば機帆船を一隻堂々と密貿易船に仕立てて行くようなケースが非常に多かつたのであります。それが経済状態が落着くに従いまして、こういう大胆不敵な原始的な密貿易はだんだん比較的小なり、それに反しまして正常の外国航路によるところの船舶の乗組員等によるところの密貿易がだんだん殖えて参つたのであります。或る過程におきましては例えば海上におきまして密輸船が物件を海中に投下いたしましたして、それを附近のあらかじめ打合はしてあるところの小さな船で取りに行くというやうな事件が、今から四、五年前ま

では相当多かつたのであります。まあ最近はそのやうな事件も殆どなくなりまして、最近ではもっぱら船員によるところの密輸出入が多いようでもございまして。殊にいわけ第三国人の乗組んでおる船舶につきましては、税関におきましても相当嚴重に注意いたしまして検査を実施いたしております。

○笹森順造君 そこで、その内容を私は聞こうとするのではありませんが、そういう工合にして捜査し或いは又実際に押収した物の処置について、警察との関係はどういう工合に……先ほどはうまく行つておるというのを申されたのであります。処置して、例えば今のお話でありますと、水上においては昔ながら水上警察、今なら海上保安官とも申しましようか、そういうものとの連絡において、処置をするために、実際にこの税関官吏との今度できようとする警察法による警察官との連絡がどんな工合に實際行われておるか、それを実は伺つてゐるわけで、密輸の内容については別に伺つておるわけじゃないので、その関係は實際はどういう工合の運営になつておるか、それだけ伺いたいと思ひます。

○政府委員（北島武雄君） 関税法におきましては、これは最近全面改正いたしましたので、新関税法に基きまして御説明いたしますと、関税法の百三十六条におきまして「税関職員以外の公務員は、犯則嫌疑事件を発見し、又は捜査したときは、直ちにこれを税関に通知しなければならない」という規定がございまして、これが改正前の法律におきましては「税関官吏以外ノ公務員本法違反事件ヲ発見シ又ハ関税法規ノ犯則嫌疑者ヲ逮捕シタル場合ハ遅滞ナ

ク当該事件ヲ最寄税関官署ニ引継クヘシ」という規定がある。多少規定の仕方が違つておりますが、大體の精神は同じでございまして。関税法におきましては関税法の違反事件、これは税関長が最終的にこれを通告処分にするなり、或いは告発なりいたすわけであります。税関長又は税関職員の告発があつて初めて検察庁においてはこれを問題にするという法の建前になつておりますので、例えば警察におきまして税関法規の違反事件を発見し、或いは犯人を逮捕した場合にはおきまして、今まで必ず税関にいわゆる事件の引継ぎがございました。通報なりがございまして、後始末を税関で以ていたしておるわけでございまして。この間の協力関係におきましては未だ曾つて、例えば警察のほうで引継ぎを拒んだり、或いは又故意に引継ぎを遅らせるというやうなことはなかつたように私は聞いております。そういう関係につきましまして協力関係は、まあ殆んど只今のところでは十分と申し得るのじやなからうかと、こう考へております。

○笹森順造君 そこで一緒にして小坂大臣にお尋ねしたいのですが、やはり都道府県警察相互の関係、協力関係がありますが、この法律は私は前から考へて、この協力の義務は都道府県警察内における内部の協力ばかりでなく、今申しましたやうな国家の警察的な、或いは捜査であるとか、逮捕であるとか、或いは押収であるとかいふことをする他の機関があるのであります。それらとの関係のことがこの法律では見えない。併しほかの法律では法務大臣であるとか、或いは将来であるやうなところの国家公安委員会であ

りますか何か知りませんが、それとの関係の条文があらちこちに見えるのですが、この法律を制定されたときに、この部内における相互の協力関係が規定されておりますが、これにはちよつと部外における協力関係の規定がどうも私見当らないやうな気がいたしますが、これを特に法を作るときに整理して挿入したほうがもつと便宜がよかつたのじやないかという気がするので、それはどういふことであるか小坂大臣にお尋ねいたします。

○国務大臣（小坂重太郎君） 警察は一般の治安の責に任じますので、組織法としての警察法の中には、特に一般的に協力関係を持つ検察庁との関係を書いてあるわけでございまして。御指摘のやうなこの特別司法検査官の持ちまする各部門との協力におきましては、例えば今お答へした部門につきましましては税関法であるとか、そうしたそれらの法律にその協力関係を明示してありますので、一般的な警察法には特にそのことを謳わなかつた次第でございまして。現在でもそういうふうになつております。

○笹森順造君 大蔵省関係のことは時間もありませんので、これを終ります。

○委員長（内村清次君） 笹森君に申し上げますが、要求が保留になつておりますが、佐藤法制局長官が来ておりますから……

○笹森順造君 法制局長官にお尋ねします。これは極めて簡単なことでありますから、そう長い理窟になることではないと思ひます。それは私もこの警察法を審議するに當りまして、先ほど來論議のありましたように、これ

は自治警察か或いは又国家警察か、名目は自治警察でありながらも實際は国家警察の具いがするやうなことを非常に論議しておつたわけであります。そこで總理大臣がその下に国家公安委員を置く、これは無論国家の機関として当然であらうかと考へます。そうしてその分野においては、これによつて任命権は国家公務員に及ぶのは、これ又理の当然であらうかと考へております。ところが實際ずつと離れてみまると、このおしまいに私も見えて参りまして一番ぶつかつて参ります点は、警視正以上のものはこれは国家公務員である。然るに警視正以上の都道府県警察本部長は国家公務員でありながらも警視正以下の警視、或いは又警部、警部補、巡查、これらの人は、これは地方公務員である。そこで、この法律では国家公務員たる上司が地方公務員たる者に対する任免権を持つというとなつております。このことは実は斎藤長官にお尋ねした場合に、これはそれだからこの法律を作るのだ。この法律を作ると、これは国権の最高機関である国会が作った法律だから、そこから新らしく出発するのだ、こういうお答えしかない。そこで私はどうも不勉強でありまして、あらゆる法律を見たつもりでありますけれども、どこから一体そういう権能が出て来るのか。自動車がある、ガソリンが入つてゐる、輪がある。併しどこかでスタートしなければならぬ、そのスタートするものが、法律の拠るところがどうも私は見つからぬのです。そこで私はこの点、つまり先ほどから議論になつております自治体警察であるべきはずのものを、つまり地方公

は自治警察か或いは又国家警察か、名目は自治警察でありながらも實際は国家警察の具いがするやうなことを非常に論議しておつたわけであります。そこで總理大臣がその下に国家公安委員を置く、これは無論国家の機関として当然であらうかと考へます。そうしてその分野においては、これによつて任命権は国家公務員に及ぶのは、これ又理の当然であらうかと考へております。ところが實際ずつと離れてみまると、このおしまいに私も見えて参りまして一番ぶつかつて参ります点は、警視正以上のものはこれは国家公務員である。然るに警視正以上の都道府県警察本部長は国家公務員でありながらも警視正以下の警視、或いは又警部、警部補、巡查、これらの人は、これは地方公務員である。そこで、この法律では国家公務員たる上司が地方公務員たる者に対する任免権を持つというとなつております。このことは実は斎藤長官にお尋ねした場合に、これはそれだからこの法律を作るのだ。この法律を作ると、これは国権の最高機関である国会が作った法律だから、そこから新らしく出発するのだ、こういうお答えしかない。そこで私はどうも不勉強でありまして、あらゆる法律を見たつもりでありますけれども、どこから一体そういう権能が出て来るのか。自動車がある、ガソリンが入つてゐる、輪がある。併しどこかでスタートしなければならぬ、そのスタートするものが、法律の拠るところがどうも私は見つからぬのです。そこで私はこの点、つまり先ほどから議論になつております自治体警察であるべきはずのものを、つまり地方公

そこで私はずつと警視正以上のものも、どんな待遇をしてもよろしいから、これは地方公務員だとすれば、その任免権が地方公務員に及ぶ。総理大臣でさえも今のところは知事も任免できないし、市役所の吏員も任免はできないにもかかわらず、ここでこういう規定があるのはどうもこの法の矛盾を冒しているように思われますので、これは法理論になつて行きますから御解明をお願いいたします。

して上に被つてゐるというような形もすでに現在警察制度の中に現われてゐる次第であります。その他の關係におきましても、自治法の附則關係では、府県の役所の中に国家公務員が潜り込んでゐるという例もあるわけであります。これが明治憲法の時代でありますとすれば、いわゆる官制大権或いは官吏の任命大権というものが憲法上天皇の大権事項として嚴にきめられておつ

○笹森順造君 昔の天皇の統治権或いは任命権から発した一筋のものは變つて来た。これは國權の最高機關たる國會がきめればいいのだという御解釈でありまして、それはそうかも知れない。そうすることは非常に危険じやないか。やはり筋が通らないことをここできめればできるのだということが、これはまあ法理論じやなくなるかも知れませんが、どうも苦しいのじやないけれども、

るお尋ねはこれで終ります。そこで草葉厚生大臣がお見えになりましたから、これは先だつてもいろう／＼お尋ねしましたので、実は重ねておいでを願うのは少し私も遠慮したいと思つておつたのですけれども、極めて短い数分間の間でお尋ねしたいと思います。それはこの間から毒物の処理に関することとでいろう／＼お尋ねし、或いは覚醒剤等に関する処理でお尋ねしたのであり

約十一名ぐらいの關係者が、まあ大したことはありませんでした。が被害を受けた、従つて大変不安を感じておる、こういう状態でございます。例えばこのイペリットは毒物でありますが、国際条約上これの製造を禁止されておりますからして、現在毒物及び劇物取締法の中における毒物の範圍に入つておらない次第でございます。併し事實は国際条約で禁止しているような毒物で

ございます。これがこの弾の形となつて只今申上げましたような形で参つておりますが、只今までの私どものこの科学的な立場からの調査では、皆その弾のぐるりが腐蝕しまして、海水にこれが溶け込みました場合にどういう状態になるか、イペリットは海水の比重よりもその比重が重いので、従つて海水よりも下のほうへ沈殿する、だからこれによる魚族の被害は余り考えられない、それから時間が経ちますと徐々にあります、海水に溶け込みまして、溶け込んだ場合には海水そのものものは全然危険性がなくなつて、危険の状態は漸次稀薄になり、殆んど何ら被害を受ける状態にないというのが大体イペリットの特徴のようでございます。従いましてそういう点から考えますると、現在不安が起つてゐるようでございますが、科学的からこれを検討しますとそのような不安はむしろない、起り得ないのである。併し更にこれをもう少し科学的にいろ／＼なほうから分析して、そして更に不安を一掃したいと存じまして、最近現物が引揚げられてゐるのでございます。これを解体して、そして海水に溶ける時間、或いは溶けた場合の危険度、そういうものを更に実験したいと存じて、その遊

○佐森順道君 結論的にお尋ねいたしますが、今度私どもがこの新しい警察法ができ上りますと、ここに新しい編成ができ上るということにまある。そこで今までの国家地方警察が、

經濟の意味という上からも、主に高給をはんでおるところの地方警察の人がたが整理されて、そうして国警の人がたが残るというような理論がそこに出て来ることによつて不当に均衡を失う

云々ということから、経費のほうが主になつて来るということになれば、先ほど私が懸念したようなことになるので、今の小坂大臣の言われるように、そういうことがすべてに優先的なもの

で、合格いたしました者を一年間いたすのであります。これは初任でございます。

それから管区におきまして、管区の本科生としまして中級幹部を養成いたします。

取上げるといふように、法律の体裁は変りましたが、実体は変わりませんから、用意はできております。

○笹森順造君 私は小坂大臣に對する質問も時間ですからこれで終りたいと

思うんですが、先ほど要求した人が若しお見えでありましたら……、極く僅かの時間ですから……。

○委員長(内村清次君) 必ず出席されますから暫くお待ちを願います。

速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(内村清次君) それでは速記を始め。

○笹森順造君 勿体ないから一、二分それでは質問を続けます。これは小坂大臣にお尋ねしてどうかわかりませんけれども、これは余り大した多くの事件はないのでありますけれども、逃亡犯罪人引渡法に東京高等検察庁の検察官は、警察事務官、警察官、警察吏員に拘禁許可状による拘束をさせることができるということがありまして、この逃亡犯罪人に関するところでやはり私どもが考えなきやならん問題がときと起つて来るのであります。戦後特にこういう事情においてこういう逃亡犯罪人が現在どういふ状況になつておるか。おわかりだつたらお示し願ひたい。

○政府委員(中川重治君) 太平洋戦争の関係で国際条約が失効いたしておりますが、平和回復によりまして逃亡犯罪人引渡に関する条約が、現在日米両国間には条約ができましたので、その条約に基く法律を過ぐる国会に御提出願ひまして、これが施行になつた程度でございますので、アメリカ合衆国から要求がありました場合に東京高等裁判所の判決に基いて処置いたしますので、要求等がない場合にはあの規定は動きませんので、従つてあの規定に基くものは現在ないと心得ております。

○笹森順造君 それでは現在の逃亡犯罪人引渡法による適用をされたものは一件もないと、こういうことでございますか。

○政府委員(中川重治君) 最近できた法律でございますので、私の記憶ではないと心得ておりますが、正確には高等裁判所でやつておりますが、私の承知した範囲にはないと心得ております。

○笹森順造君 それからもう一つお尋ねします。若しお答えができれば……。この頃私は海上保安官について、これは警察官に密接な連絡があるので、お聞きしたいと思つたのは、第三国人の残留する者が、密輸入をするものがあるのでございます。これは又この法律とは違ふ法律の適用なんです、これらの警察の協力が非常にむずかしいことを私は聞いています。つまり夜陰ひそかに小さな舟艇に乗じてそうして法を犯して入つて来るというふうなものですね。これは一体どの法律の適用であるか。水面、海面においての場合はこれは海上保安庁の仕事であらうが、それと又協力して陸上については一般の警察の仕事だろふと思ふのですが、これらのことがやはり日本海の海面水域、或いは海岸等において頻繁に起つて来ることは、私よく聞いておるのであります。この辺の状況を一つ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(中川重治君) 御質問の要点は出入国管理令違反事件だと思ひますが、出入国管理令違反事件は日本の領土内についてすべて適用があるわけでございますが、領海にそういう関係が発生いたしました場合には海上保安庁がこれを処置する、陸地に参りまし

た場合は我々警察がこれを検挙いたしましたして処置する、こういうことに相成りますが、その間の連絡は海上保安局との関係は十分いたしておきまして、中央におきましても又現地に参りまして、円滑にやつておるのが現状でございます。

○笹森順造君 入国管理局の仕事として今の問題は最近これに触れる件数はどういふ傾向にありますか、概略お示し願ひます。

○政府委員(中川重治君) 大体の傾向は、終戦直後は相当件数が多かったのですが、現在はそれの件数は比較的少くなつておると思ひます。

○小林武治君 これは差込んで大要縮ですが、一つ伺つておきたいのであります。

それはこの二、三日実は自治警のことがたがたにおいでになりまして、給与のことについていろいろの配慮ができておるとは誠に有難いが、ただこの退職した、今後退職する者の恩給の関係につきまして、自治警の現在の基本給が非常に高額であると思ふ、そして今度府県警察に入つた場合には、これらの高額分は調整金として支払われる。即ち基本給は或る程度引下げにならざるを得ないであらう、この場合に將來、今後退職した場合の恩給の計算の基礎になる金額については、現在の俸給を基礎にするか、そのときの俸給を基礎にするか、その点の選択権を認めてもらひたい。こういう強い要望があるものであります。この点について一ツ府当局の所見を伺つておきたいのであります。

○政府委員(石井栄三君) お答えいた

します。恩給の関係は只今お話の通り極めて重要な問題であります。非常に関心の的になつておる一点であらうと思ふのであります。現在の恩給法の建前、そして又今回御審議を頂いております警察法の附則の規定からいまして、今回の制度改正実施によりまして、身分が当然に引継がれることになりまして、恩給法の年限の通算におきましては今後、新制度の発足後最終的に退職したときを押しまして、そのときの俸給というものが基礎になつて恩給が計算される、こういう建前になつておるのであります。只今お話の通りに、現在自治体警察において高い俸給を頂いておる、それを基礎に置いたほうが將來この制度実施後数年勤務しましてそのときの俸給が仮に若干昇給がありましてとしましても自治体警察で最終的にもらつておつた俸給額程度に達しないということになつた場合に高い自治体警察当時の俸給を選択してそれに基いて恩給をもらうようにできないかというお尋ねであります。現在の恩給法の建前では身分が継続しておりますのでこれはその期間通算をいたします。最終的に退職したときの俸給を基礎にするということになつておるのであります。極端に申しますならば一日でも間が空いて一度退職をしまして恩給の裁定を受け然る後に改めて再就職するということになりまして、それは前の裁定を受けた恩給金額、最終的に、後においてやめた場合の俸給を基礎にして算定しました恩給金額と比べて前者のほうが高い場合にはこれは現行法でもそのほうを認めるという規定がございますので今回の制度改正によりまして当然に身分が引継いだものと

につきましては先ほどから申し上げました通り將來最終的に退職した場合の俸給が基礎になると、こういうことに現行法なり今回の改正法ではなつておるのであります。

ただここで一点御参考までに申し上げます。昨年の秋でございまして、人事院のほうから国家公務員退職年金法という制度を考えられまして、勧告をされておるのであります。この退職年金法には今小林委員のお述べになりまして、その点の恩給の恩恵として取上げられておるやに伺つておりますが、これは私その専門でございませんで、若し御要望がございまして、人事院の關係のかたからでもお聞きとりになると結構だと思ひます。御参考までに申し上げておきたいと思ひます。

○小林武治君 只今の法律並びにこの改正法案ではお話の通りであります。が、私は今自治警の關係者の主張も理由があると、今それが若し將來選択権を認められるならばこの際は退職しないので引継ぎ動機たいと、併しそれが継続せられない場合にはむしろ退職を選ぶのが相当であると、こういうふうな關係もありますれば老練な、練達な人たちが多く警察から去ると、かような心配もあり得るのであります。これらについて何らかの救済手段を考えることも私は必ずしも行き過ぎではないと、こういうふうにも思ふのであります。現在の改正案は然りとしまして、將來これについて何らかの処置をする、したいというふうな意向があるかどうか、処置の途がないと、こういうふうにお考えになるかどうかを聞いておきます。即ちこれらの問題は今し

なくても今後の改正においても適當な措置がなし得るものと私は考へておるのであります。その点を一応實しおきたいと思ひます。

○政府委員(斎藤昇君) この点は誠に御尤もな御意見だと存じます。で今日までの現行法の態勢を見ておりました、この法案としましては止むを得なかつたのでございますが、我々どもといたしましてはできるだけ恩給局と話をし、できるだけ近い機会にこの際におきまして恩給についてそういった選振権を持てるような特別の途を開いてもらふように努力をいたしたいと思つております。この警察制度の改正は誠に何といひますか、そういった面におきましては大きな變化を公務員に与えることでございますから一部にはすでに全般的にそういった選振権を年金法、或いは恩給法において認めたらどうかという声もある次第でございますから、できるだけ速かにそういったような改正が恩給法においてでき、これをこの七月一日に遡らせることのできるように政府といたしまして、十分努力をいたしたい、かように考へておるのであります。現行法のままであれば一応六月三十日でやめまして、そして今度は新しく採用されたという形をとりますと、實際は選振と同じ結果を得ることができるとありますが、さうなことでなくともさういうように法律上なるように交渉を十分やりたいて考へております。

○笹森順造君 まだ要求した人が見えませんが、一点だけこの際お尋ねしたいと思ひます。それはこの法律でまだ一つどうしても私どもがお尋ねしておかねばならぬ点は、この法律を實際

に適用するために從來都市警察等にきましては公安条例を策定してつており、この公安条例の制定によつて實際の法律の運用をしていくわけであり、ところが今度これをさういふ地方自治体の市等の、五千以上の町等のさういふ公安条例が、作つたものが、この法律ができた場合にその関係は一体どうなるかと、恐らくこの公安条例というものが残るだらうと、つまり今度地方自治体独自の権能としてさういふ条例を作る権能があつた。ところが今度これが都道府県のほうに持つて行かれてしまつと、その形だけが残つて来る。ところがまだこの府県において公安条例を作つておらんところがたくさんある。それらの一体管理上どうしてやるつもりなのか、この法律ではちよつと私もわかりにくいので、この公安条例の要らなくなるものの後始末、或いは現在ないものの始末をどうして行くのか、この法律のどこでやるのかお尋ねいたします。

○政府委員(斎藤昇君) 御指摘のよう

中に書いてある市の公安委員会というその市の公安委員会がなくなつて、府の公安委員会にこの法律上なつてしまふわけであり、そこで市町村の条例をさういふように手続をとつて改正されれば、市の公安委員会というものを府県の公安委員会というように整理の条例でお出しになれば、それでいいのでありますが、それをお出しにならない、お出しにならないといつた場合には、さういふ字句の整理が別にできます。その間の、当分の間の法律によるこの施行のために必要な政令といふもので市町村の公安条例の中にさういふ市町村の公安委員会、市の警察と、さうありますものを府県の公安委員会或いは府県の条例というように読み替へるものとみなせるというやうな政令を、整理政令として出した、かように考へております。

○笹森順造君 出したいのはわかりませんが、まだ出しておらんわけでございますね。さうすると出すまではどれでそれを適用されますか。

○政府委員(斎藤昇君) それはこの法律が通りまして公布になりましたらその政令を公布したいと思ひます。

○笹森順造君 私どもの今懸念しておりますのは、この適用すべき公安条例が各府県に全部できておれば結構です。ところがこれは、この公安条例をこの警察法を適用する例に集會に關する届出とか、或いは街頭行進に關するいろいろな制約であるとか、いろいろなことが随分ございまして、それをやつていない道府県、それが相当全国にあると思つておるのですが、實際にさういふ公安条例を持つておつて、直ちに道府県の警察ができて、その公安

条例によつてすぐ適用せられる県とそれが適用できない県とは、一体どういふ分野になつておりますか、お示しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(斎藤昇君) その關係は現在通りでありまして、府県で公安条例を持つておるところはそのままそれが通つて参ります。府県公安条例の中にも市の区域においては市の警察と、府県の公安条例になつておるところは今度の経過措置の政令によつて、それを府県の公安委員会というやうに条文を變へるという政令を出す。それから府県には公安条例はないが、その県内の或る市にだけ公安条例があるというところでは、この制度改正後もその市だけに適用される、その公安条例は市に条例として生きておるわけでありまして、その市の公安条例の中に市の公安委員会と、さう書いてあるものを、それは届出は県の公安委員会というやうに読み替へる経過措置の政令を出す。運用ができるのです。従つてその県では公安条例を持つておる市の区域内だけにそれが適用があつて、公安条例のない市町村の区域では公安条例の適用がない。警察の執行体が變りまして、も条例の適用区域というものはこの警察法の改正によつて何ら變更はしない、現状通り、かように御承知を頂きます。

○笹森順造君 さういたしますと、この各市町村又は町でこの公安条例をおの／＼／＼の立場でやつておられますから、内容はいろいろ違つておりますが、例えは届出の七十二時間時間を要求するところもあり、四十八時間を要求するところもあり、同じ県内でもいろいろばら／＼になつておる。そのば

らばらになつたままを體裁規定でそのまま適用しようというのが適當なのか、或いは又県一本にして今までのこの公安条例によるのでありまして、さういふところによつて差異のあるものはみななくしてしまつて、県一本としてその道府県警察の県の公安条例として出して、前のものが皆變つてしまふといふやうなことがすつきりするのではないかと、今のお話だと今までの市のものは生きておつてそのままにしておくのだ、ただ読み替へてさうするのだ。ところが市によつて皆違ふ、その内容が。ところが県内において、市において違ふ現状をその通りにしておくといふのか、或いは又一つ

すから、現在の段階といたしましては道府県、市町村の任意に現在に任せるしかほかにすべがない、こういう考え方でございます。

○佐藤順造君　そこでこの公安条例は今で自治体、地方自治体の一つの特権というようなものであつた。それが今度新らしいこの警察法によると、そういう一つの権能というものはなくなつてしまつて、政令というものに移されるわけだと、こういうことに了解してよろしくございませうか。

○政府委員(斎藤昇君)　さようではございませぬ。市町村の特権は特権として依然尊重するわけであります。市町村の公安条例は市町村の公安条例として効果をもつてあります。で市町村の条例の中に市町村の公安委員会に届出ると、こうある。その市町村の公安委員会というものは道府県の公安委員会と、こう考へるべきものである。こういう政令を出すだけであつて、国の政令に代つてしまふわけではございませぬ。その点は御疑念のないようをお願いいたします。

○加瀬完君　行政委員会の性格につきまして法制局長官に伺います。行政の全責任を負う機関との関係については、今行政委員会というものは相当問題があると思つておりますが、現在の建前ではこれは憲法上許されてゐる制度である、こういうふうな当然考へられるわけでありませう。そこでこのたび国家公安委員長をして招集させたり、或いは採決させたりいたしますれば、公安委員会の問題でありませうが、当然これは行政委員会として政府は認めてゐると思つてあります。が、そう認めてよろしくございませうか。

○政府委員(佐藤達夫君)　その通りに考へております。

○加瀬完君　先般副総理がこの委員会に出でられまして、私の質問に對して、次のように答へられておるのであります。で、どういふわけで国家公安委員会の委員長に國務大臣を充てるか、こう言いますと、こういう質問に對しまして政党内閣の責任として当然これは國務大臣を治安責任の立場から國家公安委員長にするのだと、それではそれは政治介入の強要ということに認めていいかということになりました。その通りだ、こういうふうな副総理は御答弁なさつておられます。して見ますと、國家公安委員会は政党内閣の責任としての政治介入の強要を認めておるわけでありませうから、内閣の考へで今後の國家公安委員会は政治的に動かそうと思へば動かし得ないと思つて、又動く傾向に向かわざるを得ないと思つて、これは犬養法相の指揮権発動にも見られます通り、そういう又同じような傾向がとられて来ると思つて、どういふ傾向が、制度の上から、そういう傾向がとられる可能性がある、予想されるというふうな認めてよろしいか。

○政府委員(佐藤達夫君)　私はちよつと違つた氣持を持つておるわけでありませう。と申しますのは、この委員長に國務大臣が入つたということによつて、先ほどの總論的なお尋ねに出て参りました行政委員会としての性格に偏向が生ずるかどうかということ、理窟の上から我々は考へるわけではございませんが、これは結論としては少しも偏向はない。その理由は、要するにこの行政委員会たる國家公安委員会その

ものは總理大臣の所轄云々という表現になつております通り、これは今日現行法とまあ同じ形になつております。それに對して即ち國家公安委員会に對して指揮監督を誰がするかというやうなことはないわけでありませう。單に所轄という關係で出ておるということ、結局獨立性が、委員会としての獨立性が今までと少しも變つておらないというのを申上げ得るわけでありませう。そこで第二段としては、その委員長に國務大臣がなつた場合、委員會そのものの運営に影響があるかどうかといひますと、委員長はあくまでも委員長でありまして、而も今度の案では普通の場合の表決には加わらないといふことにすなはておるのであります。委員長の各委員に賛成しる反對しろという指示のできないことは申すまでもありません。その意味においては、委員會の意思を構成する際においては、不當なインフルエンスを与えることも出て参りません。従つて、その二段階を分けて考へましても、現在と筋において違ひは出て来ないということに考へております。

○加瀬完君　法制局長官のお言葉とは私は只今の御答弁は受取れない。なぜならば、あなたのおつしやる通りであるならば、現在の國家公安委員会の構成と性格で一つ差支へないわけではあります。現在の、現行法の國家公安委員会の性格に公安委員長というものを附加えて、それに國務大臣という様をはめたといふことは、緒方副総理が言つておるやうに、これは政党内閣の責任としての政治介入をしたんだと、こういうやうに副総理は言つておるのであります。すなから、この委員會の権能が何らこ

れに影響されないということがどうしてあり得るのですか。

○政府委員(佐藤達夫君)　そのお尋ねになりますと、これは立法政策の問題で、どうすることが好ましい問題になるかといふことに入らなかつたかと思つて、私はその点について了解いたしております。ところで、この法律の一つの趣旨になつております、内閣の責任というものの關係を少しも明らかにしたいといふことが入つて参つておるわけではございませぬ。その意味から申しますと、緒方副総理は政党内閣とおつしやつたものであります。が、法律的に言へば、議院内閣制と申したほうが更に正確だらうと思ひます。議院内閣の立場から言つて、内閣の責任關係との繋がりと、内閣の意思を反映し、又は公安委員會の意思を内閣に反映するといふ事実上の一つの繋がりと申しますか、そういうものについて考へますと、國務大臣がなるといふことについては相當効果が上る。これは實際上の効果としては、さうなことが考へられると思ひます。

○加瀬完君　議院内閣制といふことを認めるならば、議院内閣制といふ制度の下で、行政委員会といふものが認められておつて、行政委員会といふものが性格の中で公安委員会といふものが現在構成されておる。現在公安委員会で、これは現行法によりまして、内閣との繋がりがもつておれば或いは議會との繋がりがもつておれば一向差支へないくらいです。それに國家公安委員長、而も委員でない委員長、こういうことをわざとつけなければならなかつ

たといふことは、こういう新らしい制度といふものは一つの政党内閣の政策傾向といふまじやうか、或いは緒方さんの言葉で言うならば、政党内閣の責任性といふこと、一応どうしても介入するといふことにならざるを得ないじやございませぬか。

○政府委員(佐藤達夫君)　介入といふ言葉は私にわかりませぬので、介入といふ言葉が當てはまるやうなことが、この改正法律からは出て来ないと思ひます。私は反映と申上げたほうがむしろ適切じやないか。反映する作用といふものは、これは事實作用として期待し得るだらうといふことは申上げられます。

○加瀬完君　反映はですね、現行法においてもできるでしょう。で行政委員會の性格といふものは、むしろ現行法のほうが純粹なる行政委員會の性格を持つておる。で、現行法のほうが行政委員會としての性格を持つておれば、そういう意味合いにおいて、十二分に内閣の意思も反映できるという制度になつておるのに、殊更に閣僚といふものを國家公安委員長、而も委員でない委員長、その委員でないものに委員會を主宰させるやうな制度は、こういう制度の上から考へて變則であるといふやうにお考へにならなかつたか。これは合理的だといふやうに長官は考へてですか。

○政府委員(佐藤達夫君)　この行政委員會としての性格については、先ほど申上げた通りに、今回の案は何ら變つておらないといふことを申上げるわけでありませう。更にその中に入れたメンバーの顔ぶれをどうするか、これはいろいろな形が考へられると思ひ

ます。この案のように國務大臣を委員長とするということも一つの方法であります。ところが、私も理窟から物事を考えますと、そのほかのヴァリエーションはいろいろ考えられると思いますが、そういうヴァリエーションの中で、なぜこの案を選んだかということ、私の感じでは、先ほど申し上げましたように、やはり内閣の警察に対する責任というものは、行政責任というものはありますから、その責任がある以上は、実は指揮監督ぐらゐで行けば責任体制としては徹底するわけです。

併し指揮監督まで行つたのでは、今のようない別の要請というものは結局満足されない結果になりますからして、實際上の反映作用というものをここで期待する一つの手段として、國務大臣を入れたという意味でありまして、これはこれとして一つの立派な意味があるように考えております。

○加瀬亮君 立場によりましては、立派な意義を認めることができるであります。しかし、どうも甚だ立派でない感じが持たざるを得ない。そこで聞きますけれども、委員でないものが委員会を招集し、採決するという委員会の性格というのか、制度というものは、行政委員会というものから見て常道な方法であるというふうにお考えにおなりになりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 委員と委員長と名前が違つてはありますが、委員も委員長も、委員長といえどもこの行政委員会の構成メンバーであつて、その意味では委員と同じ立場にあるわけでありまして、その構成メンバーの委員長に、一定の権限を与えるという

ことはこれは当然のことだと思ひます。

○加瀬亮君 委員長は、国家公安委員長は委員でないという説明が政府委員から何回も繰返されてゐるわけでありまして、行政委員会の多くが、委員によりまして委員の中から委員長が選ばれておりますのに、委員でないところの委員長というものを、而もそれが一つの國務大臣という様のはまつた委員長を任命しなければならぬということから、そのものが、行政委員会としての性格から、むしろ今までの考えで、行政委員会というものの性格の欠点といひましょうか、或いは見方によつては我々が言へば長所と言ひたいものではありますから、政府に、半独立的な立場というもののから、政府の隷屬下に置くという方向に持つて行つたのじやないかというふうに向を認めるのであります。こういう傾向を認めることはできないのですか、今度の改正法の国家公安委員会というものの制度というものをみるときに……

○政府委員(佐藤達夫君) 私の言葉にちよつと足りないところがございまして、誤解があるようございまして、委員長と委員とはつきり違ふこと、この法案においても「国家公安委員会は、委員長及び五人の委員をもつて組織する」とある通り違ふことは違ひます。私の申し上げるところは、これは委員長と委員を以て組織するのでありますから、委員長といえども決してよその人ではない、公安委員会の構成員であるというのを申し上げて、その構成員の一人が議事の總理をするということは、委員会の組織として普通の形でありまして、何らこの行政委員

会そのものの性格に關係ないと、私は理窟一本で申してゐるわけでありまして。

○加瀬亮君 私も理窟一本で申し上げます。そうしますと、あなたは現行法の公共委員会というものは、大きい欠陥があると認めるから、この改正法の公安委員会の構成というもののほうがいいと、勿論こうおつしやるのですね。

○政府委員(佐藤達夫君) これに欠陥があるとかないとかいうことは、私の職責ではないのであります。申すまでもなく私たちは法律的に可能であるというものを考へて、これが可能である、憲法にも違反いたしませんという説明ができれば、これはまあ職責を果たしたことになると思ひます。併し先ほど来余計なことを御説明してゐるわけでありまして、これも一つの行き方として合理性を持つてゐるかどうかということに附加して申上げておくれうわけでありまして。

○加瀬亮君 憲法の四十一条を見ますとね、国会は国の唯一の立法機関であるといふことがいわれてゐる。七十六條にはすべて司法権は裁判所に属すると書いてある。「唯一の」とか「すべて」とかという言葉がここで使われております。併し六十五條の「行政権は、内閣に属する」という文言の中には、「唯一の」とか「すべて」のとか長官がお認めになりました行政委員会というものを、これは内閣と別個の一つの行政機関として認めるという現在の憲法の解釈はそれを妥当と見るという立場に立つてゐると思ふのです。そうでありまして、こういふこの公平中正と申しましようか、或る程度政党

というものが、内閣というものが、第三者的な立場にならなければならぬ警察行政を行う公安委員会のような制度におきまして、現行法の性格を改正法に變更することが果して憲法の正しい解釈といふことになり得るか、若干言葉が足りませんでしたから、説明を加えますと、国民の利益とか、或いは福祉とかいふことから考へまして、我々の身分關係、或いは權利關係、こういうものに政策的な色彩というものが強硬に警察行政に入つて来ることも予想される委員会の構成と、そうではなくて、政府と全然別個な立場で中正、公平、中正に行われる委員会制度と、どつちが委員会としていいものであるか、国民の利益を守るか、こういう点から考へて、長官はどういう御解釈を下しておられますようか。

○政府委員(佐藤達夫君) 加瀬委員のお言葉によつて半分教えられつつお答えするわけでございますが、実は国家公務員法において、人事院を作りますときに、余りそれが憲法で言ふと、内閣は行政権の担任者であり、その行政権については国会に対して連帶して責任を負ふというふうな憲法ではなつてゐる。その独立性のある機関を内閣の外に置く、即ち内閣の指図のできないようなものを置く、これは憲法に違反しやしないかということが頻りに當時学者の間からも議論があつたわけでありまして。我々はそれを弁護いたしました。只今丁度加瀬委員のおつしやに属するといふことは、専ら内閣にかつてゐることを申しまして、大原則としてそれは行政権の下に立つのが大原則、これは確かに憲法上きやうであるうけれども、これに更に必要なる合理性があるならば、専らという字が行政権のところにはないからといううなことに陳弁これ努めて、憲法違反でないといふことを申してゐるわけでありまして。その氣持から言ひますと、うと、やはりこの公安委員会の場合も、内閣の責任を徹底するならば、昔の警保局式、内務大臣式で、一貫して指揮命令を持たせるなら、これは内閣の責任が徹底するわけである、或いは憲法のその文面から言つても、むしろそのほうが合憲であるといふ意見も出ることであらうと思ひますけれども、これは今の言葉によつて、事柄の性質上公正、公平にやつてもらう仕事であるといふことの合理性がありまして、その憲法の許容するところという理窟をつけて、かような独立の行政委員会の制度をとつてゐるわけでありまして。その意味においては、お氣持と、私の氣持とは通ずるところがあるわけでありまして。併しそれも内閣の責任といふものは決して無視はできないのでありますから、何らかの形でその繋ぎをつけないくちやなるまいという氣持が非常に遺憾がちではありますけれども、反映するといふような繋ぎとしてここに國務大臣を委員長とするという形となつて現れたものとして、非常にこれは遺憾がちなものであると存じます。

○委員長(内村清次君) ちよつと加瀬君に御相談申上げます。今大蔵、それから保安大臣見えていましてね、時間の關係もありまして、そのほかから先に御質疑できませんか。

○若木勝藏君(関連して……)と述べ

○政府委員(佐藤達夫君) 委員と委員長と名前が違つてはありますが、委員も委員長も、委員長といえどもこの行政委員会の構成メンバーであつて、その意味では委員と同じ立場にあるわけでありまして、その構成メンバーの委員長に、一定の権限を与えるという

○政府委員(佐藤達夫君) 私の言葉にちよつと足りないところがございまして、誤解があるようございまして、委員長と委員とはつきり違ふこと、この法案においても「国家公安委員会は、委員長及び五人の委員をもつて組織する」とある通り違ふことは違ひます。私の申し上げるところは、これは委員長と委員を以て組織するのでありますから、委員長といえども決してよその人ではない、公安委員会の構成員であるというのを申し上げて、その構成員の一人が議事の總理をするということは、委員会の組織として普通の形でありまして、何らこの行政委員

○政府委員(佐藤達夫君) 加瀬委員のお言葉によつて半分教えられつつお答えするわけでございますが、実は国家公務員法において、人事院を作りますときに、余りそれが憲法で言ふと、内閣は行政権の担任者であり、その行政権については国会に対して連帶して責任を負ふというふうな憲法ではなつてゐる。その独立性のある機関を内閣の外に置く、即ち内閣の指図のできないようなものを置く、これは憲法に違反しやしないかということが頻りに當時学者の間からも議論があつたわけでありまして。我々はそれを弁護いたしました。只今丁度加瀬委員のおつしやに属するといふことは、専ら内閣にかつてゐることを申しまして、大原則としてそれは行政権の下に立つのが大原則、これは確かに憲法上きやうであるうけれども、これに更に必要なる合理性があるならば、専らという字が行政権のところにはないからといううなことに陳弁これ努めて、憲法違反でないといふことを申してゐるわけでありまして。その氣持から言ひますと、うと、やはりこの公安委員会の場合も、内閣の責任を徹底するならば、昔の警保局式、内務大臣式で、一貫して指揮命令を持たせるなら、これは内閣の責任が徹底するわけである、或いは憲法のその文面から言つても、むしろそのほうが合憲であるといふ意見も出ることであらうと思ひますけれども、これは今の言葉によつて、事柄の性質上公正、公平にやつてもらう仕事であるといふことの合理性がありまして、その憲法の許容するところという理窟をつけて、かような独立の行政委員会の制度をとつてゐるわけでありまして。その意味においては、お氣持と、私の氣持とは通ずるところがあるわけでありまして。併しそれも内閣の責任といふものは決して無視はできないのでありますから、何らかの形でその繋ぎをつけないくちやなるまいという氣持が非常に遺憾がちではありますけれども、反映するといふような繋ぎとしてここに國務大臣を委員長とするという形となつて現れたものとして、非常にこれは遺憾がちなものであると存じます。

○委員長(内村清次君) ちよつと加瀬君に御相談申上げます。今大蔵、それから保安大臣見えていましてね、時間の關係もありまして、そのほかから先に御質疑できませんか。

○若木勝藏君(関連して……)と述べ

○委員長(内村清次君) ちよつとあとにして下さいませんか。
○若木勝蔵君 今のところなんですが……

○委員長(内村清次君) じやあ一点だけ、あと又時間が来ましたら……

○若木勝蔵君 一点だけ、今の加瀬君との質疑を聞いておりました、一つ私疑問を持ったのであります。これはあなた国家公安委員会と、都道府県の公安委員会というものについては、その性格上どういふふうに見られているか。この点を一つ伺いたい。やはりいずれも民主的な一つの警察の保障のためにできているものかどうか、これを伺いたい。

○政府委員(佐藤達夫君) その通りに考えております。

○若木勝蔵君 そういたしますと、この国家公安委員会の組織と、都道府県の組織というふうなものは、私は同じでなければならぬように考えられる。ところが片方のほうは委員長というものを國務大臣にしてあらかじめ決定して、そのほか五人の委員を持つて、こういう組織なんです。片方は何らそういうところの規定がない。これはどういふふうに通うのか、この点を伺いたい。

○政府委員(佐藤達夫君) これもどうも私の受持を越えた問題でありまして、要するにこの憲法で許されている枠内において組織を定めるについて、最も適切な方法として、どういふ方法があるかという見地から検討いたしました結果ががやうな形になつて現われているわけでありまして、現在の警察法におきまして、国家公安委員会の組織と、或いは都道府県、或いは市町村

の自治体警察の公安委員会の組織と多少の違いがあるわけでありまして。これは皆その違いというものは、おの／＼の理由があつてきています。これがいいことか、悪いことか、これは如何にすればこの警察全体の運営というものが国会に對する内閣の責任がどの程度全うされ、迅速性も保証され、而も民主的な、或いは自治の精神を組入れたものとしてできるかというそれらの点から、皆さんの、国会の御判断によつてこれはきめられるべきことだらうと思つてあります。私どもとしては、この案が政府としては少くともいふのさやうな観点と綜合した結果としては、相當な形であると、かやうに考えているわけでありまして。

○若木勝蔵君 あなたの御説明を聞いて見ると、まあ憲法に違反しないので憲法の枠内でできめればそれでいいのだと、こういうことになるのであります。すけれども、それならば憲法の精神から言つたらば明らかにこれは両者が違つて来るじやないか、これは憲法の枠内でできるのだというところになれば一応憲法を研究されておられるのあなたのはうはまあ一つの理由があるかも知れない。併し少くとも同一、民主的なものであつたならば憲法の精神によつて同じ流れによつてこれが両法が同じ形でできて来なければならぬ。そこで片方だけに對しては委員長を決定して、片方はどういふやうな形をとらな

いというのには私はどうしても了解できない。現状から考えても、而も国家公安委員会は常に都道府県の委員会と連絡をとらなければならぬ。こういう点から押せば憲法の枠内だかも知れませんが、憲法の精神から言つ

たならば明らかにこれは上下の一つの機關のやうな形になる。片方にそういう一つの委員長を定めておくというこゝとになれば、その系統下に都道府県公安委員会というものが入つて来るから片方は必要がない、それは更に別な方面から考えますと都道府県警察というものは、これは政府は自治体警察だと言つては、併しどういふ面から考えて見ましても、どうも我々は納得が行かない。そこであなたにお尋ねしたいのは憲法の枠内だかも知れないけれども、憲法の精神から行つてどうか、この点を伺いたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 憲法の枠内であり、而も憲法のいふやうな要請を総合調整して考えて参りますというところ、どうもこのやうな結論が最も合理的な形になりはせんかというのが私の申し上げておる趣旨であります。例えば憲法の条文を見ましたところで、憲法の十三條を見ますと、國民の生命、自由、或いは幸福追求の權利を守つて行くといふことは國政上最大の尊重を必要とするといふことで、これは國の責任として非常に力説をする、ところがあの九十何條の地方自治のところを見ますと、又地方自治の精神を大いに高揚しておられる、そういう方面からの要請といふものは憲法中あらゆる方面から出ておるわけでありまして、やはり一つの立法をする際にはそれらの要請を考へて最も適切な調和点というものを発見しなげやならぬ。それが我が、或いは立法府の責任である、かやうに考へておられますので、先ほどのやうなことを申し上げたわけであり

ます。

○加瀬完君 木村國務大臣にお伺ひいたします。今度の警察法の政府説明を伺いますと、その有力なる改正の要點として革命的勢力に對抗することを最大の目的としていふやうに受取れるのであります。そこでどういふ擾亂事件、或いは國內秩序維持に對する破綻活動、どういふものは當然あなた所の管でもあつたわけでありまして。そこで警察予備隊令で示されておつた任務と保安庁法に示されておつた第四條の任務と今審議中の法案によつて示されておりますところの第三條の任務といふものでは甚だしい隔りがある。そこでどういふやうに一つの治安責任の明確化といふ名目の下に警察の國家的性格を強力に推進させるということとは、これは總理大臣にも聞いたのであります。それが、そのつづを向いて答へない。主管大臣もおられないのでこれは聞くすべがないので今日あなたに来てもらつた。これは自衛隊は軍隊であると、少くとも軍隊の方向を辿つていふんだといふことを我々は客觀的に認めざるを得ない。そこで警察予備隊令の任務の性格、それから保安庁法で定められた性格、今度の法案で定められた性格、こういう變化といふものは、警察予備隊で出発したものをつちの方向へ持つて行くといふことになるのか、それを明快にお答えを頂きたいのであります。

○國務大臣(木村篤太郎君) 御承知の通り現在の保安隊は保安庁法第四條におきまして、我が國の平和を守るため、いわゆる言ひ換えれば國內の平和を守る、秩序を維持する、即ち人命、財産を擁護する特別の必要ある場合に出動することになつておるのであります。今度国会に提案いたしました防衛庁設

置法並びに自衛隊設置法によりまして、いわゆる自衛隊は直接侵略、裏を返しますと、不當な外部からの侵略行為に對して我が國を守つて行く、いわゆる我が國の平和と獨立、安全を確保するために設置される、それと同時にやはり國內の治安維持をして行く、守つて行く、この二つの任務を持つことに相成るわけでありまして。従いまして現在の保安隊の任務に加えるに、外部からの不當侵略に對して対処し得る任務が加つたわけでありまして。

○加瀬完君 警察予備隊令の第三條の二項によりまして、「警察予備隊の活動は、警察の任務の範圍に限られる」と、こゝ書いてあります。今度は只今御説明がありましたやうに、直接侵略及び間接侵略に對し我が國を防衛する、主目的がはつきりと打出されておりました、必要に応じ公共の秩序の維持に當るものとする、こゝ書いてあります。そうするとこれは警察の性格ではなくて、軍隊の性格であると、こゝういふやうに了解してよろしいか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 自衛隊の性格は今申し上げました通り、外部からの武力による不當攻撃に對処すると同時に、國內の治安を維持すべく、一面においていわゆる警察的性格をも帯びておるのであります。

○加瀬完君 警察予備隊のときは警察業務に限られておつた、ところが今度は直接侵略、間接侵略といふものが主任務で、必要に応じ公共の秩序の維持に當るといふものは若干しか含まれておらないといふことは、くだいようであります。これはもう軍隊の性格に成長か退歩か知りませんが、成長させて、あなたの立場ならば成長させて

来たのです。又行くんだと、こういう傾向は認めざるを得ないだろうと思ひます。これは如何ですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 軍隊的性格云々という事は、これは文字に捉われるわけでありませう。今申し上げました通り、外部からの不当侵略に對処し得る任務が新たに加つたのです。これをしる軍隊的性格と言ふならば軍隊的性格が加つたと言つてよろしかろうと思ひます。(笑聲)

○加瀬完君 只今軍隊的性格が加つたといふのでありますから私はそう解することにここで止めます。(笑聲)そこでそれならばあなたの立場から今度の警察法の改正による新警察というものは、あなたの担当事務との関連においてどういふ任務を担はせるものであるといふふうにお考えになりますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 警察はいわゆる国内の治安確保、即ち秩序維持の任務に當るべき性格を持つておると考へております。

○加瀬完君 質問が抽象的でありましたので改めて申します。保安隊当時よりも直接侵略、間接侵略を主目的に對処しなければならぬから、公共の秩序維持というものは若干自衛隊そのものの活動の主目的にはなりかねる。そこでその面を警察法の改正による國家警察の強力化によつて補うのだ、こういうふうに解釈してよろしいか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今国会に提出しております警察法案によりまして、国内の治安を確保するための一つ

の任務を与えられておる、こう見るべきであると思ひます。それに対する規定が設けられておることは御承知の通りであります。

○加瀬完君 あなたは担当である保安隊、新しく名前を変えるであらう自衛隊といふことになりますると、国内の治安維持の任務というものは警察予備隊の当時から見ると、主目的に變化されたことになるかどうか、主目的からは若干外れたことになるか、どちらでございましょうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 主目的から外れたとか何とかいふことは別問題として、そういう任務は依然として持つてゐるのであります。

○加瀬完君 依然としてではなくて、依然としてはつきりといはしましたのは直接侵略、間接侵略に對処することが主目的であつて、あとは濫かに目的の一部分として、最後にかすかに体裁が悪いから並べて置くといふ程度にしかこの法案そのものから解釈することができないではございせんか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 自衛隊法をお読み下されば極めて明瞭であります。いわゆる治安出動の場合も規定されております。これをいずれもいわゆる国内の平和と秩序を維持し、國の安全を守ることに必要なりとして規定を設けたのであります。

○加瀬完君 別な問題を伺いますが、長官はこの自衛隊は將來空軍中心に移行する、こういうふうな御説明をなされておるのを新聞で讀んだのでありますが、その通りに考えまして、受取りましてよろしいと思ひますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は空の

ほうもゆるがせにすることはできないと考へております。従つていわゆる航空自衛隊の増強も図りたいと考へておるのであります。併しながら我が國の財政と税を無視してやることはできません。従つて急速な増強は現段階においてはなからざるを得ない、こう申し上げておるのであります。

○加瀬完君 大蔵大臣に伺いたいのでありますが、二十九年年度の保安庁費は七百八十八億、これを平年度化しますと幾らにおなりになりますか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 只今の保安庁の経費は七百八十八億が二十九年度であります。これが三十年年度がどうなるか、或いは平年度がどうなるか、これはまだいへない、その時々によつて變つて行きますので、はつきりとした数字の打合せはできておりません。

○加瀬完君 この保守三派の折衝におきまして、五年間に一兆四千億という数字が出たさうであります。これは事實でございせんか。又大蔵大臣はこれを確證しておられるのでございせんか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) そういう話は聞きませんが、確證はいたしてはおりません。なおこれが正式に私どものほうで、政府といたして議に上つたことはございせん。

○加瀬完君 大蔵大臣は来年度一千四百五十億くらいに抑えたいというお話を大蔵大臣の談として承つたのでありますが、さう承知してよろしいと思ひますか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 今年の二十九年度の予算は、御承知のごとく

千四百五十三億となつておるのであります。従ひまして、防衛の予算は、日本の國民所得はさう差向き増加するようにも考へられないから、原則としてその辺におきたい、こういうことを御答申上げた次第であります。

○加瀬完君 併しながら三派折衝の数字を見ても、或いは本年度初年度費を計算の中に入れておられない。そういう点からいいたしても、或いは木村長官の構想からいいたしても、その数字で抑えることはなからざるを得ない、困難だ、と推定されるのであります。その点は抑えられるものでございせんか。若干膨脹する傾向に行くと思へるものでございせんか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 保安庁費のほうは、この前に御説明申し上げたように、本年の二十九年度の七百八十八億が百億が百五十億増加するのじやないかといふふうには私も申し上げておりませんが、併しながら、そういうふうにはまだこれは三十年年度予算について何ら相談したものじやございせん。

○加瀬完君 一応その見込まれるが、といふのはの見込を申したことは御承知の通りであります。併しながら、全体の防衛予算といふものになりますと、そのほかに御承知の八十億というものが予算外国庫負担のものがございせん。

○加瀬完君 更に分相担金が含まれて千四百五十三億となつておる次第であります。で、全体としては、成るべく日本の國民所得の現状から見、国力から見る、国力に従つて漸増するといふことになつておるもので、まあその辺に原則としてはおきたい、こういうことを申した次第であります。

○加瀬完君 重ねて大蔵大臣に伺いま

すが、警察予算といふものを府県に肩持させましたのは、この防衛予算の膨脹といふものと財政計画上の辻褄を合せるために府県に肩持をさせたといふ趣聞説をなすものもあるものであります。絶対にそういうことはありませぬか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 全然さうな考へを以て作つたものではございせん。これは小坂國務大臣から答弁された通り、警察力の効力を發揮するための、効率を發揮するための点が主となつておるものであります。そういう考へ方から出たものでは全然ございせん。

○加瀬完君 自治庁の關係者にお尋ねしますが、府県警察になりました、自治体の分相担膨脹は百五十億、こういうふうにして聞いておられますが、この数字に間違ひございせんか。

○政府委員(鈴木俊一君) その通りでございせん。

○加瀬完君 この百五十億増の中には、給与差額を見込んであるか、特に給与の差額のうち手当の差額までも見込んであるか、それから今後当然問題になるであろう恩給關係の問題、退職手当の問題、こういうものを全部見込んで、百五十億出せば自治警察を全部吸収しても足りるという計算におなりになるのであるか、その点。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今御指摘の給与のいわゆる調整費の關係の負担の増の分でございせんが、退職手当の關係の増の分もございせん、或いは恩給關係の増の分、これらをいづれも見込んでおります。但し、人員の整理の關係で半面給与のほう若干減つて参りますが、そういうものと相殺した

しておりますけれども、併し總体として只今御指摘になりましたようなものをそれ／＼見込んでおるわけでありませう。

○加瀬完君 府県のいろいろ陳情或いは説明を承りますと、自治庁のこの計算は非常に府県にとつて酷である。実質的にもつと府県の分担は殖えて来るということを言われておるのでありますが、そういう心配はございせんか。

○政府委員(鈴木俊一君) 平衡交付金の算定の基礎になつております基準財政需要額、或いは一つその基礎になつております財政計画の数字でございしますが、この数字と、実際の地方団体におきます今までの数字とを比べますと、市の警察費の支出額との間にはこれは若干開きがございします。これはひとりで警察費だけではございせんので、すべて地方財政計画、或いは平衡交付金の算定の基礎になる基準財政需要額というものはいづれも理論的な基礎に立つておるものでございしますから、実際の支出額とは開きがあるものであります。その開きはどの程度あるかというところは今の確なる資料はありませんけれども、若干はあろうかと考えております。その点が或いは今お話のありましたように、府県の当局では相当苦しいと、こういうような意見を言つてゐる点ではないかと思ひます。

○加瀬完君 大蔵大臣に伺ひますが、今自治庁次長が御説明されました通り、この百五億という一応の増加額を若干府県の負担分が上廻るというふうな状況に現在置かれておりますことは今説明の通りであります、そうなるて参りますという、又今度の府県警察

という、政府の言う府県警察の性格によれば、一つの国の警察行政の方向によりまして、その負担を府県がかぶつて行くということも当然考えられる。そういうことになりまうときに、大蔵省といたしましては、その府県負担というものを對して、警察費の膨脹というものを十分賄つてやろうという考へであられるかどうか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 加瀬さんのお話のように、これは先ほどもちよつと申し上げたかと思ひますが、今度整理によりまして三千ほどの人が減ることになつております。そうしました結果は全体から言ひまして、現行制度に比べますと、国のほうでは百二十三億ほど減ることになる、それから地方としては三十五億ほど殖える。今殖えるかとおつしやいましたが、三十五億ほど殖えることになつております。ところが、いろいろこの措置につきま

しては、今度地方税の交付税交付金の制度ではつきりと財源を確定いたしましたので、それは税の工合はこれは一概には申せませんが、過去の事例等から申しますと、だん／＼といわゆる自然増収というものが見込まれますので、全体として年間三十五億くらいの程度のものはこの交付税の交付金のほうで見込み得ると私も考えておる次第でございします。

○加瀬完君 そこでねえ、問題なんです。それは、警察というもののから考へれば、今大臣の御答弁なされた通りで結構は合う。併し地方自治体というものは、増収分に対してはいろいろ計画がある、来年度の増収分というものを對しては新規計画というものを待つておる。或いは新規計画どころか旧来

の計画がまだできないという状態にある、そのときに、その増加分というものを現在皆食われておるといふ状況なんです。今度地方財源が相当強化された。化強されてプラスになる分と警察をかぶる分と差引きしますと、府県によりましては、増収分より支出分のほうが余計になつて来るという府県もある。こういう一つの国家の行政方針として打出されたものを府県がそれを背負わなければならぬということになつたときに、財政措置を十分御考慮頂けるかということ、くれましか、くれませんか、それだけ聞けばいい。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 実は警察費が減りますと、それだけ地方に余裕を生ずるようには実はなつておるのではありませんが、数字的なことですから、よくその点についてはわかりませうから、鳩山主計官をして説明いたさせます。

○加瀬完君 それでは木村長官が大部分急いでいるようでありますから質問をいたします。

先ほどのあなたの御説明で、自衛隊というものを軍隊と考えるならお前の勝手だ、考えてもいいということでありまうと、今いろいろ国会でも問題になつております直接侵略及び間接侵略ということに重点を置きますと、海外出兵ということも考えられるわけ、その穴埋めに自治体警察を廃止して、大臣の国家公安委員長によつて非常に警察組織というものを国家権力に集中したということに考えられても当然だと思ふ、理窟の上では……そうではなないだ、自衛隊として国家治安の上に守るべきことはこうであつて、警察として守らすべきことはこうであつ

て、こういう區別があるのだけれども、お互いに国内治安のためにこれはやつてゐるのだという点をもう一度御説明頂きたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 申すまでもなく、今度できます自衛隊は国内の治安の維持のためと言つてやたらにこれを出動させることはよくないのであります。でき得る限り自衛隊の出動はこれは慎むべきであらうと考えております。自衛隊の出動する場合はどうであるか、これは国内における大きな叛乱とか擾乱とか、到底警察だけでは処置し得ないような場合に、そういう場合に初めて出動するのであります。それについては明白に自衛隊法に規定を設けられております。又災害救助の場合に、これも警察と共に協力いたして、そうしてきような場合において国民の生命と財産を守つて行くというのが趣旨であるのであります。

○加瀬完君 そこでそうであるならば、何も警察予備隊でもないし、或いは保安庁法でもないわけなんです。それを自衛隊法というものを出したのは、一体今の御説明ではうなずけない。語るに、失礼であります、落ちると申しますか、やたらに出動はよくない。できる限り出動は慎む。やたらではないけれども出動させせともある。できる限り慎むけれども出動させるともある、こういうことになつて来ると大問題なんです。この点はどうですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 大問題でも決してありません。自衛隊は明白に、いわゆる外部からの侵略に對して我が国を守るべきこと、そして我が国の平和と独立を維持しよう、この任

務を今度自衛隊法によつて改めて加えられたものであります。それと同時に国内の治安の維持の任務にも當る。いわゆる警察力を以てして到底対処し得ることができないような大きな擾乱、騒動というような場合において我が国の秩序を維持して行く、この目的と任務を与えられておるのが自衛隊であります。

○加瀬完君 保安庁法によりまして、今長官の御説明のことは保安庁法ではつきりしてゐる。保安庁法を自衛隊法に変えたということは一体なぜか、こういう質問に對しまして、直接侵略及び間接侵略に對して我が国を防衛するのだということをあなたもお認めになつてゐる。直接侵略、間接侵略に對し防衛ということになれば、海外出兵というやうな、今国会で問題になつてゐる海外出兵ということもあり得るかと言へば、やたらに出動はよくない、そういうことはやらぬということでありまうが、やたらに出動はよくない、できる限り慎むと言つても、それを全然海外出兵などということはあり得ないという御答弁はないのです。そこで改めて二点伺ひたい。保安庁法を自衛隊法に改めた理由は如何ですか。

それから直接侵略、間接侵略に對する防衛ということであれば、当然これは出動ということも考えられるのだ、この文章の上から考えられるけれども、そういう点に對してはどうなんです。この二点。

○國務大臣(木村篤太郎君) 先刻申上げました通り、自衛隊は外部からの不當攻撃に對して我が国を守つて行く、そして我が国の平和と独立を維

持しようという任務を新たに加えたのであります。これをはつきり御了承を頂きたいと思つてあります。それと同時に我が国の国内の平和と秩序を維持して行こう。こういうことは旧来の保安隊と変りございません。こういう新たな任務が今度加つたのであります。そうして今海外出兵のお話が出ましたのでこの際申し上げておきますが、海外出兵はあり得ないと考えております。これはしばしば言つてゐるところであります。我が国に対する武力攻撃を守つて行こうということなんです。いわゆる自衛権の発動によつて、我が国の平和と独立を守つて行こう。進んで自衛隊をほかの国に出すことはあり得ないと、これははつきり私は申し上げます。

○加瀬完君 それなら保安庁法のほうがそういう点の心配がないことははつきりしている。直接侵略、間接侵略に對する防衛というようにはつきりした目的を打出して、自衛隊法案に變えたというところは、長官の説明だけではまだうなずけない。なぜ一体保安庁法を自衛隊法に變えたか、お話の通りなら變えなくたつて一向差支えない、その点を……

○國務大臣(木村篤太郎君) よほど誤解なすつてゐるようでありますから重ねて申し上げます。保安隊は保安庁法第四條に明らかに規定されてゐるのであります。外部からの侵略に對処するというのが規定はなされてゐます。その任務は主として国内の平和と秩序を維持しよう、そして人命、財産を守つて行こう。緊急止むを得ない場合、こういう場合には出動させよう。これが特別任務であります。自衛隊はそうじやない。

○國務大臣(木村篤太郎君) もとよりそうなんです。国外からのです。国内じやありません。

○加瀬完君 外国ということであれば戦争ということである。又それを、外国軍隊に對して自衛するということとは明らかに軍隊である。これは重要な問題でありますから、これは十二分に検討して又質問をいたしたいので、この点は保留をいたします。

○委員長(内村清次君) このことは保留をいたしましてそういうふうに取り扱をします。

それでは暫時休憩いたします。

午後六時十五分休憩

午後七時五十三分開会

○委員長(内村清次君) 休憩前に引き続き地方行政委員会を開会いたします。

○加瀬完君 先ほど、若木委員の質問に對しまして國警長官は、政府と密接な關係において警察行政は行われるべきものである、これは決して民主的運営を阻むものではないという御説明があつたわけでありまして、併し、政府と一番密接になるとどういふ形になるかという点を想定いたします。と、例えば政党内閣でありますから選挙ということ、或いは又政党的政策を推進するということ、こういう点にどうしても強い線が出て参ると思う。そういうなつて参りますと、政治警察の傾向を辿らざるを得ないと思う。この点、民主的警察の理念という点から考えますと矛盾を来たすことになると思われるのであります。如何でありますか。

○政府委員(斎藤昇君) 例へばこの制度で選挙干渉ができるかどうかということ御検討願ひたいと思つてございしますが、まあ法の趣意は如何ようか申しますか、警察庁の職権の中に選挙について干渉のできる規定があるかどうか、これはございせんが、そんなことを離れて考へて見ましても、都道府県に公安委員というものがあつた人たちがあられると思ひますが、そういう機關を通じて一体選挙干渉ができるかどうかということを考へますと、これは私は絶対不可能である、こゝう申し上げざるを得ないと思ひます。以前の警察のように、中央から末端に至るまでその間に何の介在するものもなく、人事一本で繋がりが、そして國費の支弁で極秘のことができたというところがあれば格別です。この間に都道府県の公安委員会という警察の管理機關というものが厳として存在してゐる。このやうなことから言つても、さうなことは絶対御心配ない、かように存じております。

○加瀬完君 警察の中立性という点から考へまして、現行法による公安委員の制度、それからたゞ問題になります國務大臣の国家公安委員長というものによつて運営される国家公安委員会の、新警察法に定められておるときに、どちらがより中立性を守り得るかという点はこれは自明の理だと思つた。

そこで参考人も續々述べられた通り、或いは我々は大阪或いは奈良をこの問題で視察をいたしますと、大阪では、全選挙管理委員会が我々は完全なる選挙管理の事務を遂行するためにこの新警察法というものに對しましては非常な疑念を持つ、こういう意見を述べられたのであります。堺の市会議長は、これは自由党のかたであります。自分は自分の支持する内閣がござい、自分は自分の支持する内閣がござい、自由党の政府であるが或いは變つて社会党の政府になろうが、如何なる政府になろうが、どうしても選挙の公正なる執行という点になりますと警察力が介入せざるを得ないといふ心配を持つ、そういう点で今度の新警察法に對しまして我々は賛成しかねるということを續々述べられておるのであります。私がここで問題にしたいのは、現行法と改正法と比べましたときに、選挙に一出出選挙当初においては戒心を以て臨むとしても、やがて政争といふものは必ずしも激しくなつて来るものが予想されますし、又政策の推進といふものを政争は使命としておるわけでありまして、選挙といふものを等閑に付することができないといふことになつて参りますと、警察が政争政治の選挙という一つの問題に巻き込まれない、絶対にそういう心配はないといふことはこの制度の上からは言われなかつたと思つてゐる。國警長官が、斎藤さん個人として善意を持つてそういう問題には介入させないといふことならわかるといふ、併し制度そのものはそういう点に介入せざるを得ないやうな制度になつておるのじやないか。こういう点、制度の上からどういふ御見解を持つつかう立場において、政治介入をする、

○政府委員(斎藤昇君) 私は制度の上から申し上げておるのでございまして、たとへ公安委員長に國務大臣が入つて参りまして、地方に都道府県の公安委員会が厳として存在してゐる。これだけでも政治的な中立性というものは侵されなかつた、かように申し上げられると思ひます。都道府県の公安委員会の存在といふものを無視して考へればそれは御所見のやうなことになる得るかも知れませんが、併しながら都道府県の公安委員会といふものは法律上厳として存在するのであります。この公安委員会は都道府県の知事が都道府県の議会の承認を得て任命をされるのであります。このかたがたの眼をごまかして政治的に干渉ができるか、私は不可能だと言わざるを得ないと思ひます。

○加瀬完君 都道府県の公安委員会の行政委員会としての組立、これはおつしやるやうな一応さういふブレーキになるかも知れん。併しながらそれを除いて国家公安委員会の構成と、こゝういふものを考へたときにどうなんですか。あなたのおつしやるやうに議論を進めて行くならば、蒸返しになりますけれども、なぜ一体国家公安委員会を構成も都道府県公安委員会と同じやうな性格になつたかといふことになつて参ります。私の言つておるの、都道府県の公安委員会といふものは、これを除いてもいい。国家公安委員会の性格といふものから考へたときに、現状の警察行政の政治に對する中立性といふものが侵犯されて来るという危険がないかといふことを言つておるのです。副總理は、副總理という立場において、政治介入をする、

こう言っているのです。そうなるて参りますれば、政治偏向というものが当然生れて来るを得ないと思う。選挙ということにとらわれないで、政治偏向というものが警察行政の中に絶対に来ないということがこの制度の上で立論し得るかどうか、この点を御説明願いたい。

○政府委員(斎藤昇君) 都道府県の公安委員会というものを一応除いて説明をして見るといってお話でございますが、この法律によつて、警察の実際の作用というものは都道府県警察のみによつて行われるのであります。従つて都道府県の公安委員会の存在というものをないことにして考えて見れば、この法律の組立というものは全然變つて来るわけでございますから、従いまして法律全体の構想というものをから、果してこの法律によつて政治的偏向が起り得るかどうかというのを考えなければならぬと思つてあります。中央の国家公安委員会自身におきまして、これは副總理がおつしやいましたのは、政府の正しい政治的なあり方というものを公安委員会に反映をさせる、その効果を狙つたのであると、かように御答弁になつたと思つておるのでありまして、決して政府の政治的な何と言いますか、濫用をするためにと云うような意味で政治介入ということをおつたものでは絶対にないと思つておるのではありません。中央の公安委員長に國務大臣が入つて参りまして、先ほども申しておりますように、五人の公安委員の人格、識見というものを信頼いたします限り、又それを前提として中央の公安委員会の存在の意味が初めてあるのでありますから、さ

ようであります限り公安委員長に國務大臣が入られまして、中央の公安委員会の点だけを取上げててもさうな御心配はないと思ひます。

○加瀬完君 それでは具体的問題で逆に聞いて行きます。現在の警察官が、特に自治体警察なんかにおきましては、民主的な公安委員会の運営の下におりますから、一応身分的な安定というものを非常に感じておる。ところが改正法になりますと、あなたがどんなに言おうとも、国家公安委員長が存在するというものは、これは各地方津々浦々の警備をする警察官としてはこれを念頭から去るわけに行かない、でその国家公安委員長の系統によりまして、警察庁長官、都道府県警察に対する指揮監督をする、而も都道府県警察の本部長、幹部はこれは中央からの任命だ、その又任命によつて動く警察官とすれば、これは中央の警察庁長官なり或いは國務大臣である国家公安委員長なりというものの性格を考えないで全然動くということとは不可能なんです。非常に身分的に現状よりも改正法のほうがさういふ点で地方警察官は不安を考へざるを得ないと思ひが、この点どうでしょう。

○政府委員(斎藤昇君) 先ほどからも申しておりますように、中央地方の公安委員会というものが警察運営に政治的な偏向というものが警察運営において強制されないということが保証されております限り、末端の警察官も安んじて正しいことを正しく行い得る、かように思ふのであります。決してこの制度があることによつて末端の警察官が政治的な指令が来るのではないかという意味で恐れるというような

ことは全くあり得ないと考えております。

○加瀬完君 あなたもこの間の参考人の公述をお聞きになつたと思ふ。恐れておるじやないですか、現実には、あなたがどういふふうにお説明なさるうとも、これは自治体警察の警察官がそのまま新制度の警察に移行する場合は、これは都道府県公安委員会の影響というよりは、むしろ国家公安委員長の性格或いは警察庁長官の性格或いはそれによつて任命される本部長の性格、こ

ういふものにこれは非常な自分の身分と繋がりを持つて考へざるを得ない。これは当然だと思ひます。制度の上から現行法の自治体警察におりますところの警察、新改正法によりまして警察官が身分的な安定度において非常に本部長或いは警察庁長官、国家公安委員長というもののについて、これは関心を持たざるを得ない。或いはそのかたんの傾向というものにやはり注意を向けざるを得ないというのは、これは人情の当然の帰結だと思ふ。それをしも警察官は、そんなことを考へる警察官は一人もおらんと御否定なさるのであります。

○政府委員(斎藤昇君) この制度によりまして警察が政治的に非常に濫用されるという心配があるなら御所見の通りだと思ひますが、さういふ心配は先ほど御説明申上げております通りなのでございますから、若しさういふ心配をしておる者があるといひますならば、それは全く杞憂であらう、杞憂である、かように申さざるを得ないと思ひます。

○加瀬完君 それでは杞憂でない証拠を一つ御検討頂きたい。現行警察法に

おきまして、国家公安委員会は都道府県国家地方警察の行政管理のみを行なつて、運営管理に権限は全くない、こ

ういふふうには了解されるはずなんです。ところがその事務当局であります国家地方警察本部長及びその下部機関である管区警察本部からは違法指令がたふさん出でる。この点議上げて見まして全然違法指令を出さないとおつしやられますか。違法指令と思はれるものが現行法においても出ておるのに、すつと縦に繋がりを持つて来たときに、現場の警察が心配しないような指令は一つも出ていないと言ひ得るでしょう。

○政府委員(斎藤昇君) 違法な指令は出してないと思へます。又政治的な意図を以て指令を出しておるとも考へません。ただこの点はあるかも知れませんが、中央において人事管理が相当厳しく行われるということであれば、地方において問題とされないような警察官の何と言いますか、あるべからざるような事態に對してしまつても、中央から厳しくその点について監督をされるという面はあり得るだらうと思ひます。国会において「取上げられまして警察官の非行或いはそれに準ずるといふような事柄について御叱責を受けることにつきましては、今度のよ

うな制度になりますと、なお国会においての御批判が、直ちに末端にまで及ぶといふような点から、心配をいたすならいたすであらうと思ひますが、これは私は当然そうならなければならな

いと、かように考へるのでござい

ま。令、これは行政管理でござい

○政府委員(斎藤昇君) それらはいずれも法令の解釈でありますとか、或いは取締の一般の基準というようなものでございまして、行政管理の分野に入るものだと考へております。

○加瀬完君 犯罪捜査の指令も行政管理でありますか。

○政府委員(斎藤昇君) 個々のどこにどういふ犯罪が行われておる、それについて誰を検査すべし、或いはこいつたものを検査するために、中央の指揮を待たなければならぬということであれば、これは運営管理の中に足を踏み込むものでございまして、併しな

○秋山長造君 関連して……。今の米の關取引の取締等についての事例が行

政管理だということはどこに書いてあるのですか、現行警察法では……。

○政府委員(斎藤昇君) 閣取引につきまして現実に行われている犯罪を検査せよということであれば、これは運営と言いますか、個々の犯罪捜査になるわけですが、抽象的に一般の基準を示すという事柄は運営そのものには入らないと、かように考えております。

○秋山長造君 この現行法の第二条の二項に「この法律において運営管理とは、左に掲げる事項に係るものをいう」と書いて、その三号に「犯罪の予防及び鎮圧」と書いてあるのですが、今おっしゃるようなことは、その三号の犯罪の予防にかかるとは、やらないのですか。その二条の一項に「法律において行政官は、警察職員、人事及び警察の組織並びに予算に関する一切の事項」こう限定してあるのですが、この予算の中にも、又組織の中にも、人事の中にも、今おっしゃるような犯罪の予防に関する事項なんというものは何も含まないと思いますが、如何でしょうか。

○政府委員(斎藤昇君) これは日本語では非常にわかりにくいのでございませうが、(秋山長造君「日本語でわからん」と言うならこの国の法律だ、何を言っているのだ」と述べ)「運営管理とは、左に掲げる事項に係るものをいう」という項がありますが、非常にわかりにくいのでございませう。これは警察法のオペレーションのコントロールである……(秋山長造君「英語なんて言つてもわからない」と述べ)でありますから、そういうような解釈の下に運営すべく……(取消せと呼ぶ者あり)

指導をいたしまして、日本語としては非常にわかりにくい言葉であると申し上げておる。今までこういう言葉はなかつたわけでありませう。(秋山長造君「日本語ではつきりしているじゃないですか、それを掲げて解釈して……」

と述べ)運営管理と申しますのは、個々の警察の運営、オペレーション、警察作用それ自身をコントロールすることであるということとございまして、一般的基準とかいうようなものは、これは或いは職員の教養とか、活動の基準というように入るものでありまして、この人事という中には勿論教養、そういったものも入つておるのでございませう。

○秋山長造君 人事ということの中に犯罪の予防等に関する事例ということまで入るといたしますと、やはり我々が先ほどから今度の新しい警察法の問題について中央が地方の警察本部長や或いは警視正以上の重要幹部の人事権を握つておられることは非常に重大な意義を持つております。確かに長官の説明では、これはもう本当に国家公務員という身分を与えているだけで、一切切府県の公安委員会の指揮監督の下に動くのだという事ですけれども、人事権という問題へ犯罪の予防の事例だとか、何だとかということまで入れるのだしたら、これは人事権さえ握つておればあとは何でもなくても一切のことをおこなふことができます。教育と教養ということをおつしやつたが、教養というところは、成るほど第四条の二項にはつきり国家公安委員会の事務として挙げてありますから、それははつきりして行政官のほうにはおよそそれに類するもの、それを連想させるような言葉

さえ法文には書いてないのです。而も運営管理という言葉の内容を列挙しておるほうにははつきり「犯罪の予防及び鎮圧」ということを書いてある。これは今長官のような解釈のように余りに掲げるのもむちやです。

○政府委員(斎藤昇君) 一応さつき「一応じゃないよ、当たり前だ」と呼ぶ者あり)御意見になられますことは、私は御尤もだと存するのでございませうが、例えば交通の取締りということがあつて、そして交通の取締りについて道路交通取締法ができ、その解釈を示す。然らばこれは違法であるか。ここで交通の取締りはこの頃悪い、これをものと取締つてもらいたいという御所見がある、それを地方に通達することは今の警察法で違法であるか……(それは違法ですと)と呼ぶ者あり)と申しますと、私はさきようではないと思つたのであります。現実には交通の取締りのやり方それ自身というものは、現行法では府県の公安委員会がやる運営の管理でございませうが、それについて連絡をするということ、或いは全般的な解釈を示すということ、これは違法ではない、かように思つたのであります。従いまして私は犯罪の予防のことについて連絡をすることは人事の中には含んでおるとは申しませんが、第二条におきまして「この法律において行政官は、警察職員、人事及び警察の組織並びに予算に関する一切の事項」ということで、これは人事、組織、予算に関する一切、こゝろありまして、次の二項には「左に掲げる事項に係るものをいう」と左に掲げる事項にかかるところのオペレーションのコントロールである。(秋

山長造君「英語を使つてもわからん、我々には英語はわからないのだ」と述べ)具体的にはさきように解すべきものであり、そういう指示に従つて我々は今まで参つたのでありまして、併しなからこれは如何にもわかりにくいのであります。日本の言葉はわかりにくいわけでありましては明瞭にいたしまして、こんな行政官、運営管理という言葉を使わないで、こゝろいつたことについては基準、こゝろいつた事柄については何々というように今後の法律ではその点を非常に明瞭にいたしましたのでありまして、今後はさきようなわかりにくいことにはなるまいと考へておるのであります。

○加瀬完君 今の問題は我々は示されている警察法によりまして判断をいたしておるのです。この警察法がどの国から指示されて作られたか、その指示された意向がどうであるかというのを我々は何も問題にする必要はないのです。日本語で表現された警察法を見て正しい解釈をして解釈できないから問題にしておるので、この問題はあとで秋山委員から續けて質問があると思つたので、次に移ります。

これは大臣でも長官でも……大臣のほうがいいと思つたけれども、警察庁は公安委員会の事務部局ではなく、外局である、こゝろいうふうな国警長官は答えになつた。衆議院の委員は、行政組織法第三条の外局ではない、第八條一項の附屬機関である、こゝろ答へられた。本委員会におきまして法制局は、警察庁は独立官庁である、こゝろ答へられた。大分警察庁に対する見解がまちまちであります。これは一体政府の見方はどれをとるべきか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 十七条にございませう「警察庁は、国家公安委員会の管理の下に、第五條第二項各号に掲げる事務をつかさどる」ということになつております。これは警察庁というものは国家公安委員会の附屬機関であるというふうな私どもは解釈いたします。その附屬機関という意味は、長官の権限行使は当然にできるものであります。管理の仕方は国家公安委員会の作りましたところの幅の範囲である。幅の範囲において長官が権限行使ができる、こゝろいつたのであります。この点におきまして、現行法では長官は事務部局であつて、補助機関であります。警察庁長官の範囲というのは事務部局である補助機関であるということとありますが、その点が多少違つて存じます。

○加瀬完君 国家公安委員会も外局である。で、警察庁も独立官庁である、こゝろいうふうな法制局は、この言葉通りに言ひませぬけれども、法制局の御答弁を総合すると、こゝろいうことになる。大臣の答弁と違つたけれども、法制局長官どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 大臣の今言つた通りに考へております。ただ今のお言葉の中に、法制局の者が独立官庁だと言つたというふうなお言葉があつたように思ひますけれども、今本人もおりますけれども、そういうことでなしに、一種のその名前における執行権を持つておりますから、その意味でのご意見を御説明申上げたのだと本人も申しております。私もそれでよろしいと

第三部

地方行政委員会會議録第四十八号 昭和二十九年六月一日【参議院】

○加瀬完君 私は念を押して聞いたのです。独立官庁と認めているのですねと言つたら、そうだと云つた……これはどうでもいい。問題は事務局というよりも、問題が事務局というものを強化してある。従いましてこの警察庁の強化というものが、国家公安委員長に繋がる一つの危険性というものを非常に持つてある、こういう危険はございせんか。

○政府委員(斎藤昇君) 警察庁は国家公安委員会の管理下、即ち指揮監督下にあるわけでありまして、公安委員長と直接の繋がりという事はないわけでございます。事実上警察庁長官が一体誰の指示で動くか、そういうことは現行法においても考えればいろいろ／＼氣を廻して考えられなければならないのでありますが、制度といたしましては国家公安委員会の管理下にあるわけでありまして、委員長が公安委員会というものを差置いて、直接警察庁を指揮するというわけには参らないのでございます。

○加瀬完君 事務局ではなくて、附属機関と言つてはいるが、見方によつては独立官庁とも見られないわけではないと、一応はです。法制局の政府委員も答弁せざるを得ないような、現行法から言へば遙かに警察庁というものは強化されてある。なぜこのように強化しなければならなかつたのか。

○政府委員(斎藤昇君) 強化とはおつしやいますけれども、実際の、何と申しますか、警察事務局、警察庁に与えられた事務、即ち公安委員会が持つておられます仕事を実際に適用いたしましてやりますことにおきましては、一々公安委員会の議決を経て細大漏らさずやるというわけには事実問題として参らないのでありまして、公安委員会といたしましては、大綱を示す、大きな筋を示し、その線に沿つて警察庁が職務を行うということでございます。それから、警察庁というものは、やはり公安委員会において示されたその大綱の下において一つの権限を以て事務を処理して行くという実態に合はしたほうが政府としては正しいと、かように考えました次第でございます。

○加瀬完君 今度の改正法は府県自治警察だとなんにか抗弁されたところで府県自治警察という点を強化するのには主点が置かれなくて、警察庁の強化という事はこれは一目瞭然である。こういう傾向というものを我々はどうなんに説明されても国家警察への強化だといふふうな判定をせざるを得ない。そこで法制局長官に伺いますが、今までの公安委員会、現行法の公安委員会というものは、我々国民にとつては政府の政治的偏向から国民の権利を守り得る立場を持つておるものと、こゝういふふうな考へておつた。今度の公安委員会の構成というものは、今までの言葉が強過ぎるというのであれば、最低限こゝういふことは言われたい。

○政府委員(佐藤達夫君) そういう意味では、今の政治的な内閣の責任関係という点から法律論を離れておつしやるならば、無論こゝういふことは言えると思ひます。

○加瀬完君 刑事局長に伺つておられますか。刑事局長に伺つておられますか。そういう点から言つて、政治責任の点から密着性が出たということとは、よく言へばそういうことなんで、悪く言へば政府警察の傾向が強くなつたということにも言えると思ひます。このために檢察官から見まして新警察法は公正なる捜査権のスムーズな運営というものに事欠くようになる心配はないか。なお十四条発動などという馬鹿なことをやる政府のやつたことであります。

と申し上げなければならんと思ひます。ただ問題は今の国務大臣が長になつて入つて来ているじやないかということだろふと思ひますが、これは先ほど触れましたように、まあ連絡の便宜というふうな意味で、例えば公安委員会という意思を閣議に反映するということを考えますという、国務大臣は当然閣議に出席しますから、公安委員会の意向はこゝういふ意向だということに閣議のほうに反映するといふような実際上の違いはあると思ひます。

○加瀬完君 結局それは密着性が増進されたといふ解釈をとるのが当然じやありませんか。政府も政治責任の明確性のために国務大臣を国家公安委員長にしたとはつきり言つてゐる。そうならば現行法の公安委員会よりは政治責任の明確化という点から政府の言う通り認めても、政府との密着性が増したといふふうな考へてもこれは差支えないじやないか。

○政府委員(佐藤達夫君) そういう意味では、今の政治的な内閣の責任関係という点から法律論を離れておつしやるならば、無論こゝういふことは言えると思ひます。

ら、検事総長などは本改正案に対してどういふ意向を持つておられるか、法務省としてお確かめになつたか、この二点についてお答えを頂きたい。

○政府委員(井本台吉君) お答えいたします。先ほど出がけに検事総長に、新しい警察法が捜査の面で能率増進になるかどうかという点について聞いて来たのでありますが、検事総長の話では、新しい警察法は法律的には捜査の上で能率増進になると思ふ。ただ国警、自治警の対立空気が現在では非常に濃厚であると考えられるので、新法施行の際には、これらの対立空気が解消するように十分注意しないと所期の目的が達成せられないかも知れないといふ心配があるといふことを申しておつたのであります。

第二点、警察が時の政府の影響を強く受けるかどうかという問題でございますが、これは斎藤局長もたびたび申しておられる通り、国家公安委員会、或いはその他の公安委員会がフルに働けば政治的な影響を強く受けて悪く悪用されるということは相当撃つことが出来るのではないかと考へてゐるのでございます。

○加瀬完君 公安委員会がフルに働けばそういう心配はない。フルに働くよゝうな一休制度か制度でないかというのを先ほどから問題にしてゐる。国家公安委員長を国務大臣がするといふことでは、国家公安委員会としての公平中正な働き方というのにはセーブされるのじやないか、現行法よりもセーブされるのじやないかと思ひますが、その点どうか。もう一点、検事総長は法案そのものの改正法の内容というものは能率増進になるかも知れんけれども、

自警、国警の現状のような関係というものが清算されない限りは非常にその点心配だといふお言葉であります。と、今日只今すぐこのまゝの状態では法を施行することはやはり捜査関係から見れば危懼せざるを得ないと、こゝう解釈してよろしいのでしようか。

○政府委員(井本台吉君) 先ほど申し上げましたように、この制度自体現行法よりも確かに或る程度政府に密着しておるといふことは言ひ得ると思ひますけれども、この運用を法律の所期するやうにやれば別にこれが政治警察に走るといふようなことはないと、こゝう考へるのでございます。それから自警、国警の対立というものはこれはまあ現在の現状でそう申上げたのでありまして、まあこれが新しい法律施行と同時に十分お互いの意思の了解がつけば従来の対立的な空気が消える、そういうことになれば十分能率的な捜査もできると、こゝう考へておるのでございます。

げますが……。(加瀬亮君)答えられなきやいいですよ、無理せんでもいいよ。(と述ぶ)何というか、加瀬国務大臣のお言葉を借りれば、大所、高所より現在とられた措置を肯定したのだと、こうおっしゃれば私もいいとしてそれに服せざるを得ないということになるのでございます。

○加瀬亮君 結局刑事局長が他所高所からというふうな法務大臣の意見を出して自分の意見を率直に言わないということはどういふことなんでしょうか。(笑聲)小坂大臣一つその御判断を。

○国務大臣(小坂善太郎君) 刑事局長の御発言は誠に官更として当然のことだと思ひます。判断を求めようが私は権限を越えたことだろと思う。

(秋山長造君)あなたに判断を求めるのだ。(と述ぶ)先ほどから密着々々とおつしやいますけれども、密着々々というのとはびつたりくつことである。ところがこの法案自体によりますればそうびつたりくつかんようにできておりまして、先ほどから繰返し申し上げておりますように、これは決して政府が介入するのじやない、アビユースというような問題はそこから起きて来ない。公安委員会というものがあつたのでありまして、密着せんようにできておるのでありますので、政府の正しい意味においての意見を反映する、公安委員会における意見というものを正しい意味において政府に取上げる、こうした相互の意思疎通を図る、こういうことなんでしょう。御懸念は少し思ひ過ぎのしように私は思われます。

○加瀬亮君 小坂大臣の属する自由党の党報によりますと、新警察法の問題についてこういう一項を明らかにしておる。「戦前の日本の警察行政は、個々の犯罪に備えて全く世界一でした。それが内務省の下の一警保局長による全面的な組織網で万全を期せられたのですが、戦後、この強力なる組織網は寸断されて、一つは国家警察となり一つは町、市の自治警察となつたのであります。この書出しで結局警察力の国家統制というものはつきりと至る所で謳つておる。こういうものを我々見せられますから、どうしても心配せざるを得ない。この点どうですか。」

○国務大臣(小坂善太郎君) 私は実は二日ばかり前にそのパンフレットを見た、何ですか、新聞紙ですか、タブロイドですか、それを見たのであります。私は全くその問題は関知いたしておりません。

○加瀬亮君 大臣が関知されなくても自由党の政策は、警察行政に対する政策はこの通りだというふうな我々は了解せざるを得ない、それはどうですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) そういう考え方もあるという事は認めます。けれども、公式に私どもがこうしてお答えを申し上げておる政府の考え方というものは、警察法の改正というものは屢次申し上げておりますように占領下間もなくできました法律というものはその後の運営に鑑みて或る意味において民主的保障は一方におつてなしながらもう少し能率のいい、国民に負担のかからない、又盲点の少い制度を確立しなければならぬ、こういうことに思ひまされておるものであります。特にその点につきましても私確言して憚りません。

○松澤兼人君 関連して、自由党、党報によりますと、政府の出してあります警察法の改正に反対する者は占領政策を謳歌しておる者か、さもなければ共産主義者である、共産党であるといふことを言つておるのですが、自由党の黨員たる小坂警察担当国務大臣はこの党報の意見についてどういふ所見を持つていらつしやいますか。果してこれに反対する者が占領政策を謳歌する者であるか、或いは共産党であるか、その点明確にして頂きたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私はその内容について余りよく存じませんし、責任を持ちませんが、拝見いたしましたところその謳うところのものは、占領下において旧来の警察組織というものも非常にこれは欠点は勿論あつたものであります。その欠点を非常に強調する余り、警察組織を分断し非常に細分化した、零細化したために、そこから非能率のものが出来て来てる。こういうことでは一方の、種々な社会的な混乱というものを一方において庶幾しておる考え方の者もあるのであるから、そういう点についても今後考えをめぐらさなければならぬ、こういうことを言つておるのだと私は了解しております。

○松澤兼人君 それでは警察担当の国務大臣小坂君としてここに書いてある最後の、この警察法の改正に反対する者は占領政策を謳歌しておるものであるとか、或いは共産党であるとかいふようなことは大臣としてはお認めにならない、こういうわけですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) どうもそれは余り一面的な議論のように私は感じております。そうばかりとも言えな

いと思ひますが、(松澤兼人君)ここに書いてあることを言つておるのです。(と述ぶ)いや、私の意見を求めておるのではありません、あなたに聞くけれども……。(松澤兼人君)警察担当の大臣としてこれをお認めになるかどうかといふことを聞いておるのです。(と述ぶ)あなたはそのそれについての意見を求めているのでしよう、ですから私は私の意見を申し上げておる。

○松澤兼人君 重ねて、あとで聞きましたことを答へ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) ですから私はそれは少し誇張に過ぎておる面もあるかも知れんと思ひ、或いはそういう点をきめつけることは一面的な観測に過ぎる点もあるかも知れん、併しこれは一面でありまして、或る面においてそういうことを言う人のあるのも私は自由主義者ですから人の言論というものを尊重します、或る意味においてこれは認めるが、これは多少誇張に過ぎておる面があるのじやないか、こういう意味です。

○松澤兼人君 これは自由党の機関紙です。あなたも自由黨員じやないですか、党の機関紙が言つておることをあなた自身自由黨員としてこれを信用するか信用しないか、いずれかであるはずである、その点如何ですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) これはどうも現在の政党の機関紙共通の問題でありまして、あなたの属せられておる社会党の機関紙というものをあなたは一々責任を持つたと言われても、あなた自身御承知ないことが書いてあるかも知れません。それと同じ意味で御了解願ひたいのであります。

○松澤兼人君 先ほど加瀬君が述べ

した従来の警察というものは我々の言葉から言えばスイッチ一本で下部の町村の末端の駐在所まで国家の威令が徹底する、戦前の警察というものはそうであつた。ところが分断された結果、こういうような威令が行われないといふことは事実であります。

○国務大臣(小坂善太郎君) 威令が行われていないといふことは、そうした幾多の威令が行われていないといふことは事実であります。そのいいか悪いというこの威令を非常に別でありまして、そういう威令を非常に別でありまして、余りに政策的な支配が警察に及んで、これが非常に悪弊を及ぼしたといふことも我々は認めておる。従つて能率化を責任の明確化、而して民主的保障というものを如何に按配するかといふことの苦心の結晶というものがこの法案であるといふことを御理解願ひたいと思ひます。

○加瀬亮君 時間がありまけんから問題を變えまして、この前警察関係の人權侵害の問題を質問いたしましたら、そんなに件数はないというお話でした。その後我々は更に調査いたしました。その点についてお尋ねいたします。この問題は国警当局と人權擁護局の政府委員両方からお答えを頂きたい。二十六年に七百七十八件、こう申しました。これは前年の未解決分も含んでおりまして、二十六年は新しく発生したのは六百五十五件、二十七年は新しく発生したのは五百九十七件で、前年度の未解決を含んで八百四十三件、二十八は新しく入るものが六百八十九件、これは間違いありません。これ

対しまして国警長官は十数件しかないといふことをおしやつた。ところがこのうち約九割は警察官によるものである、こういうふうにはつきりと報告は明らかに問題点を説明しておるわけでありませう。そこで伺いたいのは、こういう傾向というものを対して国民は非常な不安を感じておる。そこで人権擁護局の府委員は、国警長官は十数件だといふけれども、十数件というものが正しいのか、あなたの事務局が出したこの数字が正しいのか、その点をはつきりさしてもらいたい。第二点は先日秋山委員からたび／＼質問が出ました。例えば住居に侵入する方法とか、靴をあげる方法とか、封筒を開く方法とか、こういうものを警察関係で訓練をいたしておる。これは特殊捜査の対象になるものがあつて、やつておると説明されるけれども、こういう方法というものを教えていることがすでに第三者にだん／＼押し及んで来るといふことが考えられないか。それは国民全般の人権侵害というものが、憂慮されるという予想がつかないか。この点について、国警と人権擁護局と府府委員から御答弁を頂きたい。

○政府委員(斎藤昇君) 人権侵害事件につきまして、人権擁護局から警察当局のほうに報告を受けた事件の件数を私が申し上げたのであります。昭和二十七年は国警自警を通じて四十七件、昭和二十八年は二十三件、これは間違のない数字だと考えております。それから警察の警備の必要上、特定の人間に對しては、必要な教育をいたしておる事柄につきましては、先般詳細に申し上げた通りであります。これらは憲法や法律をどこまでも

守り抜くという固い決意の下に行なつておるのであります。決してこれによつて人権を侵犯するといふようなことは起り得ないと考えておるのであります。

○政府委員(戸田正直君) お答えいたします。警察の調べました人権侵害事件と、私の調査いたしました人権侵害事件との件数の相違があるというお尋ねでございますが、この前に私のほうで取扱ひました特別公務員による侵犯事件、私のほうとしましては、公務員の事件を、特に人権侵害事件として、最も重視いたしております。それは権力のある者が権力のない一般国民に對する人権の侵害といふものは、救済する、なか／＼みずから守るといふことは容易でないといふので、人権擁護局としては、公務員の人権侵害を非常に重視しておる。そこでその公務員の中で、特別公務員を一般公務員に分けておりました。特に警察官だけを取上げて統計をとつておらないのであります。特別公務員といたしております。この特別公務員の中で、最も大部分を占めておりますのは、先ほどお話のありましたように、警察官の事件が最も数が多いのであります。そこで私のほうでは特別公務員の事件を受理しましたのを年度別に申し上げますと、初めて人権擁護局ができました昭和二十三年におきましては十二件でありました。それが二十四年には四十六件、二十五年には三十三件、二十六年には六十五件、二十七年は五百九十七件、昨年度が六百八十九件、これだけ受理いたしております。そこで数字上の間違ひがあつたと御指摘なされておりますのは、多分今国警長官のお

話にありましたこの特別公務員の事件を分けました中で、尤も侵害事実があるとして強く私のほうで承知しておりますのは告発、勧告になつております。そこで今の勧告の点について事件の数が、勧告処分をいたしました統計が違ひがあるようにお指摘になつておるのであります。これは警察、国警等で調査いたしました資料によりますと、勧告が四十件でございます。私のほうで処理しましたのが二十七年で、私のほうでは五十五件ということになつております。十五件の開きが出て来ております。これに對して私のほうでは確認をしておりますが、恐らくここに間違ひがあるのじやないかと思ひますが、国警では四十件といふことではあります。私のほうの統計によりますと五十五件ということになつております。そこでこれは確認いたしました。せんが、恐らくここに間違ひがあるのじやないかと思ひますが、前年度のもの、新受と旧受とありまして、前年度のものを今年度において処分処理いたしておるものもありません。それから国警等で調べました中に勧告でなくして不問と中止と、それから指示が含まれておるといふことになつております。が、この機会に不問、指示、中止についてちよつと意味を申し上げないと説明がつかないと思ひますが、不問と申しますのは、私のほうで事件を調査いたします。に、侵犯事件はあつたが、すでに警察官において相当反省されておるし、又事件の性質上又その事件後の状況等から、あえてそれ以上追及する必要がないといふのがいわゆる不問処理と申しまして、檢察庁が言う起訴猶

予処分に大体當るものであります。それから中止をいたします場合は、すでに捜査当局において捜査を開始しておるといふので、そのほうに捜査をお任せするといふようなことで中止する。又指示等は、告訴をしない、裁判所に申出ないといふようなことを指示するといふようなことで、或いは勧告等につきましても、少し時期がずれたような関係から、口頭勧告をして、それで不問処理をしたといふようなことで私のほうでは口頭勧告をいたしておる。或いはそれを不問と捉えたといふようなことが、恐らく警察の調べと私のほうとで事実の相違が出て来ているのじやないか、かように考えておる次第でございます。

それから警察大学等で忍び込みとか、封書を開けるといふようなことを教育しているがどうかというお話であります。が、警察でこれはどういふ目的でやつておるのか、私のほうでつまびらかにいたしておる。せんが、具体的に事実については申し上げられませんが、例へば忍び込むといふことを一般にやらせるとか、封書を開けるといふことを、これはどうも人権擁護上よろしくないのじやないか。ただ教育を受けたといふことは、これはどういふことになるのかわかりませんが、これを若し行ふといふことになりまして、これはどうも人権擁護上よろしくないのじやないか、かように考えておるのであります。が、そこで憲法で通信の秘密といふようなものを保障されておる。するので、封書を勝手に開ける方法といふことは今状による場合とか、破産法の規定による等法律に許された場合

以外にはちよつと心当りは私ども考えられないことではあります。が、ともかく教育をするといふことはどういふ目的でやつておるのか、目的によつてこれがある、悪いの判断がつくと思ふのであります。が、ただ教えただけでは直ちに人権侵害にはならないと考えております。

○加瀬完君 人権擁護局の当局が人権侵害に發展する虞れがあるのじやないかといふことを国警当局が教育するといふことは、国警当局としてはどう考へるか、それが一点。

もう一つは、国庫支弁の警察費、府県警察に對する国の補助金等、これは政令で定めることになつてゐる、政令案があるならばそれを示されたい。

○政府委員(斎藤昇君) 人権侵害に發展する虞れがあるといふことが、人権擁護局長のお話であつたかも知れませんが、私も似たし。ましては、さうに、人権を侵犯するように發展をさせないような措置を十分講じておると申し上げておるのであります。殊に住居侵入であるとか、或いは信書の開封であるとか、かようなことは一切至らせないようによき最善の留意をあらゆる方面から払つておるのであります。さういふ心配はないと考えております。

三十七条第一項の政令の案につきましては、これは後刻お手許に差上げたと思ひます。

○加瀬完君 人権侵害の虞れがないように最善の留意を払ふといふなら、問題は最善の留意を払つて人権侵害を防ぐといふことよりも、人権侵害になる虞れのあるようなことをやらないといふことが先決なんです。なぜこ

態度を國警はおとりにならないか。

○政府委員(斎藤昇君) 人権擁護局長はどういう意味でおつしやつたか、わかりませんが、例えば今日任意捜査の段階におきまして聞き込みをやるというところが、これは私は社会常識上許されていることだと思います。その場合に、然らばそうかと言つてこれをあらゆる場合に用いていいし、犯罪が起つてそれについていふ／＼な聞き込み方法、これは捜査専門員として十分教え込まなければなりません。併しながらこれを濫用いたしまして、い／＼な家庭の事情その他を犯罪に無関係に聞き込んで行くということであれば、これはやはり一種の私は人権侵犯になるであろう、かように思います。それと同様でありまして、私どものほうといたしましては、これをどういうように用いるかということによつて、人権侵犯になる、或いは人権侵犯にならない許された行為だということになるわけでありまして、さように申されますと、犯罪捜査すべては人権侵犯に発展し得る。こういうようなことになるわけでありまして、そういうようなことでは捜査というものは全然できないわけでありまして、その点はよく御了解を頂きたいと思ひます。

○加瀬完君 今度の警察法の改正を見ますと、能率の増進或いは何と言いましようか、経済的な効果、こういうふうなことをたび／＼説明されるし、謳つてゐる。能率の増進というのを一つ捉えて能率の増進、能率の増進と言つて、一番能率の増進が降りかかつて来るところは、これは捜査に対する能率の増進ということになつて来ると思

う。そこで捜査の能率を上げるという一つの傾向が強く打出されて来て、而もそこで捜査をするには鍵の開け方はこうやれば開く、封筒の開け方はこういふふうによれば見つからない。住居にはこうして入るのだということを教えたとしたならば、能率の増進というものとの技術というものは当然マツチしてこれは人権侵犯という大きな憲法違反の問題に発展する可能性ということを当然考えられるのじやないですか。そこで民主警察の運営ということをよくおつしやいますが、民主警察というならこれは憲法というものを守らなければなりません。能率よりも一番守らなければならぬのは憲法を守ることなんです。そうなつて参りますと、こういうふうに入権擁護、人権の侵害の虞のあるような方法を警察が取上げられたということ、先ず我々はこの方法方法を極力避けて、迂遠な方法であつても人権を尊重するという立場をとつて行かなければならぬという現警察法からすれば当然そういう結論が出る、それを殊更に捜査技術のために人権侵犯にならない方がいいやないか、なつたかならなかつたかということは発見できない場面がたくさんあるのだから、人権が侵犯されておつても国民はわからない場面がたくさんある。そういうようなことを方法として、それが捜査技術上必要であらうとも、警察官として行つて行くことを現行警察法の、人間の尊厳というものをどう考えるかという大きな基本的な問題になる。その点について考え方が、非常に能率のために人権を抹殺して行くというふうな傾向がとられてゐるのじやないか。この点を御説明頂きた

い。

○政府委員(斎藤昇君) 能率のために人権を抹殺するということとは、これは我々といつたしましては厳にあつてはならない事柄だと根本理念として考へてゐるのであります。能率増進のために人権を侵犯するということは、これは本末を顛倒することであるわけでありまして、この警察法によりまして、能率の増進と申しますことは、例えば連絡関係が密になる、或いは一元的な府県内における都市、國警の間の運営が、これが連絡が早くできるとか、二つの中枢機関よりも一つの中枢機関のほうに迅速に行くとかいうことで能率が増進するわけでありまして、決してこれによつて人権を侵犯するという虞れは毛頭ない、かように確信をいたしてゐるのであります。

○秋山長造君 先ず最初にお尋ねしたいのは、先ず第四条に「内閣総理大臣の所轄の下に、国家公安委員会を置く。」所轄という言葉が使つてある。又第六条には、その二項に「委員長は、会務を総理し、国家公安委員会を代表する。」会務を総理し」と総理という言葉が使つてある。更に十六條の二項に参りますと「警察庁長官は、国家公安委員会の管理に服し、管理という……又同じ二項の最後のほうに「都道府県警察を指揮監督する。」指揮監督という言葉があるのですが、こういうように大体似たり寄つたりな言葉が、ちこち使つてあります。所轄、総理、管理、指揮監督というふうな言葉を具体的に説明をして頂きたい。

○政府委員(林修三君) 今実はお尋ねのことはこれは行政組織の実はいろいろな面において一般的に使います言葉

でございます。警察だけの関係でもございませぬので、便宜私の方からお答えるほうがよろしいかと存じます。

先ず第一に所轄でございますが、所轄という觀念はこれはまあ文字通りその管轄に属してゐるという意味でございます。これは大体今まで使いました場合においていふゆる内閣法で申します各省の主任の大臣とその部内にございまして外局或いは附屬機関、そういうものとの關係を現わす言葉として使つておりました。主としてこれは行政委員会、大臣対行政委員会の關係に使つてゐる言葉でございます。最もその独立性が強い機関の場合に所轄という觀念を使つておりました。これは実はむしろ最近の設置法等では、行政組織設置法等では比較的使つておりませんが、旧憲法時代の官制ではしばしばこの大臣対或る行政機関との關係において何々大臣の管理に属し、何々大臣の監督に属し、或いは何々大臣の所轄に属しという言葉を使つたわけでありまして、その場合におきまして所轄という言葉が最も關係が薄く、独立性が強いという意味で使つてゐる言葉でございます。

それから次に総理ということをおつしやいましたが、これは総理というのは別にそれほど確定的な意味はございませぬ。或る合議制の機関の事務を総括し統べるといふ意味で大体総理という言葉は使つてございまして、従いましてこの「会務を総理し」という言葉は、公安委員会の事務と申しますか、或いは事務をすべて總括的に締めくくりをつけて治める、字句から見れば

ばそういう意味でございます。大体合議制の機関について主に使われております。

その次に管理の下にという言葉ですが、管理という言葉は大体において相当上との繋がり強い役所の場合に使つております。國家公安委員会の管理の下に警察庁長官云々ということとは、警察庁長官は國家公安委員会にしっかりとつてゐる、所轄とは反対で非常にもその監督権が強く及ぶ、そういう意味の場合に管理という言葉の意味を今まで使つてゐるわけでございます。

指揮監督という言葉はこれはまあ大体普通の觀念でございます。指揮というのはい／＼指図をするということであり、監督はその機関が或ることをやることについて、やはり或る程度事前或いは事後にそれを正し或いは指示を与える、こういうことだと実は存じております。

○秋山長造君 委員長が会務を総理する、その会務という言葉はどういうことを指しているのかお尋ねします。

○政府委員(柴田達夫君) 公安委員会の事務でございます。

○秋山長造君 公安委員会の事務とおつしやるのは第五条に書いてある公安委員会の任務ですね、公安委員会の任務と同一とみなしていいのですか。

○政府委員(柴田達夫君) 第五条に書いてあります公安委員会の権限というふうな意味ではございませぬで、公安委員会の庶務的な事務、即ち委員会を招集いたします事務とか、委員会の會議の議事に関する事務とか、そういうふうな意味でございます。

○秋山長造君 それからもう一つお尋

おきておきたいのは、現行法では国警
本部長官の任免権は国家公安委員会が
持つておつて、そしてその場合に総理
の意見を聞くということになつてお
る。それが政府の原案では今度は逆に
総理大臣が任免権を持つて国家公安委
員会の意見を聞くということになつて
いる。それが更に衆議院の修正案で
は、国家公安委員会が今度は総理の承
認を得て任免する。こういうことにな
つておられますが、それから更に警視
總監の場合には衆議院の修正で国家公
安委員会が都の公安委員会の同意を得
た上総理の承認を得てというふうにな
意という言葉を使つてゐる。それから
又道府県警察本部長の任免の場合も
国家公安委員会が道府県公安委員会
の同意を得てというふうな言葉が使つて
あるのですが、この意見を聞くという
のが一番これは軽いということによ
わかるのであります。これは聞いても
聞かなくてもいいことだらうと思つて
ありますけれども、あの同意と承認
というのとはどう違ふのですか、その点
ちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(柴田達夫君) 同意と承認
の區別は法律上の意味としては同じよ
うなものであらうと存じます。ただ言
葉のニュアンスの相違といつたしまし
て、承認という言葉を用ひましたの
は、先ほど林法制局長からお話があ
りましたように、所轄の關係にある間
柄でありますので、そういうようにや
や上級の機関と申しますか、そういう
ようなものに対する關係上同意という
ところを承認という言葉を用ひたので
あります。

○秋山長造君 現行法ではやはり国家
公安委員会は総理大臣の所轄の下にと
て御質問してゐるのですが、今当該国

い言葉が使つてあるのですけれど
も、併し総理大臣の承認を得てとは書
いてなしに意見を聞いてゐる、こうい
うように書いてあるんですがね。とこ
ろが今度の場合には何故意見を聞いてと
か、同意を得てとかいう言葉を使わな
いので、承認を得てとかいう言葉を使うこ
とになつたのか。同じ所轄というこの
前提は變つてないのに、そういうよう
にこの言葉のニュアンスで、承認とい
うと如何にも部下が上官のお許しを得
てというニュアンスを持つし、意見を
聞いてというのと、意見とか、同意とい
うと、何等ぐらゐな感じを持つのです
が、その点如何ですか。

○政府委員(斎藤昇君) 現行法では、
国家公安委員会は総理大臣の意見を聞
いて、ということに相成つておりま
す。今度の政府原案では、総理大臣が
国家公安委員会の意見を聞いて、とい
うことになつてゐるのでございま
し、両方は同じでございませう。同意
といふ承認といふのはこれは衆議院の修
正によつて出て来た言葉でございま
す。意見を聞くのと同意、承認とはこ
れは意味が違ふことは御所見の通りで
あります。同意と承認、これは内容は
同じでありますけれども、その使う場合
において、或いは同意と使い、或いは
承認と使うのは先ほど政府委員から申
上げた通りでございませう。

○秋山長造君 衆議院の修正責任者の
かたお見えになつておられますか……
離尾さんに今の点をちよつとお伺いし
たいのですが、修正案を作られた責任
者として、この承認とか、同意とか、
意見などという言葉のまあニュアンス
は勿論違ひますが、こゝは法律論とし
て御質問してゐるのですが、今当該国

警長官からお尋ねしておつた点につ
いて、あなたの御答弁を承りたい。
○衆議院議員(離尾弘吉君) 承認とか
或いは同意という言葉の意味につきま
しては、先ほど柴田総務部長から申上
げました通りと考えております。ただ
問題は政府原案におきましては、今回
は警察庁の長官の任命方法を国警長官
の場合と變更して総理大臣が任命す
る、こういう形になつておりましたの
を、衆議院側といたしましては逆に變
えたような次第であります。その場合
に承認という言葉を用いた氣持は、い
わゆる所轄というふうな關係がありま
すので、こういう言葉を使つた、かよ
うに御承知を願ひたい。

○秋山長造君 所轄ということだか
ら、承認という言葉を使わなければな
らないという必然的な私は關連はない
のじやないか、現に現行法でもやはり
国家公安委員会は内閣総理大臣の所轄
の下におくということがあるにもかか
わらず、国警本部長官の任命につ
いては総理大臣の承認でなしに、総理大臣
の意見を聞いてというふうな言葉が使
つてあるのですが、やはり意見だとか
同意だとかいうふうな言葉でなしに、
どうしてもこの際承認という言葉を使
わなければいけないといふところに、
やはり先ほど來問題になつておつた国
家公安委員長に國務大臣を持つて来る
というふうな考え方とやはり一脈通ず
るものの考え方がある、国家公安委
員会は總つて政治的中立性を堅持し
た自主性を持つた民主的な組織である
という説明はされながら、やはり何か
政府の從屬機關と言ひますか、下請機
關というふうなことになつて來ておる
のじやないかと思ふのですね、その点

如何です。
○衆議院議員(離尾弘吉君) 意見とい
う場合と同意といふ場合の違ふことは
御承知の通りであります。我々とい
つたしましては、この場合におきまして
総理大臣の意見を聞くということより
も、同意或いは承認というやり方のほ
うがよろしい、こういう考えの下に修
正いたしましたわけでございまして、
同意という言葉がいかに、承認とい
う言葉がいかに、これはいろいろ御議論
があるかと思ふのでありますが、先
ほどお話のありましたような法律的に
私は私に變つてはないと思ひますが、言
葉のニュアンスと申しますか、我々
いたしましては、この場合といたしま
しては承認という言葉を作つたほうが
適當である、こういう考えの下にさ
うな修正をいたしました次第であります。
○秋山長造君 じや、やはり同意と承
認と同じ意味であるけれども、そのニ
ュアンスの相違で承認という言葉が適
当だといふこの感じの問題ですか。

○衆議院議員(離尾弘吉君) 感じとい
う言葉がいいかどうか存じませんが、
ども、まあさう御了承願つても結構
かと思ひます。
○秋山長造君 やはり私に言わせれ
ば、そこにどうも何か国家公安委員会
というものよりも総理大臣が一段上
張つて、そしてこの命令服從の關係
で下の者が何かやろうと思へば上の
人にお許しを得てやらなければいかん
という感じが、やはりこれも感じてす
けれども、感じが非常に強く出ている
ということを感じざるを得ない。で、離
尾さんはそのようにお感じになりま
せんか。

○衆議院議員(離尾弘吉君) 言葉の問
題になるようでありませうけれども、私
どもといたしましては国家公安委員会
と総理大臣の關係というものは、全く
對等なものとは考えておりません。国
家公安委員会は総理大臣の所轄の下に
ある機關である、こういうふうな考
えです。そして、そういう氣持からいた
しまして同意という言葉を使わな
いという言葉を使つた次第であります。
○秋山長造君 所轄の下にあるとい
うことは、決して総理大臣の從屬機
關ではない、指揮監督を受ける機關で
はない。で、所轄の下にはあるけれ
ども、やはり委員会自体としては一つの
自主性を持つた獨立機關である、こ
ういうふうに私は考へておる。である
にもかかわらずな承認といふやうな
命令と服從のやうな、上官と部下とい
う關係を連想させるやうな言葉を使
いになるのか、同じ意味ならばむしろ
同意という言葉のほうが妥當なんじや
ないかといふように私は考へるん
です、さうお考へになりませんか。

○衆議院議員(離尾弘吉君) 私どもは
国家公共委員会は上とか下とかいうこ
とを申しますと、如何にもどぎついよ
うでありますけれども、總理府の外局
としてある機關だと考へております。
そういう意味合いにおきましては、や
はり強いて申上げますれば総理大臣の
ほうを一應上と考へるの、これが普
通の考え方ではなからうか、国家公安
委員会と都道府県の公安委員会の關係
とは又違つた趣きがある、こういう
うに考へる次第であります。
○秋山長造君 まあその点は、あなた
のお考へはわかりました。

それから次にお伺いしたいのは、この国家公安委員長は表決権を持たないで、単に政府の意向を委員会に反映させるだけの、いわば連絡機関だというようにお話を、もう先般来再々あつたんですが、五人の公安委員というものの意思と政府の意思とが全然相反するといふような場合もまあ想像できるわけなんです。で、そういうような場合には政府のほうはどういうような措置をお考えになるんですか、その点をお伺いしたい。

○国務大臣(小坂善太郎君) その場合は公安委員というものは独立した権限を持つておるのでありますから、政府はその意思をまげる、そのことについては政府の意思を撤回するということになつて参ります。

○秋山長造君 五人の公安委員の意思、五人でなくとも多数決ですから、多数決で委員会の意思がきまつた場合には、委員長たる国務大臣は、それに如何なる場合にもフランクな気持ちで従う、こういうことですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) その通りであります。

○秋山長造君 その場合に、この九条の内閣総理大臣が委員に不適当なる者があると認める場合にはこれを罷免するといふ、そういう罷免権をまさかお使いになるというようなことはないんですか、この点を一つたしかめておきたい。

○国務大臣(小坂善太郎君) その場合は七条に欠格事項が書いてございまして、そういうものに該当しなければどうにもなし得ない、こういうことではあります。なお第十条に積極的な政治運動をしてはならない、三項でございま

すが、「委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的な政治運動をしてはならない」といふのがございまして、これなどもこの積極的な政治運動をしてはならない、ということとは、政治運動をしたとかしないとかいうことに藉口して、委員の辞任を求めるといふような場合にも積極的なものといふことがこの場合の保障になるというふうな気持ちで御了解願いたいと思ひます。

○秋山長造君 そういう場合は別として、少くとも、私さつき言いましたように、公安委員の意思と政府の意思とがたゞ／＼相反したからといつて、この九条の一項はわかりません、当然ですか、九条の二項あたりを書いてあるような、この「委員に職務上の義務違反」その点はまだいいんですが、「その他委員たるに適しない非行があると認める場合」といふような点を拡張解釈されて、そうしてその政府の意思に従つて、この委員を強引に罷免するといふようなことは絶対にない、こう了解してよろしいと思ひますか。

○政府委員(斎藤昇君) これは如何に拡張解釈をいたしても、きょううな場合にはこれが適用があるといふようには絶対に認めないと思ひます。

○秋山長造君 今小坂担当大臣が答弁の中におつしやつた十條の三項の「委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的な政治運動をしてはならない」とこれはこの間法務委員会でもこの点は問題になつたようですがそこに書いてある「政治的団体の役員」となり、「政治的団体」といふのは具体的にどういうことを意味しているのか。

それから又「積極的な政治運動」といふ、積極的、消極的といふようなこの区別を何によつてされるのか。その点。

○政府委員(斎藤昇君) 「政治的団体」と申しますのは、或る政治的な意見を推進することを目的とした団体といふ意味であります。

で、政治運動を積極的に行つて申しますことは、通常国民は政治的運動、政治活動をする自由があるわけでありまして、通常の一般国民として行つていく限りを超えて特に或る政治的な意見を推進するために自分が中心になつてやるという趣旨であります。第三者から意見を求められて政治的な事柄について意見を發表するとか、或る会合に招かれて政治的な意見を發表するといふ場合には自己の意見を發表するといふような事柄は、これはこれには入らないのであります。

○秋山長造君 そういたしますと、例えば選挙の応援演説に参加するといふような場合はどうなんでしょうか。

○政府委員(斎藤昇君) これは選挙運動に相成りますから、選挙運動は公職選挙法の規定によりまして公安委員はすべて選挙運動は禁じられております。これをいたしますと同時に公職選挙法違反に相成るわけでございます。

○秋山長造君 では選挙でなくて、例えば政党に所属する委員もあり得るわけですか。そういう人が自分の党の政談演説会その他の党の主催の演説会なり、講演会なりで演説をやる、講演をやるというような場合はどうなんでしょうか。

○政府委員(斎藤昇君) 党の演説会にみずから進んで行つて演説をするとい

うのはこれは積極的な政治運動ということになると考えます。

○秋山長造君 講演会はどうですか。

○政府委員(斎藤昇君) 一般の講演会に招かれて演説をしてくれといふので演説をいたしますことは、これは差支えないと思ひます。

○秋山長造君 そういたしますと講演会だとか、演説会だとかいう形式的にきまるのですか。それとも演説会で、党の主催の演説会で演説をやつてもその内容は案外非常に低調な場合もある。又一般の婦人会なら婦人会へ呼ばれて行つてやる講演の中にも内容はなかなか激烈な内容を持つた講演もあり得るわけなんですが、そういう点はどうなりますか。

○政府委員(斎藤昇君) 例えば党の大会で自分の意見を述べるといふことはこれは積極的な政治運動ではございませぬ。そうではなくて党の宣伝運動にみずから進んで行くといふことはその自分の政治的意見、党の政治的意見を積極的に推進するといふことになりまして、これは積極的な政治運動に相成るのであります。党の講演会等に招かれまして、あなたのこゝういふことに對する政治的意見はどうかと聞かれ、これを發表する。これが講演会でありまして、自分が政治的目的を持つて積極的にそれに参加したのではなから、積極的な政治運動にはならないと考えるわけでありまして。

○秋山長造君 まあその積極的といふのはなか／＼具体的にこれははつきりしない問題で、結局ここに書かれてある「積極的」といふのは常識的に考へて、いわゆる積極的であるとか、消極的であるとか、こういう大ざつば

な概念だろふと思ふのです。だからその点に我々としてはなか／＼疑問があると思ひますが、その上の「政治的団体」といふことをさつき何か御説明がありましたが、これはやはりこゝういふ法律へ書いてある言葉ですから、例えば政治資金規正法等の適用を受けるところの団体を指すのか。それともそうではなくしてさつき積極的、消極的といふような、こゝういふ大ざつばな概念で政治的団体、多少とも政治色を帯びた団体といふような言葉であるのか、その点如何ですか。

○政府委員(斎藤昇君) 若干政治的な色彩を帯びているといふものではなくして、やはりその団体の目的が或る政治的な意見を推進する、政治目的を、政治的な目的を推進するといふ、そういうことを目的とする。そういう団体を指すのでありまして、目的は他の目的であるが、若干その活動が政治的に直るといひましてもこれは政治的団体とは言えないと思ひます。

○秋山長造君 例へばこの憲法を守る会といふような名前のついたものが、団体があります。一番大きいのは憲法擁護国民連盟といふようなものが最近ではできてゐるのですが、ああいうものはこれに入りますか、どうですか。

○政府委員(斎藤昇君) これは何と申しますか、憲法を守るといふことと、まあ現在あります憲法を守る場合、いろ／＼ございまして、これが特に憲法を守るために或る政治的な活動を中心としてしなければならぬといふ趣旨の活動になつて参りますと、政治的団体といふことに相成ろうと思ひます。お互いに憲法を守らうではないかといつて自勵自戒を促すといふよ

うな、そういう団体でありますればこれは政治的団体とは言えない。

○秋山長造君 自衛自戒という、憲法を守るために自衛自戒するとはどういふことなんですか。大体公安委員は三条の規定とか、或いは第十条のあの援用規定等によって憲法を守るという、特に憲法を擁護するという強い宣誓をやるということになっている。だから当然自衛自戒というような消極的な受身の守り方ではない、強く積極的な憲法を守るという意欲があつて然るべきだと思ふのです。そう思うのです

○秋山長造君 それで選挙に當つて候補者を立てるとか推薦するとかいふような主體になるということになれば、これはまあはつきりして来るわけなんですけれども、併し実際にはそこまで行かない文化団体やいろいろな狭義の政治団体やいろいろな文化的、半分的、半分政治的、半分文化的、半分的、半分的という、実際にはそういうのはつきり政治団体と断定できないような団体が非常に多いのじやないかと、そういう場合にこういう政治団体というように抽象的なわかりにくい用語でなしに、もう少し何か具体的にはつきりした言葉が使えないものかと私は思ふ。で、その点は一、もう少し具体的基準というものを御研究願つて、明日の逐条審議のときにでも、もう一度御答弁を願ひたいと思ひます。それから次に尋ねたいのは、この改正によりまして、まあ警察事務というものが市町村から一応県に政府の説明によれば移るわけなんです、で、この問題はやはりただ警察事務だけ切り離して考えらるべき問題ではないか、今日の府県と市町村との間の事務の再配分をどうするかという地方制度調査会で年々問題になつておるこの懸案を解決して初めてこの問題も又すつきりと解決されるのじやないか、にもかかわらず政府のほうでは今度の自治法改正にいたしましたも、地方制度調査会から御承知のような答申が出ておるにもかかわらず、依然としてこの事務の再配分というようない問題にま

では前進しておらない、極く技術的な自治法改正しか出ておらない、挙げてそういう事務の再配分或いは府県の性格をどうするかというようない問題は今後の問題として見送られた形なんですよ。にもかかわらずなぜこの際に急いで警察事務だけを配置替えをしなければならないのか、何か特別に治安上の理由とか何とかいふものがあるためなんですか。これはちよつと本末顛倒されておるのではないかとこのように思ふのですが、その点如何ですか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 警察法をどうしようかというにつぎましてはすでに占領終期頃からその声が非常に強くなつて参りまして、独立と同時に警察法の改正に着手いたしましたのであります。その間に十五国会において解散等の事情がありまして、更に引續いてこの国会におきまして警察法の御審議を頂いておりましたわけでございます。もとより中央地方におきまします行財政の再配分、或いは行財政の整理というやうな全般につぎまして

も検討はいたしておるのでございまして、種々問題がありまして、今回のところはこうした改正案に伴うものに先んじて御審議を頂くというごに地方行政関係はなつておるわけでございます。別に特別な意図があるわけではございませんで、懸案になつておるもの議のままとつたものから解決して行く、こういうことにはかならないわけでございます。

○秋山長造君 この点はままとつたものから解決して行くとおつしやるのですけれども、併し地方制度そのものが全体としてまあ一体をなすものかと思ふ。で、特にその中でも教育とか警

察とかいふのは、やはり地方団体の仕事としてはこれは大きなウエイトを占めておる問題なんだ。そこでその事務がどこに持つて行かれるかということ、これはただそれだけの警察なら警察だけの問題ではなくして、やはり地方制度全体に非常に大きな影響力を持つ、これは重大問題だと思ふ。

で、まあこの府県警察は自治体警察だということをしきりにおつしやる。で、仮にこの法案に現れておる府県警察が、おつしやる通り自治体警察であつたとしても、一方ではこの間も吉田総理にいたしましたも、又塚田自治庁長官にいたしましたも、皆さん口を合せて個人としては知事は官選のほうがよく、併しながら今の場合はこれはやはり現行の府県を完全自治体として認めておる現行の自治法の建前の下に行つて行くよりしようがないというやうな至極頼りないといひます。まあこの府県自治という考えからすれば、非常に政府のおつしやることは頼りない。前途に対して不安を持たざるを得ない。でありますから、仮にここで府県がこの府県警察が自治体警察だとしても、果してそれが自治体警察だといふからには、少くとも相当長期間に亘つて自治体警察としての見通しがなければならぬ。ところがもう知事のはは来年の改選あたり早ければ任命制にでもなるのではな

いかというやうな早の早い観測も行われておるやうなことで、結局懸く解懸すればこれはもうそういう府県知事が官選になるという、近い将来官選になるといふことを見越して、まあその場合には府県警察も一遍にこの国家警

察一本に切替はすぐできるのだと、まあ今一足飛びにやると当り障りがあるから、一応まあ自治体警察という形だけは残しておこうというやうない意図でやつておられるのではないかと、やはり先ずこういう地方の事務として最も大きなウエイトを占めておるやうな警察事務を動かすということになれば、それに先立つて先ずこの府県の性格を第一どう定めるのか、地方制度調査会からも答申が出ておりますが、あの答申をどれだけどう政府が取入れて、そして具体的にどう定めるのかというやうな問題、又市町村と府県との事務配分をどうするかというやうな問題を先ずこのばら／＼にはなしに、一体のものとして解決をして、そして然るのちに警察事務を動かすということがやはり私は順序じやないかと思ふ。又地方制度というものをままとつた形のものとして扱つて行くゆゑんではないかと思ふのですが、その点について、もう一度小坂大臣に御答弁願ひたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 現在の都道府県の性格をどう見るかということでありますれば、私もこれはこれは自治体であるといふふうに見ておりますのでございまして。で、今御指摘のやうな知事官選というやうな問題は、私も正式議題としては何ら聞いておりませんので、現状におきましての自治体の性格を認めて行く、これが自治体としての範囲といひます。で、大きさが大体適當であらうといふふうには考へまして、現在の自治警察を整理して行くという方向をここに求めたのである、こ

うな、そういう団体でありますればこれは政治的団体とは言えない。

○秋山長造君 自衛自戒という、憲法を守るために自衛自戒するとはどういふことなんですか。大体公安委員は三条の規定とか、或いは第十条のあの援用規定等によって憲法を守るという、特に憲法を擁護するという強い宣誓をやるということになっている。だから当然自衛自戒というような消極的な受身の守り方ではない、強く積極的な憲法を守るという意欲があつて然るべきだと思ふのです。そう思うのです

○秋山長造君 それで選挙に當つて候補者を立てるとか推薦するとかいふような主體になるということになれば、これはまあはつきりして来るわけなんですけれども、併し実際にはそこまで行かない文化団体やいろいろな狭義の政治団体やいろいろな文化的、半分的、半分政治的、半分文化的、半分的、半分的という、実際にはそういうのはつきり政治団体と断定できないような団体が非常に多いのじやないかと、そういう場合にこういう政治団体というように抽象的なわかりにくい用語でなしに、もう少し何か具体的にはつきりした言葉が使えないものかと私は思ふ。で、その点は一、もう少し具体的基準というものを御研究願つて、明日の逐条審議のときにでも、もう一度御答弁を願ひたいと思ひます。それから次に尋ねたいのは、この改正によりまして、まあ警察事務というものが市町村から一応県に政府の説明によれば移るわけなんです、で、この問題はやはりただ警察事務だけ切り離して考えらるべき問題ではないか、今日の府県と市町村との間の事務の再配分をどうするかという地方制度調査会で年々問題になつておるこの懸案を解決して初めてこの問題も又すつきりと解決されるのじやないか、にもかかわらず政府のほうでは今度の自治法改正にいたしましたも、地方制度調査会から御承知のような答申が出ておるにもかかわらず、依然としてこの事務の再配分というようない問題にま

では前進しておらない、極く技術的な自治法改正しか出ておらない、挙げてそういう事務の再配分或いは府県の性格をどうするかというようない問題は今後の問題として見送られた形なんですよ。にもかかわらずなぜこの際に急いで警察事務だけを配置替えをしなければならないのか、何か特別に治安上の理由とか何とかいふものがあるためなんですか。これはちよつと本末顛倒されておるのではないかとこのように思ふのですが、その点如何ですか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 警察法をどうしようかというにつぎましてはすでに占領終期頃からその声が非常に強くなつて参りまして、独立と同時に警察法の改正に着手いたしましたのであります。その間に十五国会において解散等の事情がありまして、更に引續いてこの国会におきまして警察法の御審議を頂いておりましたわけでございます。もとより中央地方におきまします行財政の再配分、或いは行財政の整理というやうな全般につぎまして

も検討はいたしておるのでございまして、種々問題がありまして、今回のところはこうした改正案に伴うものに先んじて御審議を頂くというごに地方行政関係はなつておるわけでございます。別に特別な意図があるわけではございませんで、懸案になつておるもの議のままとつたものから解決して行く、こういうことにはかならないわけでございます。

いての事務の再配分等をどう持つて行くかという一連の計画性の下に、警察事務をどう動かすかというところを見るべきではないかという御意見もございましたのであります。私が、私どもとしては、今申し上げたような現状で何ら府県の性格なり公式的にこの性格をどうするかという問題が出ておるまい。私どもは現状をそのまま認めまして、府県という単位が自治体警察を持つのに適当な単位であらう、こういう観点からこの案を考えた次第でございます。

○秋山長造君 特にその点について私やはり政府に責任を感じてもらわなければならぬと思ひますのは、大都市の問題なんです。このいわゆる特別市制の問題は、これはもうここ数年來の地方制度上の最大のこれは懸案になつておる。昨年の地方制度調査会の答申の中ではこれに對して或る程度の解決のメドというものを与えておるわけですが、五大都市というものを府県と並んで、並んでと言ひますか、府県といわば對等な一つの別個の自治体として認めて行こうという方向をはつきり打出しておる。そうしてそういう立場からして警察制度の改正についても、府県完全自治體と、それから五大市の自治體と、こういう二本建の線を出しておる。まあ地方制度調査会は地方制度調査会なりにこの特別市制の問題に一応の結論を与えようとしておるわけなんです。ところが政府のほうは、この問題はまだまだ結論が出ておらない。出ておらないけれども、然らば特別市制などは一切認めないで、地方制度としては、飽くまで大都市といえども府県の中に包含される自治體である

という扱いをされるのかというところ、その中でもない。いろいろな面について政府は具体的に言わないけれども、實際の扱いとしてはやはり五大都市というものとは五大府県と對等な一つの別個の存在として扱つて來ておる。ところがその大都市の事務として最も重要な位置を占めておる警察事務に限つて、そういう特別市制の問題なんかには何ら解決を与えずして、そういうものだけ府県へ取上げるというようなことをされまします。これはまずい、むしろかような結果になつておるのじやないか。この問題はどうしても早晩の機会に政府が責任を持つて解決なさらないければ、非常なまずい、これはむしろかような問題になると思ふ。この点や、地方制度調査会の答申案の線がおよそ今の段階としては妥當な線ではないかというように思ふのですが、大臣はその点についてどうお考えにならないか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 地方制度調査会の答申の線というものは、我々非常な苦心の労作の結果だと思つて尊敬して拝見いたしておるのであります。が、私自身の専門の分野でございませうけれども、現在自治庁において町村合併を非常に促進しておつて、全体として自治體であります市町村の範圍を廣めて行くということを考へておるが、その合併の過程におきまして、だんだんその府県自身についても市との權衡が將來の問題としては、或いは考へられなければならないのではないかと、いふように素人でございますが、そんなような感じを持っております。いづれにいたしましても、明治以來の慣習上の自治體というものが、やはり人

口の狀態であるとか、或いは産業の狀態でありますとかいふようなものによりまして、だんだん新しい時代になつて行つていく時代を一方に見ながら、できるだけ実情に即した自治體制度というものをやつて行くということがよろしかうと思つておりますが、現在では早急に結論を出すべき段階ではまだないといふふうに考へております。

○秋山長造君 その前提になる特別市制の問題について早急に結論を出す段階でないということならば、なぜ警察の問題に限つて、現地の実情なり又要望を無視して強引にこれを府県警察に一本化するといふような早まつたことをなさるのか、その点私どもも納得行かない。

○國務大臣(小坂善太郎君) 五大府県或いは五大市に存在いたします人口というものは、これは確かに特殊性を持つたものであるという点は認めておるのであります。一方におきまして、その特殊性が、一方におきまして、又それだけに余計この制度上の幾多の重複或いは盲点の存在といふようなものが隨所に見られるのであります。こうしたこの制度上の欠点といふものはやはりこの際一元化して重複といふようなものにつきましては、できるだけ簡素化させる措置を講ずるといふことが適當でなからうかといふようにも思ふのでございますが、この五大府県につきまして特例を認めざる原案を提出したゆゑでございます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 警察以外の諸制度につきまして特例を認めるかどうかという点は、これは特例と言へますかどうですか、要するに現状に即した方法によつて行かうということになります。警察制度の場合も現状に即しまして非常に盲点の存在、或いは組織の重複があるという点も認められます。一本というものがよろしかろうと存ずるのであります。

○秋山長造君 盲点の存在ということをお大臣はよく言われるのですけれども、或るほどよく聞かれますと、何か都市と県との間に隙があつて、そうしてそこに泥棒なり何なりがつけ込んで逃げ込むといふような感じを与えるのでありますけれども、實際にはそういう盲点といふものは大臣がおつしやるほど現実にはあり得ないといふことがどうもいろいろ統計資料その他を見まして実情のようなんです。盲点盲点といふのは一種のこれは体のいい説明の言葉であつて、我々名古屋へ行つても大阪へ行つても横浜へ行つても、いまだかつて市の周辺、市と県との接点地帯が特に盲点になつて、そこに犯罪が集中しておるといふような話を聞いたことがない、その点大臣に、大臣が盲点と言われるのだから、大臣が理由を答えて下さい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 私は常識的に言うのでございしますから、これにつきまして専門の見地から長官か

ら……。

○政府委員(斎藤昇君) この点は先般も申し上げましたように、盲点と申しましても、どこかにやはり隙があるといふ、そういう意味でございませんで、大都市とその周辺は人口構成或いは政治經濟の國民の活動状況から見まして非常に一体的になつてゐる。治安對象として見ますときには、この大都市の区域その周辺といふものが治安對象として見た場合に、これを分割することのできないような一体性を持つてゐる。この一体性を持つてゐるものにつきまして、管轄區域を別に設ける。そうして警察の統括する主体が別になつてゐることは、これは犯罪に對しまして起りました場合に連絡をいたしますにつきては、或いはこの中心と周辺は一体的な治安政策を講じなければならぬのに、これが二元的に、ばらばらに施策が講じられるといふことは、これは警察の能率に大きなマイナスになる犯罪を檢舉するといふ面から申しますと、ここに、檢舉につきては非常に支障が多い。事前に犯罪の起らない予防措置といふ面から考えますと、別々な、二元的な対策では、そこにびつたりした措置が講じられにくい。かような意味から、例えばロンドン警察の例も前に申し上げておりましたが、単にロンドン・シティといふ區域を超えて、数箇のカウンティを一つにした、そういう警察單位を持つてゐるくらいでありまして、警察の目的をできるだけ合目的に達するために、そういうた地域をひとまとめにしたほうがよろしい、こゝろ見地から大都市と、その周辺といふものは切離さないほうがよろしい。そうし

てそのほうが経済的である。かような意味から、府県を一本にしたほうがよろしい、かように申上げているのでございませう。

○秋山長造君　そういう意味の盲点をなくするということだつたらば、府県にしてもやはり盲点は依然として存在するにやないですか。別にあんな大都市と府県の場合も、府県同士の場合も、何ら変わりはないので、むしろそういう意味の盲点をなくするんだつたら、東京都としての警察を持ち、神奈川県は神奈川県としての別の警察を持つというようになことでなしに、神奈川県だとか、東京だとか言つて、名前こそ違ひますが、汽車で通つて見ても、どこが境になつてゐるのかちつともわかりやしない。むしろ横浜と箱根なんかの辺を切離しても、東京の街と横浜の街とくつつけて一つの警察にしたほうが余ほごあなたのおつしやる盲点をなくするといふ理想に叶ふんじゃないですか。又兵庫県と大阪にしてもそうです。大阪の警察を廃止して、そうして大阪府の警察を作る、神戸の警察を廃止して兵庫県警察を作るということによつて盲点がなくなる程度よりも、むしろ大阪から尼崎その他をずつと繋がつて神戸までずつともう街が続いてゐるのですから、県境を越えて、むしろ大阪と神戸とくつつけて一つの警察にしたほうが余ほごいいんじゃないですか。又能率から言ひましても、その点如何ですか。

○政府委員(斎藤昇君)　京浜地帯或いは阪神地帯というようにつきましてもは確かにおつしやるような状況でございませう。併しこれらの地域を除きますると大体やはり附近は県庁所在地の

市を中心にして大体治安対象も他府県と関係はないことは申しませんが、これは併し大都市とその周辺というような密接さはないことはこれ又御了解を願へると考えます。そこでそれならば阪神や京阪地方は、これは京阪地方は別に他の地方においては府県単位が望ましい、それで何ら支障がないということも御了解頂けると思ひます。それならば阪神地帯、京阪地方は二府県或いは数府県を単位にした一つの警察単位を設けるかという問題が提起されるわけにございませう。これにつきましてもそのほうがよろしいといふ専門的な意見も相当ございませう。併しなからそうなりますると、やはりどのかの自治団体というものと直接関係を持つと、その自治団体の仕事としてやらせるほうがよろしいといふ一方の制約がございませうからその又制約も警察法を考へる場合に民主的な運営と地方分権といふ点を参酌することが誠に重要な要素でございませうから、さうな意味におきましての府県自治団体のこの事務を委任をする、或いは他の自治団体に委任をするかというふうな

ないわけでありまして、阪神地方が一つの大きな自治団体を作るといふことになりますれば警察はこれはよからうと思ひますが、現在はその機構はございませうから、これを自治団体に密接せしめ自治団体の事務にするといふ一つの要請から考へまして、阪神地方と京阪地方は警察の運営から見ますとこれでも満足とは言へませんが、府県単位で先ず現状においては満足せざるを得ないだらう。こういう結論になつておるのであります。

○秋山長造君　その点は府県にされた

ところでどうせ長官のおつしやるような盲点をなくするといふことは依然として解決はつかない、やはり県と県との間に隙間ができて来る。だからそこへ泥棒でも何でも逃げ込めばやはり同じことで、今度は県をなくして道州制にでもしなければならぬ。道州制にすれば又こつちの州とこつちの州とが又隙間ができていつまで経つても問題はちつとも解決しない。そこでその点は私は承服しません。

それでもう一つ問題は、この八万五千の自治警ですが、八万五千と言へば恐らく今日の国警、自治警を合せた警察力の三分の二ぐらいになるだらう。この前も自治警の警察長を呼んでいろいろこの席で陳述を聞いたときに、すべての警察長が口を揃えて自治警が職後のあの混乱の時代の中から立上つて、そうして非常に苦しい地方財政の中で今日まで治安維持のために悪戦苦闘をして闘つて来た。ようやくこの自治警が実施になつて今日九六年、ようやく軌道に乗つてこれからのいよいよ自治警としての新面目を積極的に発揮し得るといふ正にこれからだといふところへさしかつたときになぜいかなる、ただ不経済だとか、盲点があるとか何だとか、かんだとかといふような、そういう、どういふ制度にしてもあり得るところのそういう欠点を特に自治警の場合にだけ誇大に取上げて大きく宣伝をして、そうして自治警に何ら一言半句の相談も何もしない、いきなり取上げてしまふというやり方は、余りにも八万五千の自治警の職員に対して冷遇な仕打ではないか、無情な仕打ではないか、こう涙ながらに訴えておつた。我々も全くそうだと思う。その

の点について大臣なり長官なり、私はなぜ大義さんが書かれたあの……、まあ小坂さんも提案説明をやらされたけれども、小坂さんの説き上げられた提案説明の表紙には、大義國務大臣の提案説明と未だに書いてあるのですから、やはり大義さんが書かれたのだらうと思ふが、大義さんの言葉によると国警も自治警も仲良くやめて、そうしてその中間をとつて府県警察を作るのだ、だから別に国警に偏るとか、自警にどうか、国警に厚く自警に薄くとか、仲良くやめて真中をとるのだ、非常に文学的な言葉で強調しておられ

は、仲良くやめて真中をとるのだ、非常に文学的な言葉で強調しておられる。ところが実際の立案者がやつたことは仲良くも兼ねありやせん。一方的にこつと作つて一言半句の相談もかけてやらずに、これができた、だからお前付いて来い、嫌なやつはやめろ、こういう冷遇なやりかたは、私は今後のこの多事多難な日本の治安を維持して行く警察の行き方としては、警察陣の中にすでに非常な問題をみずから作り出して行くことになるのではないかと。なんと申しましてもこういう警察のような組織というのは軍隊と同じことでありまして、人の和がなかつたら幾ら機械を整えたところで、幾ら規律をやかましく言つたところで、幾ら上の人が下の人をどなりつけたところで、とても満足にこれは動く組織じやないと思ふ。その人の和を立案者みずからぶち壊すようなことを平気でやつて、そうしてこれで警察は能率が上がるんだ、日本の治安は一層確実に維持されるのだといつたようなことは私はとてもないことだと思ふ。その点についての御感想をお伺ひしたい。

○國務大臣(小坂善太郎君)　先ず同一内閣でございませうし、而も同一国会の会期中におきまして、大義氏と私は交替したのでございませうが、この方針に變更のありようは必ずはないのでございませう。私はこの提案理由にも申上げましたように、今又秋山委員がお述べになりましたように、国警もやめ自警もやめる。要するに警察の性格に鑑みてその国家的性格のものと、地方的性格のものをそれ、地方的に分けまして、おの／＼がそのセクト主義を以て自分のほうがいいのだという考え方はやめてもらふ、その性格に鑑みてこれを統制して完全自治体警察でございませうが、府県の自治体警察といふものに一本化するといふ趣旨でいたしておるのであります。国警を重しとして、自治警を軽しとする、或いは自治警を重しとして国警を軽しとする、そのいづれも考へていないのでございませう。もとより自分の信念を以ちまして自分の運営してゐた制度の長所を主張することは、これは又その責任者として当然のことだらうと思ふのであります。又民主主義の建前上自分の意見を述べるといふことは、これは当然であります。併しながら一度その民主的機関の国会といふものによつてきましまして立法化されしむる際におきましては、現在のいけなところはそのおの／＼において捨てて参りたいと思つております。併しそのことがよくなし得るかどうかといふことは、あとはかつて人事にかかるとは思ひませんが、私は思ふのであります。如何なることを指導されようと、如何なる立場において行動されようと、有用の材は適所に置く、そうして人の和を保たしめ

るといふことにおいて私は専念いたしたいと考えておるのであります。軍隊或いは警察と仰せられましたけれどもそれに限りません。あらゆる点によつて私は人の和こそがその制度を運営する根本の問題であると思つておられます。私はそういう意味におきまして過去の行がかりにとらわれず、本當に国民のために費用を少く、能率のよい警察制度を作りたいという念願に、この警察制度に携わられた人々がこれに心を寄せられることを期待いたしておる次第でございます。

○秋山長造君 私はこの国会を通過した後のことを言つてゐるのではない、それは通過すれば通過したでうまいことをやつてもらわなければなりませんけれども、併しそれを言つてゐるのではない。こういう革命的な、これは何といつても八万五千の自治警にとつて生死の問題なんですから、ただ一片の法律で以て塗り替へさすればよいものではない。これは言わんでもわかり切つたことなんです。そこでこういう案を立案される過程において、なぜ国警も自治警も仲良くやめようというこの仲良くという言葉をわざ／＼使われて強調されるくらいなら、ただ言葉で使つただけでなしに、なぜ本當に立案される過程において、国警と自治警が仲良く相談をして、そうして立案をされるべきであつたか、尤もあなたはその時に担当大臣でなかつたから、小坂さん責めでもしようがないけれども、併しやはり政府としての私は責任はあると思ふ。又斎藤国警長官が当面の担当者としてこの案を立案されたのですから、国警長官にしても仲良くやめて、どつちを重しとし、どつちを軽しとする気

持はないとおつしやるけれども、それは言葉の綾であつて、実際にやられたことは国警中心で、そうして実質的には自治警を解体して、国警に集中したと同じようなことをやつておられるじやないですか。この間田中警視總監のおつしやるのが真実であるならば、全国の自治体の警察長の協議会の議長だそうですが、その人にすら何ら事前に相談らしい相談は一言半句もなかつたといふことをここで切々として訴えておられた。これだけのことをやられるなら、そういう点についても、もう少し慮りを持たれて、そうして自治警にいたしましても、勿論今までやつて来たものは自分が一番いいと考え勝ちだといふことは大臣のお言葉の通りです。併しそれにしても不満足ながらもあすこまで政府が手を戻してくれたのだから、まあこれから我々も気持ちよく譲らなければならぬという程度の氣持だけでも持たすくらいな努力はされたい。然るべきなんです。それを全然やらせず一方的に、而も秘密に一方的な法案を作つて、そうしていきなり国会へかけて国民の総意に基いた国会で定めるのだからいいじやないかという行き方は、私は本當に民主的な行き方じやない、こう考へる。国警長官のこの御感想をお尋ねしたい。

○政府委員(斎藤長官) この警察法は自治警が悪いからどうする、或いは国警がどうだからどうするといふ趣旨では毛頭ないことは大臣も申上げておられる通りであります。現在の自治警、国警二本建の制度、そうして管轄区域が非常に狭い市町村といふものを管轄区域にした警察制度、これが警察の制度全体としては面白くないという見地から、府県一本の制度といふものが考へられた結果でありまして、自治警が自治警中心、殊に自治警に従事しておる警察官の能率が悪いからどうするといふような意図は毛頭ないことは御了解を頂けると考へるのであります。警察は自治警のためのものでもなし、国警のためのものでもないものであります。国民のためのものであります。いまして、国民のためのものであります。このことは申し上げるまでもないことと存じます。さういふ見地から政府或いは政界においていふ／＼の意見を参酌されて大体的方針を定められた、この方針に従つてこれを立案化を我々の方針の決定の前に自治警と国警とを合つて、そうしていいものができればそれでいいという、警察は我々警察官のためのものであるならばそれでいいと思ひますが、さういふものではない。いましたように、勿論自治体警察の人たちはどういふ意見を持っておられるか、或いは市町村のかた／＼はどういふ意見を持っておられるか、府県のかた／＼はどういふ意見を持っておられるか、これらの意見は、いろいろ／＼な方法で十分政府或いは政界のかたがたにおいて御検討になつた上でおきめになつた方針であります。その方針のきまります前に、我々、どうもこゝういふ方針がきまりそうだと、それでどうだといふような話合ひは實際問題としてでき得なかつたことは御了承願へるものと考へます。今日この制度をめぐりまして、府県と市町村との間に非常に意見の対立を來たしておりますが、これにつきましても、事前に市町村と府県を集めてそこでなやめて妥協的

な意見を求めなかつたといふこともございまいしやうが、實際問題として、さういふ方法によつて政府の案が作られるといふことは極めて困難でありますといふことも御了解を願へると思つてございします。

○秋山長造君 只今の御答弁は、私は、これは失礼だけれども、それこそ通し一遍のきれいなことなんです。何ら誠意も何も認められんじやないですか。この間吉田総理に對して警察法のことを聞いたたら、それは斎藤長官に立案を任せただけからわしは知らんといふやうな答弁だつた。だから、あなたがあなたの手許で立案をされたといふことは、これはもう天下公然の事実なんです。それならば、あなたが終戦以來この新警察制度、現行警察制度ができて以來この警察制度の運用の實地の責任者としてやつて來られた。だから、自治警に對しても非常に緊がりの深い立場におられる。国警は勿論あなたの下です。これはもう緊がりが深いにきまつておる。勿論これは各県とプロック會議をやつて自治警と国警を集めて意見を聞けよと言つても、そんなことをやれるといふのではない。少くとも、自治警に對しても、それはもう何も警察のために警察があるのじやない、国民のためにあるといふのはこれはその通りなんです。併しながら、よい警察を作ろうと思へば、ただあなたの國警的な經驗なり立場なり、頭だけで作ることよりは、衆知を集めるといふ言葉もあるように、やはり自治警の立場なり經驗なり知識なりといふようなものを謙虚な氣持で吸取して作られて、つめて本當に國警も自治警

も仲良くやめて、どちらよりもつとよい、一歩進んだものができるといふやうな方法によつて政府の案が作られるといふことは極めて困難でありますといふことも御了解を願へると思つてございします。

○國務大臣(小坂善太郎君) この警察制度の改正につきましては、独立以來懸案になつておつたのでございまして、十五国会におきましても、案を出しましたことは御承知の通りであります。この中には、五大市に對する特例も

も併しなから警察本部長の身分に
国家公務員であり、そして中央任命で
ある。そこで実際問題としては警察庁
長官の指揮監督と、府県公安委員会独
自の指揮監督とが競合するというよう
な場合があり得るのではないか、実際
問題としては。そういう場合に府県の
警察本部長が警察庁長官の指揮監督に
従つて、そして公安委員会の指揮監督
に従わない、ということ、或いはそ
の逆な場合、そういう場合には警察庁
長官はどういうような処置をおとりに
なるのか。

○政府委員(斎藤昇君) 警察庁長官の
指揮監督に対して、都道府県公安委員
会が従わない、別に反対の指揮監督を
した、そういう場合に都道府県の警察
本部長の身分権をたとえ持つておると
いたしましたが、それは懲戒罷免の理
由には相成りません。若し懲戒をいた
しましたも、これは人事委員会に提訴
されれば負けるわけであります。逆に
警察庁長官の指揮監督に違つた指揮監督
を都道府県公安委員会がいたしまし
て、その場合に都道府県の警察本部長
が都道府県の公安委員会のことを
聞かない。中央からこういう指揮監督
が来ているはずだ。それに従わないとい
うことは、これは都道府県公安委員
会の指揮監督に服さないわけでありま
す。その場合には都道府県公安委員
会が中央に対して懲戒罷免の
勧告ができるということになるのでござ
います。併しながら法律上正しい
適正な指揮監督に對しましては、都道府
府県公安委員会がこれに服するという
法律上の規制は受けるわけでありま
す。ただ服さなかつた場合に、その相
保の方法が法律上ないということであ

りまして、服するのは、これは法律上当然とされておるのでありますから、その指揮監督に服さないような命令を府県の警察本部に服せよといふ、但し服すべき指揮監督に服せよといふ、これは、公安委員会の指揮というものは、これは違法な指揮になる。かように思いますから中央の指揮監督が正しいならば、それに反した公安委員会の指揮監督というものは違法な指揮監督になりまして、都道府県の警察の本部長は、違法な指揮監督には従う義務はない。従つてさうな場合に懲戒罷免の勧告をいたしても、この場合のこれは懲戒罷免の理由にはならない。かような結果に相成ろうと思ひます。

○秋山長造君 警察庁長官の都道府県公安委員会に対する指揮監督が、正当であるかどうかという判断はどなたがなさるのですか。

○政府委員(斎藤昇君) これは都道府県公安委員会が、その指揮監督を受けた場合、これが正当であるかどうかというのを先ず判断するのは都道府県の公安委員会です。〔そんなでたらめはないでたらめだ〕と呼ぶ者あり。それを受けたものがこれが正しいかどうかというのを判断するのは当然であります。出す場合にこれは正しいかどうかというのを判断して出すのは当然であります。受けたほうは又受けたほうとして、正しいかどうかというのを判断するのが当然であります。ところがその場合に、正しくか正しくないかというところが問題になりまして、先ほど申しました懲戒罷免というふうな事柄について起つて来る。起つて来ました場合に、それが正しくないと、こう思つて従わ

なかつた。その場合にそれについて懲戒罷免をされたという場合、人事委員会等に提訴をする。そこでその命令が正しかつたか、正しくなかつたかということが判断されるのであります。それが、それの機関においてそれの判断をする。かように申上げるよりほかにないと思ひます。〔その通り〕と呼ぶ者あり。

○秋山長造君 その通りではない。〔でたらめだ〕と呼ぶ者あり。そうなりますと、結局警察庁長官の指揮監督も、まあ出される以上は正しいと思つて出すよりほかには出し方がない。それも正しい。それから又同時に、それを間違ひである、或いは不当だと判断した場合の府県公安委員会の判断も、公安委員会のほうはそれが正しいと思うのだから、やはり自分の判断が正しい、警察庁長官の判断は間違つてゐる、こういうことになる。で、そういたしますと、先般の御説明では、府県公安委員会が警察本部長に対する懲戒罷免の勧告権というのを持つてゐる。府県公安委員会が、そういう勧告をするような場合は、これはよくよくの場合であつて、府県公安委員会といふものはその府県の民衆の總意を代表してゐるのだ、そういう人が懲戒罷免の勧告をするようであつたら、これはもうどうしても居坐つたところで實際問題としては仕事にならん。だから当然それはどこかに代らざるなり何なり、その勧告は中央でも取上げざるを得ないのだ。だから任免権はなくとも任免権と同じ、實質的には同じやうな問題じゃないか。だから自治体警察じゃないか、こういう御説明だつたのです。ところが今の場合、都道府県公

安委員会が不当なりとしてその警察本部長の懲戒罷免の勧告を中央に対してやるのです。ところがその場合には中央において却下してしまふ。そういうことになりまして、今までの御説明通り行かない場合が往々にして出て来る。つまり公安委員会は懲戒罷免をすべしという、中央のほうはすべからず、そうなりますと、真中に立つて警察本部長は困らるんで、どちらに付いていいやらわからないという事態になつて来ると思ふ。だからやはりその点をすつてきり、解釈しようと思へば、府県の公安委員会に勧告権というやうなあいまいなものでなしに、はつきり任免権を与えること以外にそういう事態をすつてきり解決する方法はないじやないか、こう考へるのですが、長官の御意見を承わりたいと思ひます。

○政府委員(斎藤昇君) 非常にむずかしいケースをお出しになつて御質問になりましたので、これは大変むずかしいことに相成ります。警察庁長官の指揮監督が正しい正しくないという問題の起るというところは、私は非常にこれは稀有の稀有であると思ひます。さうな場合に、その命令について都道府県公安委員会は聞くなという指揮をする。極めて稀有の稀有だと思ひます。然るに聞かれないかつた。これも稀有の稀有だと思ひます。その場合に懲戒罷免の勧告をすることも稀有の稀有だと思ひます。普通懲戒罷免の勧告をするという場合は、これは都道府県の警察本部長として誠に不適格な所為のあるやうな場合に、只今のやうな場合には、先ず国家公安委員会が警察庁長官を指揮監督をしてゐるのでありますから、そういう問題の起りました際に、警察庁長官の出した指揮監督命令というものは、正しいか正しくないかといふことを判断して、国家公安委員会がその警察庁長官を監督をするという立場から処置を正しい方向につける。かように思ひます。御所見のやうに、都道府県公安委員会が、府県の警察本部長の人事権を持つという点は、制度といひまして、即ち府県の完全自治体警察という制度におきましては、誠にすつきりとした筋の通る制度と相成ると思ふのであります。併しな

がらたび、申上げておきますやうに、警察の作用には、国の利害に非常に重要な関係を持つ事柄、同時に地方の利害に大きく関係を持つ事柄があるわけでありまして、この両面の関係を持つ警察事務を一つの警察機関で処理をするという建前をとります以上は、自治体的な性格も持ち、又国の要請にも応え得るという、そういう或る程度の面もなければならぬから、従つてやむを得ずさうな自治体警察として不完全である、又國家的な警察という面から見れば又極めて不完全であるという制度にならざるを得ないのであります。非常に筋の通つた制度にいたしますならば、完全自治体警察、それから完全な国家警察、それを二本同一地域において持つという制度が最も筋の通つた制度に相成ります。併しこの制度の運用は非常に困難であり、又経費も非常にかかる、従つてさうな国家警察と自治体警察といふものを全面的にダブつた制度にしないうで、これを一つの警察において具現をするやうな制度を作らうといふところに、御指摘のやうな一方の理論からみればすつきりしないという点が出て来るのはやむを得ない、かように御了解願ひたいと思ひます。〔明快、明快〕と呼ぶ者あり。

○秋山長造君 実は今の点について更にお伺いすることが相当あるのですけれども、残念ながら時間が来ましたので、あとは明日の逐条質問のときに又お伺ひしたいと思ひます。

それから今朝から総理大臣の出席を私要求しておつたのですが、総理大臣は未だに見えておらない、副総理も見えておらない、是非この警察法の審議が終る前に、その時間は私はかからな

いと思ふ、重大なことを二、三点は是非伺ひたいと思ふ。この席でお願いしておきますが、明日の委員会には是非万障繰合せて総理大臣に出席をして頂くやうに手続をお願いしたい。

○委員(内村清次君) 実はその点につきましては秋山委員から総理の出席要求があつておりましたから、委員部を通じまして要求を出しておきました、そこで再三に亘りまして連絡をとつておりますが、その返事がございせん。で、できますならば総理、副総理というやうなことでお願いしたかつたのですが、どうですか、その点は、やはり副総理ではいけませんか。

○秋山長造君 副総理は出て頂いてもしょうがないのです。やはりこの前の笹森さんの質問に対する国家公安委員長の問題なんかについての副総理の御答弁は極めてあやふやで、小坂担当大臣のほうから伺つてゐる答弁ともちよつと食い違つてゐるやうな、重大なる点で食い違つてゐるやうな向があつたのです。そこでやはりこの問題だけでは、今日私が質問しようと思ふのはそ

の点だけじやございません、ほかにもあるのですけれども、やはり最高責任者は総理大臣ですから、総理大臣に直接お伺いしなければ結論が付かないと思いますので、是非一つお願いをして頂きたいと思ひます。

○委員長(内村清次君) そのようにお取扱をいたしましょう。

○笹森順造君 今のことにちよつと関連して。総理大臣に對しまして私はその任命されている副総理の言葉をそのまま自分が又認めるかということをおはここで尋ねたのであります。それに対して総理大臣は自分は聞いておらないから、それに対して自分がつきり答えられないということをお答えられております。従つて私は今度副総理が私になされましたその連記録等を持つて参りまして、是非ともそのことについて総理大臣が責任を取るかどうかということを、私はやはりこの審議の過程において最も大事な点に觸れて、これは小坂大臣の御答弁とも多少食い違ふところもありますので、この点を明確にしたいと思ひますので、是非とも総理の出席の要求を申し上げます。(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(内村清次君) 笹森君の只今の御要求につきましても、明日の又質疑通告にもその点一つ明記しておいてもらいたいと思ひます。ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(内村清次君) それでは速記をつけて下さい。

伊能君と伊能君の質疑の通告は棄権されましたから、これは棄権されたものと認めます。

「伊能芳雄君」一般質問を打切るためにです」と述べ

○委員長(内村清次君) そこで、それでは今日はこれにて散会いたします。
午後十時四十七分散会

五月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、奄美群島復興特別措置法案(予備審査のための付託は五月二十五日)

昭和二十九年六月二十六日印刷

昭和二十九年六月二十八日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局